三原市文化財保存活用地域計画



令和5年12月 広島県三原市

三原市文化財保存活用地域計画 目次

 序章		1	2 種別ことのみはら資源概要	31
1	計画作成の背景と目的	1	(1) 有形文化財(建造物)	31
	(1)背景	1	(2) 有形文化財(美術工芸品)	32
	(2)目的	1	(3)無形文化財	33
2	計画期間	2	(4) 民俗文化財(有形の民俗文化財)	34
3	計画の進捗管理と変更について	2	 (5) 民俗文化財 (無形の民俗文化財)	34
4	地域計画の位置付け	3	(6) 記念物(遺跡〔史跡〕)	34
	(1) 文化財に関する法制度など	3	(7) 記念物(名勝地〔名勝〕)	35
	(2) 上位計画	5	(8) 記念物(動物・植物・地質鉱	35
	(3) 関連計画	6	物〔天然記念物〕)	
	(4) 個別の文化財の計画	8	(9) 文化的景観	36
5	地域計画の対象	10	(10) 伝統的建造物群	36
	(1) 文化庁の指針	10	(11) その他	36
	(2)みはら資源の定義	10		
			第3章 三原市の歴史文化の特徴	38
第1章	三原市の概要	12	1 歴史文化の特徴の整理	38
1	自然的・地理的環境	12	2 歴史文化の特徴と小テーマ	39
	(1) 位置・面積	12	(1)遺跡が伝える沼田川流域の暮	39
	(2) 地形	13		
	(3) 地質	14	(2) 古代から伝わる神と仏	39
-	(4) 気候	15	(3) 荘園の成立・展開と小早川氏	40
	(5) 自然環境	15	の支配	
2	社会的状况	16	(4) 城下町「みはら」と街道	40
	(1)人口動態	16	(5) 近代工業都市「三原」への道	40
	(2) 観光客数	17	程	
-	(3) 産業	18	(6)暮らしに息づく伝統文化	41
	(4) 土地利用	19	(7)瀬戸内の海・山・川の恵み	41
	(5) 交通	19		
	(6) 災害	20	第4章 みはら資源の保存・活用に関する	75
	(7) 市域の変遷	21	現状と課題	
3	歴史的背景	22	1 既存の調査・研究	75
	(1) 原始・古代	22	(1)市史・町史	75
	(2) 中世	23	(2) 種別ごとの調査	75
	(3) 近世	24	2 みはら資源の保存と活用に関する	80
	(4) 近・現代	26	市の取組	
-			(1) 文化財の指定や修理	80
第2章	ひなら資源の概要 しゅうしゅう	28	(2) 国指定史跡三原城跡の調査・	81
1	みはら資源の件数	28	整備	
	(1) 指定等文化財	28	(3) 国指定天然記念物久井岩海の	81
	(2) 未指定文化財	30	調査・整備	

	(4) 西国街道・本町地区魅力ある	82	概要	116
	まちなみづくり		(1) 本区域の概要	116
	(5)環境での取組	82		116
	(6) 観光での取組	82	 (3)活動や施設	118
	(7) 出前講座の開催	83	3 課題	118
	(8) 市民学芸員の育成	83		119
	(9) 古文書整理ボランティアの取	83	(1) 記録	119
	組		(2) 周知	119
3	学校教育などの取組	84	(3)活用	120
	(1) 小学校における学習	84	(4) 連携	120
	(2) 社会科副読本「きょうど三	85		
	原」		第8章 文化財の防災・防犯	121
	(3) 歴史民俗資料館の団体見学	85	1 防災・防犯に関する現状	121
4	みはら資源に関連する施設の取	86	(1) 想定される災害および被害	121
	組		大況	
	(1) 歴史民俗資料館の取組	86	(2) 防災・防犯に関する取組	123
	(2) 関連する施設の取組	88	2 防災・防犯に関する課題と方針	123
5	市民の文化財への意識・関心に関	90	(1) 防災に対する意識の向上	123
	する調査		(2) 災害への備え	124
	(1) 文化財に関する意識調査	90	(3) 災害発生時の体制づくり	124
	(2) 文化財に関する関心度調査	92	3 防災・防犯に関する措置	126
6	文化財に関連する団体などの取組	93		
7	みはら資源の保存と活用の課題	97	第9章 みはら資源の保存と活用の推進 体制	127
	(1)保存の課題	97	1 推進主体	127
	(2)活用の課題	97	(1) 行政(三原市ほか)	127
	(3)保存と活用の支援に関する課	98		127
	題		 (3) 市民・団体	127
-			(4) 専門家	127
第5章	・ 将来像と基本方針	100		130
1	将来像	100	3 計画の進捗管理	130
2	将来像を実現するための基本方針	101		
第6章	こ みはら資源の保存と活用	106		
1	保存と活用に関する措置の考え方	106		
2	保存と活用の措置	107		
第7章	文化財保存活用区域	114		
1	文化財保存活用区域の設定	114		
2	三原城下町文化財保存活用区域の			

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。また、 文化財は、地域の歴史、伝統、文化により育まれた知恵や知識を伝えるものであり、文化 の向上や発展の基礎であり、また、地域での暮らしのあり方をも示唆するものです。

しかし近年、文化財を取り巻く状況が大きく変化しています。これまで、文化財は暮らしと密接に結びつき、地域の中で継承されてきましたが、生活様式の変化などにより、人々との関わりが希薄となりつつあります。こうした状況の中、文化財の滅失や散逸などの防止は緊急の課題となり、未指定を含めた文化財を、地域のまちづくりに活かしながら、地域社会総がかりで保存・継承していくことが必要となっています。平成30(2018)年には、文化財保護法が改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る方向性が示されました。

現在の三原市は、平成17 (2005) 年に旧1市3町が合併して誕生しました。市域は、旧安芸国と旧備後国にまたがり、旧1市3町は、それぞれ異なる歴史的背景や自然環境を持っています。小早川氏城跡(三原城跡、高山城跡、新高山城跡)、沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯、久井岩海、大和の神楽など、それぞれの地域に、価値が高く、特色ある文化財があり、継承するための取組も行われてきました。

平成 26 (2014) 年から平成 29 (2017) 年には、瀬戸内三原 築城 450 年事業が実施され、 市外からも多くの観光客が訪れました。「観光のまち 三原」の実現をめざし、市内の関係 団体などが協働で取り組み、関連する文化財の多様な活用が進められました。

一方で、平成30(2018)年7月の豪雨災害では、市内の多くの河川が氾濫し、住宅地や田畑で浸水被害が発生しました。また、長く降り続いた雨により地盤が緩み土砂災害が市内各地で発生し、住宅被害や交通遮断が起こりました。多数の文化財も土砂流入などにより被害を受け、文化財の防災対策がより身近な課題であることを再認識することになりました。

(2)目的

三原市長期総合計画の後期基本計画(令和2〔2020〕年度から令和6〔2024〕年度までの5年間)では、歴史・文化財を活かしたまちづくりのため、めざす三原市の姿を「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りを市内外に発信されている。」としています。三原市では、この将来像の実現をめざし、文化財などの保存・活用を行うために「三原市文化財保存活用地域計画」(以下、「本地域計画」という。)を作成します。市内の文化財を対象として、地域の資源としての価値の共有や新たな活用、教育現場における利用の

推進、災害などに備えた確実な継承などに取り組みます。

本地域計画は、三原市における文化財の保存・活用に関して長期的な基本方針を定めるマスタープランであり、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランです。文化財の保存・活用に関する課題を洗い出し、今後、取り組んでいく事業の具体的な内容や計画を示します。文化財の「保存」と「活用」を一体的、かつ計画的に行うことで、確実な保存と、地域の魅力と誇りを育んでいく活用を進めていきます。

2 計画期間

本地域計画の計画期間は、上位計画である、三原市長期総合計画、まち・ひと・しごと 創生総合戦略、教育振興計画の計画期間との整合を図り、令和6 (2024) 年度から令和16 (2034) 年度の11年間とします。社会情勢を勘案し、計画終了までに、令和17年度以降の 計画の検討を行います。



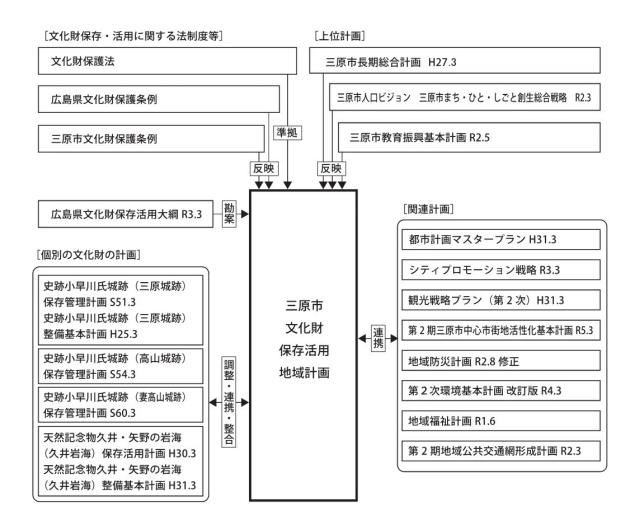
3 計画の進捗管理と変更について

有識者などで構成する三原市文化財保存活用協議会を継続し、年1回程度の協議会の開催を通して、本地域計画の進捗を管理します。

関係する各種計画や事業などとの整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜、計画の見直しを行います。本地域計画の計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官へ変更の認定を申請することとし、それ以外の軽微な変更を行う場合には、県と文化庁へ情報提供します。

4 地域計画の位置付け

本地域計画の位置付けは、次のとおりです。



本地域計画と関連する計画

(1) 文化財に関する法制度など

①文化財保護法

過疎化・少子高齢化などを背景として、文化財の滅失や散逸などへの対応は緊急の課題となっています。未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承することが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30(2018)年6月に文化財保護法が改正されました。

改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」「市町村による文化財保存活用支援団体の指定」「所有者などによる保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定」などが新た

に制度化されました。本地域計画は、改正された文化財保護法第183条の3に基づく計画となります。

②広島県文化財保護条例(広島県、昭和51年)

文化財保護法182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の 文化財で、県の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため 必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献 することを目的とします。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化財の保存 技術、埋蔵文化財について、それぞれ指定・選定、管理・保存、公開などについて規定し ています。

③三原市文化財保護条例(三原市、平成17年3月制定)

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、同法及び広島県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を除き、市内にある文化財のうち重要なものを保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的とし、新市誕生時に制定しました。文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財)や市による指定及び保持者又は保持団体の認定などについて規定しています。また、指定及び認定又は解除を諮問する機関として、三原市文化財保護審議会を設置しています。

④広島県文化財保存活用大綱(広島県、令和3年3月策定)

文化財保護法の改正を受け、同法第183条の2の規定に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら取組を進める上での、文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。

めざすべき将来像を「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・ 景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地 域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」としています。

基本方針として、「文化財の確実な保存、伝承を図る」「文化財の価値の情報発信、活用を図る」「市町や地域社会と連携した総合的、広域的な保存・活用の取組を推進する」の3つを掲げ、それぞれについて、県が取り組むべき施策を示しています。

文化財保護法では、市町村の策定する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘 案して作成するものと定められています。

(2) 上位計画

①三原市長期総合計画(平成27年3月策定、計画期間:平成27年度~令和6年度)

三原市長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成されています。基本構想は、三原市のまちづくりの最高理念であり、計画期間は10年間です。三原元気創造プラン(基本計画)は、後期計画が令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間です。

この計画では「行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市 みはら」を基本理念として掲げています。5つの基本目標のうち「地域の文化と多様な人 材を育むまち」に歴史・文化財を活かしたまちづくりが位置付けられ、めざす三原市の姿を「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りが市内外に発信されている」とし、次の3つの基本方針が示されています。

基本方針1 文化財講演会・見学会の開催や重要文化財の公開などを進め、伝統文化に触れる機会を創出します。

基本方針2 地域や大学との連携により、文化財の調査や保存・活用に取り組みます。

基本方針3 市内の歴史資源の魅力を市内外の人に知ってもらうよう、広報誌や市ホームページなどの様々な情報媒体の活用に取り組みます。

ここで示された基本方針の実現に向けた分野別計画の一つとして、本地域計画は位置付けられます。

②三原市人口ビジョン(改訂版)(令和2年3月)

第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月策定、計画期間:令和2 年度~令和6年度)

人口ビジョンは、三原市の人口動向や将来推計、人口展望をとりまとめ、三原市の重点 課題やターゲットの整理などを行っています。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人 ロビジョンに基づき、対象期間5年間の目標や施策の方向性などをとりまとめています。

三原市のめざす持続可能なまちづくりに向けて、「可能な限り現在の人口の維持(定住人口の減少抑制、居住人口の確実な確保)」「市民満足度の向上」を掲げています。それを達成するために5つの基本目標を掲げています。そのうちの「交流人口拡大への挑戦」の中で、「三原市ならでは」の魅力的なコンテンツを整えるための施策として、文化財活用事業をあげており、本地域計画では、その具体的な事業を示します。

③三原市教育振興基本計画(令和2年5月策定、計画期間:令和2年度~令和6年度)

教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、三原市長期総合計画後期基本計画のうち「教育」「生涯学習」「文化・スポーツ」の政策を三原市教育振興基本計画として位置付けています。

三原市教育振興基本計画には三原市教育委員会が取り組むべき中期的な施策・事業の内容や数値目標を示しています。

三原市教育振興基本計画で掲げるめざす市の姿「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りが市内外に発信されている」の実現に向けた計画の一つとして、本地域計画は位置付けられます。

(3) 関連計画

①三原市都市計画マスタープラン(平成31年3月改訂)

長期的な視点からまちづくりの理念と将来ビジョンを明らかにし、総合的・体系的なまちづくりを推進するための基本的な方針です。めざすべき都市像として、「安全・安心・快適、そして元気に住み続けられるまち」を掲げています。集約型の都市構造に向けて、市内の複数の生活拠点が主要幹線道路網によりネットワークを形成する、多極ネットワーク型コンパクトシティをめざします。小規模な集落が点在している地域においても、小さな拠点づくりや集落ネットワーク形成などによる生活圏の形成をめざします。

地域別構想では、三原中央地域、三原南部地域、本郷地域、久井地域、大和地域の5地域に区分され、地域特性に応じて個性を活かしたまちづくりの方向性を示しています。

上記に示されたまちづくりの方向性にそって、それぞれの地域の特性を活かした文化財 の保存・活用の取組を実施していきます。

②三原市シティプロモーション戦略

(令和3年3月策定、計画期間:令和3年度~令和5年度)

将来に向けて、「〇〇なまち三原」と誰もが言えるブランドの確立をめざし、三原市が「選ばれるまち」となるための取組やその方向性、進め方を示すものです。市民や企業、三原市が一体となり、住み続けたい、住んでみたいという「選ばれるまち」の理由を考え、納得し、実現することに取り組み、それを市内外に情報発信することで、人々の共感を得る取組を三原市のシティプロモーションとして位置付けています。

文化財の保存・活用は、このシティプロモーションの取組としても推進するものです。

③三原市観光戦略プラン(第2次)(平成31年3月策定)

観光を新たな産業の柱のひとつとして位置付け、観光交流人口の拡大をきっかけに、地場産業の振興や雇用の確保などにつなげていくことを目的に、市民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって観光施策に取り組むために策定しています。

将来像を「観光が三原市を支える産業の柱のひとつになっている」、コンセプトを「また 訪れたくなる 感動できるまち 三原」とし、三原市ならではの強みの活用、市民の愛着・ 誇りの醸成の2つの視点から基本戦略と具体的な施策が整理されています。

リーディングプロジェクトとして、『祭りの三原活用』推進プロジェクト、『歴史・文化活用』推進プロジェクトなどが挙げられており、文化財の保存・活用が観光の主要な事業として位置付けられています。

④第2期三原市中心市街地活性化基本計画

(令和5年3月策定、計画期間:令和5年4月~令和10年3月)

中心市街地活性化の課題解決に向けて、4つの基本方針「魅力ある通り、エリアと活力あるまち」「繋がり・回遊するまち」「人にやさしい・安全・安心・便利なまち」「歴史・文化を感じるまち」を設定し、目標である「賑わいの創出」、「商業の活性化」、「街なか居住の推進」の実現に向け、行政と市民が一体となって各種活性化事業に取り組むための計画です。

三原城跡をはじめ、昔ながらの町並みの雰囲気を残す西国街道沿いの本町通り商店街や歴史的に価値のある神社、仏閣などの文化財や歴史的資源が点在する「歴史・文化の魅力ゾーン」においては、地域住民と来街者が散策し、回遊できるまちをめざし、市民との協働により魅力ある町並みを形成します。

⑤三原市地域防災計画(令和2年8月修正)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防や災害応急対策、災害復旧について、 必要な対策の基本を定めるものです。文化財に関しては、災害予防計画では、防災教育(防 災知識)を、保護計画では、平常時からの対策、応急的な対策、災害時の対応を、災害応 急対策では、指定文化財の被害状況の報告を、それぞれ定めています。

本地域計画では、防災計画に定めた対策を含め、文化財を対象とした、総合的かつ具体的な防災に関する事業を定めます。

⑥第2次三原市環境基本計画改訂版

(令和4年3月改訂、計画期間:平成30年度~令和9年度)

三原市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら ~みんなの協働により自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ~」を望ましい環境像に掲げ、環境負荷の軽減、自然との共生、環境の快適さの創出などによって、人にも地球にもやさしい環境共生都市をめざし、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・三原市が協働するとともに、一人ひとりが活き活きと輝きながら、環境保全に取り組める社会づくりを進めていきます。自然共生、脱炭素、循環、安全・安心・快適、市民協働の5つの環境目標に対して、具体的な環境施策が示されています。文化財においては、動物・植物などを対象とした取組などを環境基本計画の対象に含みます。

⑦三原市地域福祉計画(令和元年6月見直し、計画期間:平成26年度~令和5年度)

すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して 生活が送れるよう、行政や地域住民、各種団体などが協力しあい、共に生き支えあう地域 社会を形成するための取組や仕組みづくりの方針を示しています。「地域共生社会」の実現 に向けて、「交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら」を基本理念として掲 げています。住民が、郷土の歴史文化や言い伝え、遊び、ならわし、社会のルール、伝統ある行事・郷土料理などの伝承活動を進めることで、ふれあい・交流の場、活動を促進し、地域をつなぐ人づくりを行う方向性を示しています。

⑧第2期三原市地域公共交通網形成計画

(令和2年3月策定、計画期間:令和2年度~令和6年度)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定により、持続可能な地域公共 交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。

基本理念を「市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実」とし、市民、交通事業者、行政(市)がそれぞれ役割を担い、地域公共交通の維持・充実を図る事業を示しています。

(4) 個別の文化財の計画

①史跡小早川氏城跡(三原城跡)保存管理計画(昭和51年3月策定)

史跡小早川氏城跡の中で、三原城跡について保存管理計画を策定しました。現状変更の 許可方針を定めるとともに、三原城跡の公有化と環境整備の推進を行い、文化財愛護の思 想の高揚を図るための行事を企画するなどの広報普及活動についても言及しています。

②史跡小早川氏城跡(三原城跡)整備基本計画(平成25年3月策定)

史跡小早川氏城跡三原城跡を適切に保存し、次代に継承することを目的として策定しました。歴史や現状を踏まえて、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、適切に保存するための方針や方法、現状変更の取扱いについて定めるとともに、史跡の整備・活用を含めた目標を示しています。

③史跡小早川氏城跡(妻高山城跡)保存管理計画(昭和60年3月策定)

史跡小早川氏城跡の中で、現在の指定名称である高山城跡(計画策定当時は妻高山城跡) について保存管理計画を策定しました。今後の方針として、調査や現状変更の許可方針を 定めるとともに、環境整備や標識、説明板などの保存施設の整備、土地の公有化について 計画を策定しています。

④史跡小早川氏城跡(高山城跡)保存管理計画(昭和54年3月策定)

史跡小早川氏城跡の中で現在の指定名称である新高山城跡(計画策定当時は高山城跡) について保存管理計画を策定しました。今後の方針として、史跡の追加指定や現状変更の 基準を定めるとともに、保存施設の整備や普及活用について計画を策定しています。

⑤天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海)保存活用計画(平成30年3月策定) 現在の久井岩海の状況を調査して課題を整理した上で、昭和54年に策定した旧久井岩 海保存整備計画を検証し、見直しを行い、これからの久井岩海の保存と活用についての方針を明確にしています。

⑥天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海)整備基本計画(平成31年3月策定)

前年に策定した天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海)保存活用計画に基づき、多くの市民が久井岩海の価値や魅力を享受できるよう、天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海)保存活用計画で整理した基本方針の具体化にむけた、施設などの整備の方向性を定めています。

注釈) (4) 個別の文化財の計画 ③④について、史跡小早川氏城跡は、昭和32年に「小早川氏城跡 妻高山城跡 高山城跡 三原城跡」が史跡に指定され、その後平成10年に、「小早川氏城跡 高山城跡 新高山城跡 三原城跡」に名称変更された。計画名は策定当初の名称(妻高山城 跡、高山城跡)を用いるが、内容についての表記は現在の名称(高山城跡、新高山城跡)を用 いる。

5 地域計画の対象

(1) 文化庁の指針

平成30年の文化財保護法(以下、「保護法」という。)の改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定を制度化しました。加えて、平成31年3月に「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」によって、計画の作成などに当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項などが、文化庁によって示されました。この指針では、文化財の保存と活用に当たって、指針が対象とする文化財とはどのような範囲であるのかを、次のように記述されています。

【文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針(文化庁、平成31年3月作成、令和5年3月変更 以下「文化庁指針」とする)】

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化 財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう(なお、 この中には国や地方公共団体に指定などされたものだけでなく、何ら行政による保護 措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる)。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財(埋蔵文化財)や文化財を次世 代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理などの伝統的な保存技術につい ても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、 各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

(2) みはら資源の定義

三原市において、保護法第2条に規定される文化財として298件の指定登録文化財に加え、国や地方公共団体に指定されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)と、埋蔵文化財、文化財の保存技術などが存在します。

例えば、米山寺の重要文化財「絹本著色小早川隆景像」は市民誰もが知っていると思われる有形文化財ですが、一方、中世、近世、近代を問わず、制作、建造、築造された有形の財産が多数あります。

また、地域の生活と結びついた「ちんこんかん」や「稲生神社ぎおん祭りのおどり」といった県や市が指定した無形の民俗文化財のほかにも、各地で行われている「盆踊り」や、三原城築城以来、永きにわたり親しまれてきた伝統芸能「三原やっさ踊り」といった無形の財産もあります。

本地域計画では、これら「三原をかたちづくる」有形・無形の文化財や財産を『みはら資源』と定義します。

本地域計画では、保護法第2条に規定される文化財だけでなく、「文化庁指針」に示される 未指定文化財、埋蔵文化財、次世代へ継承するための保存技術、さらに国民娯楽などの文化 的所産も含め、三原をかたちづくる「みはら資源」を地域計画の対象とします。



三原城跡



稲生神社ぎおん祭りのおどり



胡神社



三原やっさ踊り

第1章 三原市の概要

1 自然的•地理的環境

(1) 位置·面積

三原市は、広島県の中央東部、福山市を中心とした備後圏域の西端、広島市を中心とした広域都市圏の東端に位置し、県内の2つの広域都市圏のいずれにも属し、2つの都市をつなぐ位置にあります。東西約20km、南北約20km、面積は約471.51kmで、広島県の5.6%を占めています。

また、中国・四国地方のほぼ中心に位置するとともに、広島空港をはじめ、JR 山陽新幹線・山陽本線・呉線、三原港、山陽自動車道など主要交通が整う広域交通網の結節拠点でもあり、県内外の各地域と連携する上で恵まれています。



三原市の位置図

(2) 地形

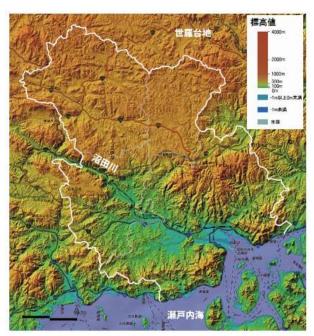
三原市は、市域の南部から北部にかけて、 海、川、平野、山地へと移り変わる自然の 多様性を有しています。

地形は、南部と北部とでは様相が異なっています。

南部は沼田川流域の平野に加えて、佐木島、小佐木島などの島しょ部を含む瀬戸内海と山地に囲まれた帯状の平野が広がり、北部は、世羅台地の一部をなす台地が広がっています。

瀬戸内海沿岸から本郷地域にかけての海 抜100~200mの場所では、瀬戸内面(低位 面)と呼ばれる平坦面が発達しています。

三原市北部の久井地域から大和地域にかけては隆起準平原が発達しています。海抜300~450mの花崗岩地帯に発達するこの平坦面は、世羅台地面(中位面)と呼ばれます。



三原市の地勢(標高) (国土地理院電子国土 Web)

三原市域に発達するこれら二つの平坦面は、三原市の地形を特徴あるものにしています。

(3) 地質

三原市の基盤をつくる岩石は、三原市の北部の一部と南部に分布する付加体です。日本列島が大陸の東縁にあった古生代ペルム紀(2億5,000万年前頃)から中生代ジュラ紀(1億4,500万年前頃)に、海洋底に堆積した地層が海洋プレートの沈み込みによりはぎとられ、大陸に付け加わったものです。泥質岩やチャートなどからなり、石灰岩も見られます。

三原市で最も広く分布するのは、中生代白亜紀後期(8,000万年~9,500年前頃)の大規模な火成活動により形成された高田流紋岩類と花崗岩です。高田流紋岩類は、激しいカルデラ噴火を伴う火山活動で形成されたデイサイト質~流紋岩質の火山岩や溶結凝灰岩からなります。巨大な花崗岩の岩体は、地下に残った大量のマグマから形成されました。この花崗岩は三原市だけでなく広島県内



産総研シームレス地質図 V2 から作成 (実線は断層) 高坂層=古第三紀の堆積岩類 高田流紋岩類=白亜紀・古第三紀の火山岩類

に広く分布しています。久井岩海をつくる花崗関緑岩は、この巨大な花崗岩の岩体の一部で、8,600万年前に形成されたものです。

白亜紀の激しい火成活動後の穏やかな新生代古第三紀(3,000~4,000万年前頃)は、大陸河口部分であった時期で、礫岩・砂岩からなる高坂層が形成されました。高坂層は三原市中部の久井町周辺の世羅台地に分布し、亜炭や粘土が採掘されていました。

日本列島が大陸から分離した新生代新第三紀中新世(1,500万年前頃)には、三原市北部でも小規模な玄武岩質の火山活動が起こり、第四紀になると瀬戸内海の形成と山地の隆起が起こります。沼田川などの川沿いに深い谷が形成され、河口には砂や泥が堆積して沖積層が形成されました。

このような三原市の地質の特徴は、地質だけにとどまらず地形や人の営みの基盤をつくるものとなっています。

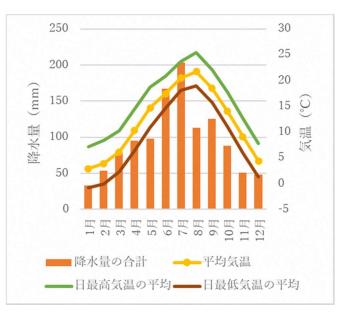
(4) 気候

三原市は、温暖・多照少雨の瀬戸内海 式気候に属し、穏やかな気候です。

南部と北部で気候が異なり、南部は県内でも温暖で小雨な地域です。一方、北部の山間部は、特に冬の寒さが厳しく内陸性気候に近くなっています。

平均気温は南北で2 \mathbb{C} 程度変わりますが、年平均気温は約15 \mathbb{C} 前後であり、冬季は約5 \mathbb{C} となっています。

年間降水量は、南部で約1,200mm、北部で約1,300mmであり、梅雨と台風による影響が大きく、年により大きな変化があります。



三原市の気候 観測地点:本郷 1991-2020年 観測値の平均をもとに算出 (気象庁ホームページ)

(5) 自然環境

沼田川をはじめとする各河川流域に扇状地性低地が広がり、それを囲む丘陵部は山林となり、谷底平野などが耕作地となっています。

三原市森林整備計画(令和4年~令和14年)によると、三原市の森林面積は31,429haあり、市総面積の67%を占めています。このうち人工林の面積は3,404 haあり、樹種では、ヒノキ、マツの順に多くなっています。人工林率は、広島県の平均より低い12%です。

河川については、最も大きな流域面積を占める沼田川水系や、他市町の水資源となっている芦田川水系などがあります。海岸については人工海岸が多いものの、佐木島など島しょ部には、自然海岸が残ります。

また、三原市環境基本計画(改訂版)によると、三原市では植物69種、動物83種の希少生物が確認されています。これら希少生物は沼田川流域や久井地域、大和地域に多く分布しています。

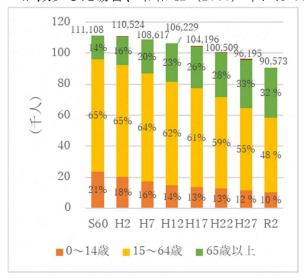
2 社会的状況

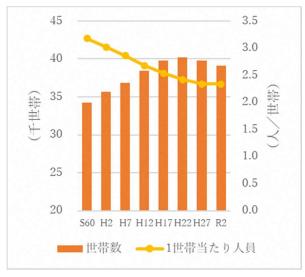
(1)人口動態

三原市の人口は 90,573 人(令和 2 [2020]年 国勢調査)です。昭和 60 (1985)年以降、減少を続けています。平成 27 (2015)年の高齢化率は 33%で、広島県の 27%と比べて高く、また 15 歳未満の年少人口は 12%で広島県の 13%よりも低い状況にあり、県内でも少子高齢化が進んでいます。

世帯数は平成22年まで増加傾向でしたが、その後減少傾向です。人口が最も多かった昭和60 (1985) 年には、1世帯当たり人員は3.18人でしたが、令和2 (2020) 年には2.31人となっています。

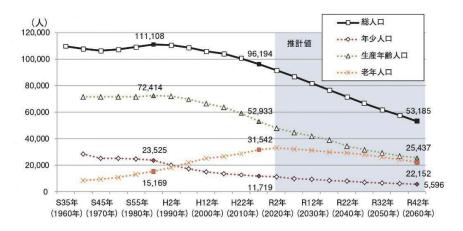
三原市人口ビジョン(改訂版)(令和2年3月)の将来推計によると、現在の傾向で人口 が減少した場合、令和42(2060)年には53,185人にまで減少すると予測されています。





人口の推移(国勢調査)

世帯数・世帯当たり人員の推移(国勢調査)



出典: \$35 (1960) 年~ H27 (2015) 年… [国勢調査 (各年10月1日)] 総務省 R2 (2020) 年~ R42 (2060) 年… [内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供ワークシート (令和元年6月版) に基づく推計]

※S35 (1960) 年は,年齢3区分別人口は非掲載。 ※H27 (2015) 年は,国のワークシートの数値に準拠。

将来人口の推計 (三原市人口ビジョン)

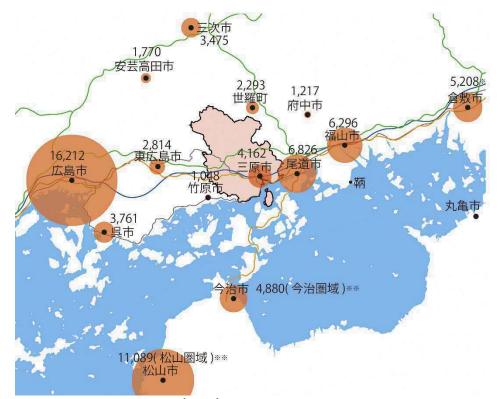
(2) 観光客数

三原市の総観光客数は、平成24(2012)年から大きく増加しており、平成29(2017)年には過去最高の450万人が訪れました(県内6位)。これは、道の駅「みはら神明の里」のオープン、瀬戸内しまのわ2014の開催(平成26[2014]年)、瀬戸内三原築城450年事業(平成28[2016]年、平成29[2017]年)など観光振興の切れ目ない取組によるものと考えられます。

行事では、令和元(2019)年の三原やっさ祭り(40万人)、三原神明市(32万人)に多くの観光客が訪れています。なお、令和2年度以降は新型コロナウィルス感染防止対策のためイベントの中止や規模縮小が続いており、観光客数は大きく減少しています。



観光客数の推移(「広島県観光客数の動向」)



市町村ごとの観光客数(平成31 [2019] 年、広島県・岡山県・愛媛県統計、単位:千人)

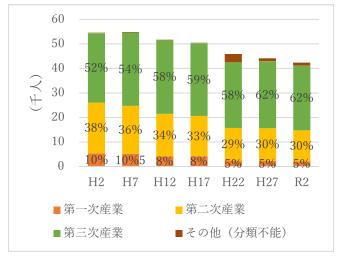
主な観光施設などの観光客数(市資料から、単位:人)

施設名称など	Н29	Н30	Н31	R2	R3	R4
筆影山・竜王山 (花見含む)	76, 930	74, 120	79, 630	59, 090	83, 289	66, 420
佐木島	19, 000	19, 400	19, 900	16, 400	19, 500	22, 800
三原城跡	73, 233	44, 073	60, 881	11, 254	8,610	2, 569
佛通寺(参拝、紅葉狩り)	80, 453	68, 066	72, 415	64, 674	62, 161	70, 121
御調八幡宮(初詣他)	50, 000	30, 000	25, 000	30,000	28, 000	20,000
すなみ海浜公園(海水浴他)	58, 106	43, 624	52, 718	45, 279	34, 000	46, 000
県立中央森林公園	172, 743	160, 418	167, 878	145, 631	157, 384	163, 727
三景園	89, 257	94, 182	88, 722	76, 369	72, 416	74, 573
果実の森	49, 052	40, 564	38, 731	36, 091	38, 594	15, 055
みはら歴史館 (平成31年閉館)	45, 316	26, 226	18, 825		_	
三原神明市	319, 900	327, 800	320, 100	397, 000	中止	中止
三原さつき祭り	110, 000	77, 000	85, 000	中止	中止	1, 275
三原やっさ祭り	450, 000	250, 000	400, 000	中止	中止	21,000
三原浮城まつり	150, 000	50, 000	70, 000	中止	11,500	9,000
道の駅「よがんす白竜」	199, 010	172, 208	176, 100	193, 696	196, 000	188, 670
道の駅「みはら神明の里」	516, 384	468, 224	496, 718	509, 588	635, 654	634, 834

(3) 産業

就業者数は、令和 2 (2020)年では、42,353 人となっています。平成 7 (1995)年の 54,818人以降、減少傾向にあります。

構成比率をみると、令和2(2020)年では、 第1次産業が5%、第2次産業が30%、第 3次産業が62%となっています。第1次産 業、第2次産業が減少する一方、第3次産 業が増加傾向にあります。



産業別人口 (国勢調査)

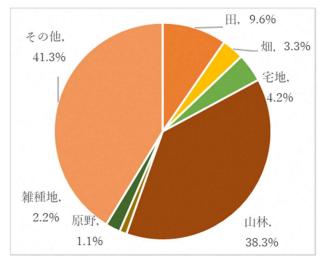
(4) 土地利用

市域の土地利用について用途別に面積をみると、「その他」を除けば、「山林」が最も多く 180.65km² (38.3%) であり、次いで「田」が 45.27km² (9.6%)、「宅地」が 19.99km²

(4.2%) の順となっています。

用途	面積 (km²)	割合 (%)
田	45. 27	9.6
畑	15. 48	3. 3
宅地	19. 99	4. 2
山林	180. 65	38. 3
原野	5. 01	1. 1
雑種地	10. 33	2.2
その他	194. 82	41. 3
総面積	471. 55	100

※その他は道路、河川、水面、水路、公共施設、無番地などを含みます。



用途別土地利用面積(平成29 [2017] 年度 土地利用に関する概要調書報告書)

(5) 交通

三原市は、JR三原駅、山陽自動車道三原久井IC・本郷IC、重要港湾尾道糸崎港、広島空港など広域交通拠点が集積しており、交通環境に恵まれています。

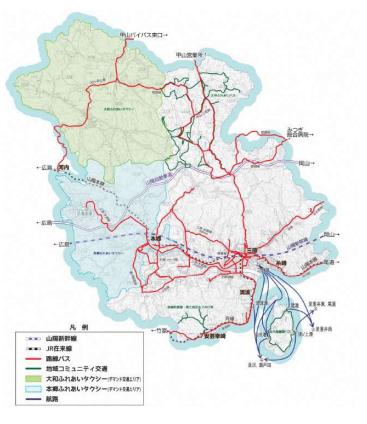
鉄道は、JR山陽新幹線・JR山陽本線・ 呉線が通り、JR三原駅で連絡していま す。

道路網は、山陽自動車道と国道2号・185号・432号・486号及び主要地方道三原東城線(県道25号)などにより、地域内外を繋いでいます。

バスは、三原駅をターミナルとする広域的なネットワークが形成され、広島空港から福山駅などを結ぶ高速バス路線が停車します。

港は、重要港湾尾道糸崎港に含まれる 三原港及び地方港湾須波港を発着する 航路網が整備されています。

広島空港は、中国地方最大の利用客数が



三原市の公共交通網 (「三原市地域公共交通網形成計画」)

あり、羽田、成田、新千歳、仙台、那覇を結ぶ国内線に加えて国際線も運行しています。

(6) 災害

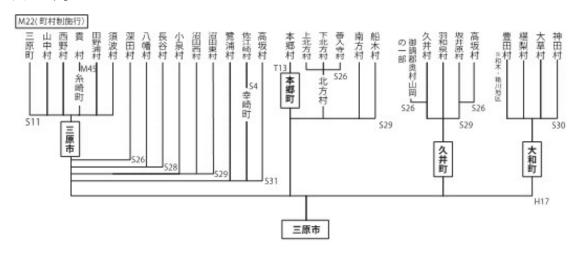
市内には、土砂災害や洪水・津波などによる災害リスクが高い区域があります。三原市では、土砂災害(特別)警戒区域及び津波災害警戒区域など、ハザードマップを作成しています。土砂災害特別警戒区域 2,812 箇所、土砂災害警戒区域 3,125 箇所を指定しており、沼田川などの流域では洪水を、沿岸部や沼田川・天井川の河口部では津波を想定しています。

平成30 (2018) 年7月の西日本豪雨災害では、河川の氾濫、土砂災害により緊急輸送を担う道路網も被災し、市民生活に甚大な影響を及ぼしました。地震に関しては平成13年の芸予地震以来、大きな地震はないものの、近い将来発生すると予想される南海トラフ地震についても備える必要があります。

(7) 市域の変遷

平成17 (2005) 年3月に、旧三原市、旧豊田郡本郷町、旧御調郡久井町、旧賀茂郡大和町が合併し、現在の三原市が誕生しました。

なお、市域は備後国、安芸国にまたがっており、旧三原市の西国街道には国境の石碑があります。



三原市を構成する旧町と旧村





国境の石碑

市域の構成

3 歴史的背景

(1) 原始・古代

今から1万年前までの三原市は、寒冷な気候でした。これまで和田沖の海底から底引き網でナウマンゾウなどの化石骨が引き上げられていることから、瀬戸内海は現在よりも海面が低く、陸地が広がっていたと考えられます。

旧石器時代(12,000 年前まで)の遺跡として、ナイフ形石器が出土した。莇原垣内遺跡 (久井町)や、宿禰島の西側斜面で頁岩製の剥片が見つかった宿禰島遺跡(鷺浦町)が知 られています。

縄文時代(12,000年前~2,400年前頃)になると、気候はしだいに温暖となり、氷河が解けて海水面が上昇し、瀬戸内海を形成しました。現在の糸崎町の標高10~20mの丘陵上に位置する大将軍遺跡(糸崎町)や天神山遺跡(糸崎町)などで縄文土器が見つかっています。また、標高20mに位置する貝持貝塚(小坂町)では、海水産に淡水産の貝類が混じり、当時は海や川に面した場所で人々が生活をしていたことがうかがえます。

弥生時代(紀元前3世紀〜紀元後3世紀前半)になると、朝鮮半島から稲作文化が伝わり、稲作や金属器の使用が始まりました。障べら遺跡(本郷北)では、竪穴住居跡2基、土壙墓・禾棺墓11基、蓋棺墓2基が見つかっています。また、弥生時代後期になると標高150m前後の丘陵頂上や丘陵稜線に新庄庵遺跡(下北方)のような、平野や海川を見渡す場所につくられた高地性集落遺跡が見られるようになります。

古墳時代(3世紀後半~7世紀)は前期、中期、後期、終末期に分かれ、沼田川流域を中心に古墳が出現してきます。

前期の古墳は、鍛冶屋道第4号古墳(上北方)・営 分 答第8号古墳(沼田東町)・みたち第5号古墳(本郷南)などがあります。

中期の古墳は、福祉古墳(本郷町南方)・臈崗古墳(沼田東町)・県史跡の第古墳(沼田東町)などがあります。

後期・終末期の古墳は、沼田川支流の尾原川流域に集中しています。国史跡の御年代古墳(本郷町南方)は、花崗岩の切石による精美な横穴式石室で、前室・後室の複室構造でそれぞれに刳抜式家形石棺が納められています。金環・馬具・装飾須恵器などが出土しており、7世紀中頃に築造したと推定されます。県史跡の梅木平古墳(下北方)は、県内最大規模の横穴式石室を有し、その構造から7世紀初頭に築造されたと推定されます。また、県史跡の貞丸古墳は、石室内に凝炭岩(兵庫県高砂市産・竜山石)



梅木平古墳

製の刳抜式家形石棺の身部があります。三本松石棺(本郷町南方)や溜箭古墳(沼田西町)からも同様に凝灰岩製の石棺が見つかっており、畿内の中央政権との強い繋がりを有した勢力がこの地域に存在したと考えられます。

飛鳥時代になると、日本では仏教が広まってきました。毘沙門山下遺跡(本郷北)からは、県内最古とみられる飛鳥時代の素弁蓮華文の軒丸瓦片が出土していますが、寺院跡の存在は明らかになっていません。また、7世紀中頃に建立されたと推定される国史跡横見廃寺跡(下北方)は、東西 100m、南北 70m の寺域が想定されます。発掘調査により建物

基壇跡・回廊跡・築地跡が確認され、素弁蓮華文軒 丸瓦(山田寺式)・パルメット文軒丸瓦などが出土 しています。

古代律令制度下において、都と大宰府を結ぶ幹線であった「古代山陽道」は、現在の八幡町を通り高坂町真良から本郷町南方を経由していたと考えられます。



横見廃寺跡

奈良時代には、律令制度に基づく中央集権の国家体制が整備されていきました。奈良・平安時代になると、久井地域では窯跡がみられます。小林第1号窯跡(久井町)や熊ヶ道窯跡群(久井町)などは、8世紀から11世紀頃にかけて官営の窯跡群として、継続的に操業されたと考えられます。

宝亀8 (777) 年には藤原百川が使いを派遣して社殿を建てたと伝わる御調八幡宮 (八幡町) が創建されました。同宮には、9世紀から 10 世紀の作とされる国重要文化財業造 僧弟 八幡神 全像をはじめとする神像が数多く残されています。

現在、寺は失われていますが、善根寺収蔵庫(小坂町)には、県重要文化財の木造日光 菩薩立像・木造月光菩薩像をはじめ、平安時代の仏像が多く残され、地元の人たちによっ て守り伝えられています。

(2) 中世

沼田 在は、安芸国沼田郡の沼田川流域に広がった荘園です。荘園の成立の経緯は不明ですが、沼田氏がこの地の荘園を開発し、その後、蓮華王院(三十三間堂で知られる、京都の寺院)へ寄進しました。沼田氏が平氏とともに滅亡し、その後小早川氏の祖土肥実平が沼田荘地頭となり、ここに在地勢力としての小早川氏の発展が始まりました。

県重要文化財『東禅寺文書』の「地頭尼 某 『おじょう 下知状」には、沼田荘地域の政治や宗教の在り方、



新高山城跡(左)高山城跡(右)

荘園や名田の経営実態記録が残っており、地頭が権力を示していた様子を知ることができ

ます。

小早川氏が沼田荘に根を下ろしたのは、4代茂平の時代です。

茂平は、高山城(高坂町、本郷町)を築き、隆景が新高山城(本郷町)に移るまで本拠としました。さらに茂平の代に在地勢力として根づき、有力御家人として活躍する一方、沼田川下流域に広がる塩入荒野を干拓し、巨真山寺(現在の米山寺)を氏寺として勢力を拡大していきました。

小早川氏は沼田荘の本荘(現在の三原市西部及び南部の地域)だけでなく、沼田川支流の椋梨川一帯に展開する新荘にも勢力を伸ばし、承久の乱の後には、さらに都宇・竹原荘(竹原市)の地頭職も手に入れています。

沼田川流域には、「沼田市」が形成されました。沼田川の右岸(南側)に位置するのが本市(沼田東町)



佛通寺

で、沼田川をはさんだ対岸には新市(長谷町)が開かれました。この両市が繁栄したのは、小早川氏による他地域との商業活動と関わりがあると考えられています。

小早川9代の春平は、京都の高僧愚中周及を招いて応永4(1397)年に佛通寺(高坂町)を創建しました。

この頃の三原を代表する産業には、農業以外に鋳物と刀剣、塩があります。刀鍛冶は、いわゆる三原物として尊重される刀を打っており、その門派は三原だけでなく備後南部一円に広がっていました。

(3) 近世

小早川17代の隆景は新高山城(本郷町)を本拠地としましたが、永禄10(1567)年頃から、瀬戸内海に面した三原城の造営に着手しました。織田氏と毛利氏が対立したとき、三原城には毛利氏の本営が一時置かれ、毛利輝元が在城しました。



三原城跡

三原城は、三原湾内の大島・小島を連ねて築かれたとされており、その東側に城下町が形成されました。豊臣政権下の大名となった隆景は、後に筑前の所領を秀秋に譲って三原に引退し、三原城の本格的修築と佛通寺の修復に力を注ぎました。しかし隆景が慶長2(1597)年に急逝すると、三原は毛利氏直轄領となり、隆景配下の三原衆も離散していきました。

慶長5 (1600) 年の関ケ原の戦いの後の福島氏の時代には、西町の町割りが行われ、隆 景時代に整備された東町と併せて、三原町と称されました。

三原町の町割りは、町の中央を東西に通じる山陽道(西国街道)の道幅を3間とし、その南北それぞれ20間を町分(町方)としました。なお、江戸時代の三原は広島藩の領内でした。

福島氏の改易後、元和5 (1619) 年には、新たな広島藩主浅野長政の従兄弟の浅野忠吉が三原城主となり、その後も三原浅野氏が代々城主となりました。三原浅野氏は3万石の給地を与えられ、広島藩の家老職であったことから、広島に常住しました。三原には70人余の家臣がおり、三原町及び給地の統治を行いました。

三原の商人は、年貢米を運んできた人々を相手として、商業活動を行っていました。旧暦正月 14 日の東町一帯で行われる神明祭は、天正期(1573~1592)から始まり、賑わいを現在に伝えています。

三原の地は山が海にせまり、平坦地が少なかったため、干拓が盛んに進められました。 なかでも最大のものは元禄 13(1700)年に開かれた宮沖新開で、この年には東町の沖に塩 田も作られました。



江戸~昭和時代の干拓地図

近世の三原の代表的産物は酒で、これは「庭訓往来」にもみられ「三原酒」として将軍に献上されました。酒造業者の多くは町役人も務め、経営の安定をはかるため、不動産(家屋)に投資もしました。周辺の村々の特産品としては、煙草・大根・焼梅・ゴボウ・綿などが知られていました。

元禄11 (1700) 年頃から、大和町下草井では、 広島藩献上茶「鷹の爪」が生産されていました。 また、久井の牛市は延宝年間 (1673~1681) には、 広島藩の公認となり、陰暦9月に秋市が開かれ、 当時の生活に欠かせない牛馬の取引が行われて いました。



杭の牛市跡

(4) 近·現代

明治時代に入ると、明治2 (1869) 年、版籍奉還の結果、広島藩主浅野長勲が広島藩知事に任命されました。明治3 (1870) 年、三原城は広島の本藩へ返還され、三原浅野氏に

よる統治はここに終わりを告げ、明治4(1871)年には廃藩置県が行われました。その後、三原城内の建物や樹木の入札が行われました。

明治 25 (1892) 年には、日本と清国との間の外交関係の急迫により山陽鉄道の敷設が急がれ、三原停車場(現在の糸崎駅)が設置されました。明治 27(1894)年、三原町では旧三原城本丸跡地に、三原停車場が開業し、これまでの三原停車場は糸崎停車場と改められました。



明治時代の三原駅と三原城跡

江戸時代末期に築かれた松浜港は、糸崎港と改められ、明治32(1899)年に特別貿易港に指定されました。

明治8 (1875) 年、宮沖新開の南に皆実新開がつくられ、その後、宮沖新開の東に円一新開がつくられて、米・麦・綿・野菜・果物などが栽培されました。

大正時代に入ると、水運の便と豊富な水と工業用地を背景として、大正 6 (1917)年に三原ラミー紡績株式会社(後のトスコ株式会社三原工場)、昭和 7 (1932)年に日東セメント株式会社糸崎工場(後の山陽白色セメント株式会社)、昭和 8 (1933)年に帝国人造絹糸株式会社三原工場(現在の帝人株式会社三原事業所)が次々に進出し、三原は城下町から、近代産業都市へと大きく転換していきました。

一方、教育施設は、明治 33 (1900) 年、私立三原教員養成所が館町に設立され、明治 42 (1909) 年には広島県三原女子師範学校が開校しています。

昭和時代になると、昭和 2 (1927)年には呉線 (旧三呉線) の建設が始められ、昭和 10 (1935)年には全通しました。また、戦時体制が強化されていくなかで、昭和 18 (1943)年、

三菱重工業株式会社三原車両製作所(現在の三原製作所)が機関車や貨車を中心に製造する工場として稼働し、主として貨物用の機関車であるD51型が生産されました。工場の稼働に伴い人口増加、居住地域拡張が進みました。

終戦後の昭和39 (1964) 年、三原市は備後工業整備特別地域に指定されました。昭和43 (1968) 年には沼田川総合開発事業として、沼田川水系椋梨川に椋梨ダムが竣工しました。昭和50 (1975) 年には新幹線三原駅が開業し、平成5 (1993) 年に広島空港が開港しました。また同年、三原市を通過する山陽自動車道が開通し、本郷、三原久井インターチェンジが設けられました。

平成17 (2005) 年3月22日に、三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町の一市三町が合併し、新三原市が誕生しました。

「みはら」の地名はいつから?

平安時代中期(931~938)につくられた国語辞書兼百科事典である「養名類聚抄」の郡郷名の中に「柞原 美波真」とあるのがみられます。

三原の地名の記載が残る、現存する最古のものは、松山市の石手寺にある嘉元4 (1306)年の銘がある鉄製燈籠台座で、「備後国三原之大工津守守真」と鋳込まれています。

また墨書された最古のものは、世羅郡世羅町の永寿寺蔵に所蔵される永和 2 (1376) 年から 4 年がかりで書写された大般若経の奥書であり、「備後国御調郡三原金剛寺」とあります。そうしたことからも、1300 年代にはすでに、「三原」と表していたことをうかがい知ることができます。

注釈) 旧石器時代・縄文時代・弥生時代の年代については、異なる見解を示す学説もあります。

第2章 みはら資源の概要

1 みはら資源の件数

(1) 指定等文化財

三原市では、令和5 (2023) 年8月現在、298 件のみはら資源を指定・登録などとしています。内訳は、指定文化財では国指定等文化財が16 件、県指定文化財が58 件、市指定文化財が210 件、国登録文化財が13 件、国選択文化財が1 件の計298 件です。

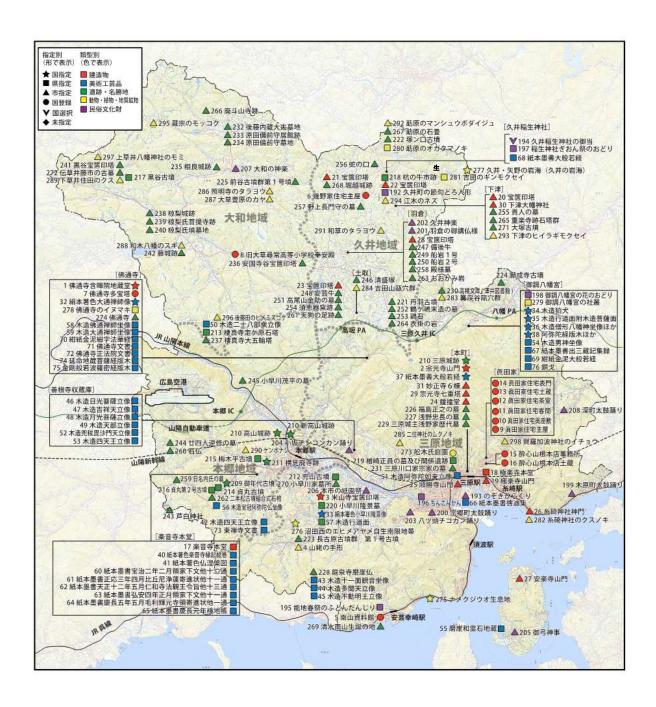
指定等文化財の所在地は市域全域に広がっています(次頁の分布図を参照)。

時代区分で見ると、中世が最も多く、次いで、古代、近世を多く指定しています。無形文化財の指定と、重要文化的景観、重要伝統的建造物群及び選定保存技術についての選定はありません。また、埋蔵文化財包蔵地は市内に807箇所確認しており、内訳は三原地域255、本郷地域278、久井地域123、大和地域151箇所です。

表:三原市内の指定等文化財の件数(令和5年8月現在) ※重要美術品1件は未指定文化財

分類	種別		国指定等	県指定	市指定	国登録	国選択	合計
	建造物		3	2	13	12	-	30
		絵画	2	3	17	0	-	22
		彫刻	3	18	50	0	-	71
有形 文化財	 美術	工芸品	0	0	18	0	-	18
	工芸品	書跡·典籍·古文 書	1	14	22	0	-	37
		考古資料	0	1	2	0	-	3
		歴史資料	1	2	6	0	-	9
無形文化財	無形文化財		0	0	0	0	0	0
民俗	有形の民俗文化財		0	1	1	0	-	2
文化財	無形の民俗文化財		0	4	10	0	1	15
	遺跡(史跡)		3	9	53	0	-	65
記念物	名勝地(名勝)		0	0	(1)	1	-	1
	動物·植物·地質鉱物(天然 記念物)		3	4	18	0	-	25
文化的景観		0	-	-	-	-	0	
伝統的建造	伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0
			16	58	210	13	1	298

注)市指定の名勝地は、遺跡と重複指定のため(1)と表記した。 0は0件 -は制度なし



指定等文化財の分布図 (美術工芸品は国指定、県指定のみ記載。)

(2) 未指定文化財

本地域計画作成にあたり、指定文化財を除く未指定文化財を一覧にまとめました。既存 の調査や文献資料を整理するとともに、意識調査においてみはら資源を具体的に記入して もらい、市域全体について把握を行いました。(既存調査については、資料編を参照。)

リスト化 (調査結果をリストアップ) した未指定文化財は合計 2,783 件にのぼります。 次の表では、種別・分類ごとの件数を整理しました。

表:未指定文化財の一覧(令和5年8月現在)

種別		分類	件数
		寺院	119
		神社	48
		住宅	42
	建造物	近代建築	29
		土木構造物	41
有形		御堂・小祠	105
文		石造物	498
化財		絵画	68
///	美術工芸品	彫刻	409
		工芸品	168
		書跡・典籍・古文書	46
		考古資料	0
		歴史資料	5
<u>√</u> 111/2	文化財	工芸技術	3
無形	义化别	伝統食	3
	有形の	芸能·祭礼用具	2
	民俗文化財	民具	0
民		祭礼行事	183
俗文	無形の 民俗文化財	民間信仰	3
化		芸能	1
財		行事	7
		伝説・伝承	77
		民謡・唄	33

	種別	分類	件数	
		古墳・墳墓	474	
		集落跡	167	
		城館跡	58	
		社寺跡	7	
	遺跡	墓所	47	
		街道跡	2	
		施設跡	14	
		石碑	67	
		その他の遺跡	6	
念		渓流・滝	8	
物	名勝地	山岳・丘陵	2	
		渓谷	1	
		海浜	1	
		岩石	4	
		伝承地	3	
		庭園・寺院	0	
		動物	1	
	植物·	植物	19	
	地質鉱物	地質鉱物	1	
		農業	5	
文化	的景観	漁業	1	
		街道・古道	2	
伝統的建造物群 城下町		1		
広航	可姓短彻群	農漁村	1	
その	その他			
合	合 計			

2 種別ごとのみはら資源概要

みはら資源の概要を、種別ごとに整理します。みはら資源には、他地域との交流を示す ものや、日本でも他にあまり例のない貴重なものも含まれています。

(1)有形文化財(建造物)

国指定文化財が3件、県指定文化財が2件、市指定文化財が13件、国登録文化財が12件、合計で30件あります。加えて、未指定文化財は882件あります。

寺院建築として、国指定文化財は2件あります。佛通寺含暉院地蔵堂は室町時代前期の建立の小規模な禅宗様の仏殿です。本町の宗光寺山門は新高山城内の門を移建したと伝えられていますが、福島正則によって新たに建立されたという説が有力です。県指定文化財は2件、市指定文化財は5件あり、いずれも近世の建造物です。本郷町南方の楽音寺(本堂が県指定)は平安時代後期の沼田氏が創建した寺院です。東町の極楽寺(本堂が県指定、山門が市指定)は三原城築城後に三原城下町に移された寺院です。その他の指定を受けている建造物も三原城下町に立地しています。未指定の寺院建築は119件リスト化しました。そのうち三原地域が86件であり、正法寺や妙正寺など三原城下町の寺院の建造物が多数を占めています。

神社建築として、市指定は2件あります。糸碕神社神門は、三原城にあった侍屋敷門の一つが移築されたものです。下津大幡神社は、建物はなく、自然石を積み重ねた岩の中に石像が祀ってあるもので、古来の崇拝形式を今に伝えています。未指定の神社建築は48件リスト化しました。そのうち三原地域が29件、次いで久井地域が13件と多くなっています。本殿に加え7つの小社の他、石灯籠などの石造物が多く所在している大島神社や高杉神社などがあります。

住宅などの建築として、国登録は10件あります。東町の眞田家住宅(母屋含めて6件が登録)は和洋折衷の建造物を有する大規模な商家の住宅、酔心山根本店(事務所など2件が登録)は近代の造り酒屋の建造物です。南山資料館(幸崎能地)は木造2階建ての洋風の診療所建築であり、現在、地元町出身の清水南山の資料館として活用されています。未指定の住宅などの建築は42件リスト化しました。三原城下町における商家や住居の町家建築や農家建築などが含まれます。

石造物として、国指定は1件あります。米山寺宝篋印塔は鎌倉時代末期の元応元(1319)年に建てられたもので、沼田小早川氏の墓所内にあります。市指定文化財が6件で、うち久井地域の宝篋印塔が5件です。また、国登録は2件あり、佛通寺多宝塔と旧大草尋常小学校奉安殿です。神社境内の石灯籠や鳥居、宝篋印塔や五輪塔、庚申塔、旧街道に残る常夜燈や道標などを未指定の石造物建築として498件リスト化しました。重要美術品石造宝篋印塔は、佛通寺を創建した小早川春平の妻の松岩尼の墓と言われており、室町時代前期に建てられたと考えられています。また、磨崖和霊石地蔵の常夜燈や熊野神社の庚申塔などもあります。

その他、未指定文化財として、近代建築 29 件、土木構造物 41 件、御堂・小祠 105 件を リスト化しました。近代建築は、三原地域が 26 件と多くを占め、紡績などの工場や鉄道駅 舎などを含みます。土木構造物は、護岸や防波堤、物揚げ場などの港の施設、鉄道施設、 橋梁、砂留などを含みます。御堂・小祠は市内に多く所在しており、大和地域で66件、久 井地域で35件をリスト化しました。

(2) 有形文化財(美術工芸品)

国指定文化財は7件、県指定文化財は38件、市指定文化財は115件の合計で160件あります。6類型の中で最も多い指定件数です。加えて、未指定文化財は696件あります。

①絵画

国指定文化財は2件あります。絹本著色大通禅師像 附 紙本墨書大通禅師墨蹟 紙本墨書大通禅師消息は、応永 14 (1407) 年に小早川春平の求めに応じて作成された肖像画で、佛通寺が所有しています。絹本著色小早川隆景像は、小早川氏の氏寺である米山寺が所有しています。県指定文化財は3件で、絹本著色釈迦涅槃像は小早川茂平の菩提寺である永福寺が所有し、紙本著色楽音寺縁起絵巻、紙本著色仏涅槃図は楽音寺が所有しています。市指定文化財は17件で、小早川氏の肖像や三原城絵図などが指定されており、小早川氏に関連するものが多くを占めています。

未指定文化財として、68件リスト化しました。そのほとんどは、三原城下町の寺院が所有する絵画で、宗光寺の十六羅漢図や妙正寺の蓮花図などがあります。

②彫刻

国指定文化財は3件で、いずれも御調八幡宮が所有しています。木造狛犬は室町時代の作で、もともと本殿に安置されていたものです。木造行道面 附 木造菩薩面は、平安時代から室町時代に作成された行道面で13面を指定しています。木造僧形八幡神坐像、木造僧形神坐像、木造女神坐像、木造天部形立像は、本殿に祀られている神像であり、平安時代前期に制作されたものです。

県指定文化財は18件、市指定文化財は50件にのぼります。小早川氏一族のゆかりの寺院であった東禅寺、龍泉寺、棲真寺、佛通寺の仏像などを指定しています。寺が消失し、仏像を地域で保存している善根寺収蔵庫は、三十数体の仏像を所有しており、そのうち6体が県指定、16体が市指定です。仏像・神像のほか、行道面、珍地処面、竿頭飾、木造狛犬を指定しています。

未指定文化財として、糸碕神社の男神像・女神像、東禅寺の本尊、脇侍二躰など、市内 各地の社寺が所有する 409 件の仏像・神像をリスト化しました。

③工芸品

市指定文化財は18件あります。刀剣を7件指定しており、南北朝から安土桃山時代に制作されたものです。幸崎町で生まれ、大正から昭和にかけて活躍した清水南山の彫金が7件あります。その他、三原鋳物師による銅鐘、浅野忠義着用の具足、鰐口を指定していま

す。

未指定文化財として、168件リスト化しました。法常寺の小早川隆景位牌、熊野神社の棟 札など、寺院が所有する鐘撞や位牌、棟札などが多くあります。

④書跡・典籍・古文書

国指定文化財の紙本墨書大般若経は鎌倉時代に写された大般若経です。所有する正法寺は、三原城築城に際して沼田荘から移された寺院です。

県指定文化財は 14 件あり、東禅寺文書や楽音寺文書、佛通寺文書などを指定しています。その他、日本医学史上に功績を遺した曲直瀬道三が小早川隆景の侍医に送った医学書である啓迪集、鎌倉時代における地方仏教史を伝える貴重な資料である出三蔵記集録、久井稲生神社・御調八幡宮の大般若経などがあります。

市指定文化財は22件で、室町時代からの地域の様子を伝える佛通寺文書、室町時代の医書や神代の巻講義の古写本、妙正寺に所蔵されたものなどがあります。

未指定文化財として、宗光寺一株院本尊由緒書や三原城城壁文書、三原市が所蔵する家 文書など 46 件をリスト化しました。宗光寺、香積寺など、三原城下町の寺院が所有する中 世から近世のものを含んでいます。

⑤考古資料

県指定文化財は1件で、弥生時代中期の銅戈は御調八幡宮宝物として伝えられています。 市指定文化財は2件で、弥生時代の古武士遺跡工房跡出土石器類、室町時代の沼田東出土 中世船の船底材を指定しています。

⑥歴史資料

国指定文化財は1件で、阿弥陀経版木・法華経普門品版木・金剛寿命陀羅尼経版木は、 鎌倉時代制作の板木です。最古の地方版として印刷史上貴重な資料です。

県指定文化財は2件で、延命地蔵菩薩経版木、金剛般若波羅密経版木はともに室町時代の版木で佛通寺が所有しています。市指定文化財は6件あり、中世の萩原市岡八幡神社の棟札、懸仏、中世船の船底材、近世の三原城本丸大広間建築部材や文政12(1829)年の三原城石垣櫓修補願図控、近代の清水南山遺品など、種類は多岐にわたっています。

未指定文化財として、5件をリスト化しました。三菱重工のディーゼル機関車や錨など の近代のみはら資源も含んでいます。

(3)無形文化財

指定文化財はありませんが、未指定文化財は6件あります。三原だるまなどの工芸技術 や伝統食です。

(4) 民俗文化財(有形の民俗文化財)

県指定文化財が1件、市指定文化財が1件あります。県指定の久井町の節句どろ人形は、 久井地域で収集された土人形コレクションで、江戸時代末期から昭和前期頃までに使用さ れたものです。かつては、子どもの誕生の喜びと成長を託して、親類や知人が土人形を贈 る慣習がありました。これらの土人形は民芸品として地方文化の特色を示すほか、人生儀 礼や年中行事に深い関わりを持つ資料として重要です。市指定ののぞきからくりは、縁日 などで活躍した大型の紙芝居様のものです。大正時代後期に作られたもので、日本に現存 する2点のうち、1点です。

未指定文化財として2件リスト化しました。歌舞伎芝居奉納額、力石です。

(5) 民俗文化財 (無形の民俗文化財)

県指定文化財が4件、市指定文化財が10件あります。ちんこんかんは、大須賀神社(新倉) へ奉納される踊りで江戸時代から続いています。現在、7団体で行われています。同じく江戸時代から伝承されている太鼓踊りや御調八幡宮の花おどり、稲生神社ぎおん祭のおどりなどは、いずれも雨乞い踊りをルーツとして現在に伝わる踊りです。祭礼行事として、能地春祭のふとんだんじりや本市の祇園祭、佐木島の亀山八幡神社の御弓神事があります。また、久井や大和の神楽は備後神楽の系統をひき、現在まで伝承されています。その他、久井稲生神社の御当が国選択となっています。

未指定文化財として 215 件リスト化しました。三原神明市、三原やっさ踊りのほか、市内各地の社寺の祭礼行事や年中行事、民間信仰、芸能、伝説・伝承、民謡・唄などが含まれます。

(6) 記念物(遺跡[史跡])

国指定文化財が3件、県指定文化財が9件、市指定文化財が53件あります。古墳・墳墓としては、国指定文化財が1件、県指定文化財が5件、市指定文化財が8件となっています。国指定の御年代古墳は、7世紀中期に築造された古墳と考えられ、内部は横穴式石室で、全国的にも数の少ない複室構造の1石室2石棺となっています。古墳内部から発見された須恵器などの副葬品は、現在東京国立博物館の所蔵となっています。周辺には、県指定の梅木平古墳、貞丸古墳、貞丸第二号古墳などがあります。沼田川沿いには多くの古墳が立地しており、下流域最大規模の円墳である兜山古墳は県指定文化財となっています。加えて、貝持貝塚、毘沙門山下遺跡、福礼古墳など未指定の474件をリスト化しました。

集落跡として、市指定文化財が1件です。奈良時代後半の久井の須恵器窯跡が指定されており、周辺には30基以上の窯跡が見つかっていることから、古代安芸国最大級の窯業生産地であったことがわかります。加えて、宿禰島遺跡など、未指定文化財として167件をリスト化しました。

城館跡として、国指定文化財が1件、市指定文化財が5件となっています。国指定文化 財である小早川氏城跡は、小早川氏の本拠であった高山城跡、高山城から16世紀半ば頃に 移った新高山城跡、中世末期(16世紀後半)に築城された近世城郭である三原城跡が一括して指定されている珍しい例です。その他にも、椋梨城跡、藤城跡など、小早川氏に関係する中世城跡が指定されています。加えて、梨羽城跡、行武城跡など、未指定文化財として58件をリスト化しました。市全域に分布しています。

社寺跡として、国指定文化財が1件、市指定文化財が4件です。国指定文化財である横 見廃寺跡は、飛鳥時代の寺院と考えられ、講堂跡、塔跡、回廊跡、北面築地跡などの遺構 が見つかっています。その他、毛利元就・隆元父子が高山城を訪問した際に宿泊した記録 も残る椋梨氏菩提寺跡などを指定しています。加えて、未指定文化財として7件をリスト 化しました。

墓所として、県指定が3件、市指定が20件です。県指定の小早川隆景墓は米山寺にある小早川氏歴代の墓地にある宝篋印塔です。棲真寺定ヶ原石塔のある棲真寺は、土肥実平が源頼朝の娘と伝わる妙仏を弔うために建てたと言われ、石塔は、妙仏の母である寿庵尼の墓と伝えられています。その他、三原城主であった福島正之や浅野忠長の墓所なども指定しています。加えて、大善寺の楢崎正員の墓など、未指定文化財として47件をリスト化しました。

その他の遺跡として、杭の牛市跡が県指定文化財となっています。備後国と安芸国の境界にある備後牛と安芸牛、蛇の口、石仏、天狗の足掛、おおかみ岩、衣掛の岩など伝説を持つ岩・石が市指定文化財となっています。加えて、未指定文化財として、街道跡、施設跡、慰霊碑や句碑、記念碑などの6件をリスト化しました。

(7) 記念物(名勝地[名勝])

国登録文化財が1件あります。

国登録文化財である舩木氏庭園は、江戸時代から酒造業により財を成した川口氏の別邸で、茶室・数寄屋建築と併せて造作された庭園です。市指定史跡でもある佛通寺は、応永4 (1397) 年に高山城主の小早川春平が開いた、京都以西で唯一の臨済宗の大本山です。現在も紅葉など美しい風情があり、建物も創建当時のたたずまいが偲ばれます。

加えて未指定文化財として 19 件をリスト化しました。滝、川、山岳、海浜、岩石、伝承 地などを含みます。

(8) 記念物(動物・植物・地質鉱物 [天然記念物])

国指定天然記念物が3件、県指定文化財が4件、市指定文化財が18件あります。

動物の生息地として、ナメクジウオ生息地が国指定文化財です。ナメクジウオは幸崎能 地沖合の有龍島南西に広がる能地堆の干潟の砂中に生息しています。未指定文化財として ホタル生息地をリスト化しました。

植物の生息地として、沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯が国指定文化財です。未指定 文化財として賀羅加波神社のケヤキなどの神社の社叢や大木など 19 件をリスト化しまし た。 地質鉱物として、久井・矢野の岩海が国指定文化財となっています。両地区では、花崗岩の巨大な岩礫が長く帯状に累々と積み重なっています。岩礫は $1\sim3\,\mathrm{m}$ 、最大 $7\,\mathrm{m}$ もあります。規模が大きく、国内でもあまり例がなく貴重です。市指定文化財は、甌穴群など3件を数えます。加えて、未指定文化財として褐炭をリスト化しました。

(9) 文化的景観

指定文化財に該当箇所はありませんが、用水路や大池など農業にかかる景観や幸崎の漁港の景観などを8件リスト化しました。

(10) 伝統的建造物群

指定文化財に該当箇所はありませんが、西国街道の三原城下町の町並みなど2件をリスト化しました。

(11) その他

その他、(1)~(10)のいずれの種別にも属さないものとして、宮沖新開をリスト化しました。

第3章 三原市の歴史文化の特徴

歴史文化の特徴の整理 1

第1章に記載した三原市の概要をもとに、三原市の歴史文化の特徴を整理します。

三原市は、自然的・地理的状況として、「①瀬戸内海と中国山地に抱かれた豊かな自然環 境」において、「②陸と海の交流の要衝」として特徴付けられます。この状況を基盤として、 人々の営みや社会が形成され、「③時代とともに発展した産業」の3つに整理できます。こ の3つを横軸とし、時代の流れ(歴史的背景)を縦軸として、特徴的な歴史文化を次の図 に整理してみました。その上で、図にあげた内容をもとに三原市の歴史文化を表す特徴を 7つのまとまりで構成しました。

①瀬戸内海と中国山地に抱かれた豊かな自然環境

三原市には、瀬戸内海から山地・丘陵へと移り変わる多様な自然環境があります。平野部には沼田川などの河川が流れ、豊かな自然環境とともに暮らしが営まれ、多様な地域性を形成してきました。

②陸と海の交流の要衝

古代から山陽道が整備され、中央政権などとのつながりが強い地域でした。また、瀬戸内海に開 かれて城下町が形成されるなど、陸と海の交通の要衝として多様な往来や交流がありました。

③時代とともに発展した産業

利便性を活かし、それぞれの時代で産業が発達し、地域内だけでなく、地域外へと運ばれ、地域 の暮らしや経済を支え、地域社会の基盤となりました。

歴史文化の読み解き

[自然的・地理的環境、社会的状況]

瀬戸内海と中国山地に 遺跡が伝える 発展した産業 抱かれた豊かな自然環境 交流の要衝 1 沼田川流域の 墓らし ●中央政権とつながる勢ナ ●ナウマンゾウの暮らす による沼田川流域を中心 ●弥生時代の集落形成と稲 更新世 とした古墳の築造 ●旧石器時代からの人々の 作、金属器の製作・使用 古代から伝わる ●古代山陽道の整備と古代 暮らし ●川や海に面した場所から ●久井地域を中心とした須 神と仏 寺院の建設 恵器の生産 ●市域への信仰の広まりと の暮らしの定着 地域社会の形成 荘園の成立・ ●土肥実平の沼田荘地頭へ 3 展開と小早川氏 の任命と小早川家の勢力 拡大 の支配 ●荘園の拡大と沼田川河口 ●刀鍛冶の発展と三原物 ●高山城、新高山城築城 ●椋梨氏による支配 城下町 ●小早川氏ゆかりの寺院の 建立と「市」の繁栄 歴史的背景 三原市の特徴を丁寧に読み解く 4 「みはら」 と街道 ●三原城の築城と城下町の 整備と繁栄 ●干拓による町域の拡大と ●山陽道(西国街道)など 近代工業都市 塩田の造成 の街道の往来がもたらす ●酒造りや献上茶などの産 「三原」 地域の発展 農村の発展と年中行事の 業の発達 への道程 ●久井の牛市での牛馬取引 - 城下町のにぎわいと神明 市などの町人文化の形成 ことで歴史文化の特徴を導き出す 墓らしに息づく ●山陽鉄道の敷設と糸崎駅 6 伝統文化 三原駅の開業 瀬戸内海国立公園の指定 ●糸崎港の特別貿易港への ●工場の誘致と近代産業 ●希少な植生や動物などの 指定と流通の活性化 都市としての発展 ●広島空港 山陽自動車 保護 瀬戸内の 道等の開通 ●1市3町の合併による新 7 海・山・川 三原市の誕生 の恵み

歴史文化の特徴

●の色は歴史文化の特徴の各項目に対応

2 歴史文化の特徴と小テーマ

7つの歴史文化の特徴を、よりわかりやすく、より明確にするために、それぞれ小テーマを作成します。歴史文化の特徴のそれぞれの概要と小テーマを次のとおり整理します。

(1) 歴史文化の特徴1 遺跡が伝える沼田川流域の暮らし

市内で最も大きな流域面積を占める沼田川の流域の扇状地性低地や、それを囲む丘陵では、先史時代から、狩猟や採集により自然の恵みを生かした暮らしが営まれてきました。 弥生時代には流域を中心に集落が形成され、古墳時代には中央政権とも強い繋がりを持つ 勢力による古墳がまとまって築かれました。また、古代山陽道が整備されたことで往来が 生まれ古代寺院が建立されるなど、沼田川流域を中心として歴史文化が築かれました。

[小テーマ] 1-1 先史時代の人々の暮らし

1-2 古墳に見る他地域との交流

1-3 古代の寺院と古代山陽道

(2) 歴史文化の特徴2 古代から伝わる神と仏

古代から神仏信仰の対象として神像や仏像が社寺などにもたらされ、現在まで継承されています。寺院がなくなり地域で保存されているものに善根寺収蔵庫(小坂町)の平安時代の仏像群があります。宝亀8(777)年、藤原百川の創建とする御調八幡宮(八幡町)には、平安時代の神像7軀が安置されています。仏像や神像からは、信仰とともに発展した古代の地域社会や人々の暮らしをうかがうことができます。また、三原城築城とともに本郷地域の寺院が三原城下町に移転するなど、信仰は地域社会に密着して現在まで継承されてきました。地域社会での信仰とともに生活や文化を守り伝えることで、歴史文化が築かれました。

「小テーマ」 2-1 平安時代の神仏

2-2 多様な神仏への信仰

(3) 歴史文化の特徴3 荘園の成立・展開と小早川氏の支配

沼田荘の地頭として定着した小早川氏は、沼田川の干拓で耕作地を広げ、沼田川両岸の「沼田市」を経済活動の中心地として繁栄し、瀬戸内海へと活動を広げていきました。小早川氏は、米山寺や佛通寺などの領内寺院の経営、干拓事業、貿易振興などにより地域の文化・経済の発展をもたらしました。市域には小早川氏ゆかりの寺院が多くあり、佛通寺は、名勝として現在も多くの人々が訪れ、小早川氏の歴史を伝えています。小早川氏による高山城、新高山城、三原城を中心に現在につながる地域社会が発展し、歴史文化が築かれました。

[小テーマ] 3-1 沼田荘・杭荘の世界と中世の産業

3-2 山城の築城

3-3 小早川氏ゆかりの寺院・歴史資料

(4)歴史文化の特徴4 城下町「みはら」と街道

小早川隆景により築城された三原城は、大島・小島をつなぎ築かれた、海に開かれた拠点です。小早川氏ゆかりの寺院が新高山城周辺から移転し、西国街道を取り込み、城下町が形成されました。江戸時代には、三原浅野氏が城主となり、沿岸部の干拓により区域を広げ、西国街道の往来とともに繁栄します。市域には街道が整備され、久井は在郷町として発展し、往来とともに歴史文化が築かれ、地域に根付いていきました。

[小テーマ] 4-1 城下町の形成

4-2 西国街道の往来と城下町の繁栄

(5) 歴史文化の特徴 5 近代工業都市「三原」への道程

山陽鉄道・呉線(旧三呉線)といった鉄道の開業、特別貿易港として開港した糸崎港に 支えられ、臨海部を中心に近代工業都市として発展します。沼田川河口部の円一・和田沖 は明治時代から干拓が行われ、交通の便と豊富な水を背景に、現在に至るまで多くの工場 が稼働しています。工業の進出とともに、居住地の開発や市街地の整備などが進み、また 教育施設も設置され、近代工業都市として歴史文化が築かれました。

[小テーマ] 5-1 鉄道と港の発達

5-2 企業城下町三原

(6) 歴史文化の特徴 6 暮らしに息づく伝統文化

市内の各地には、農業や漁業などの暮らしが定着し、同時に西国街道などの往来と交流を通して周辺から文化が伝わり、多彩な民俗文化が地域に根付き、現在まで継承されています。また、市域には多彩な祭礼行事が所在します。五穀豊穣や豊漁を願う能地春祭のふとんだんじり、ちんこんかん、盆踊りといった年中行事が暮らしとともに行われ、現在の「祭りのまち 三原」へと引き継がれる歴史文化が築かれました。

「小テーマ」 6-1 瀬戸内の伝統文化

6-2 内陸部の伝統文化

(7) 歴史文化の特徴7 瀬戸内の海・山・川の恵み

市域は、瀬戸内海と山に囲まれ、沼田川などの河川が平野部を貫流しています。限られた土地のなかで、人々は自然環境と共生してきました。自然環境は沿岸部と内陸部では全く異なり、その豊かな自然の中でエヒメアヤメやナメクジウオなど多くの希少生物が生息しています。

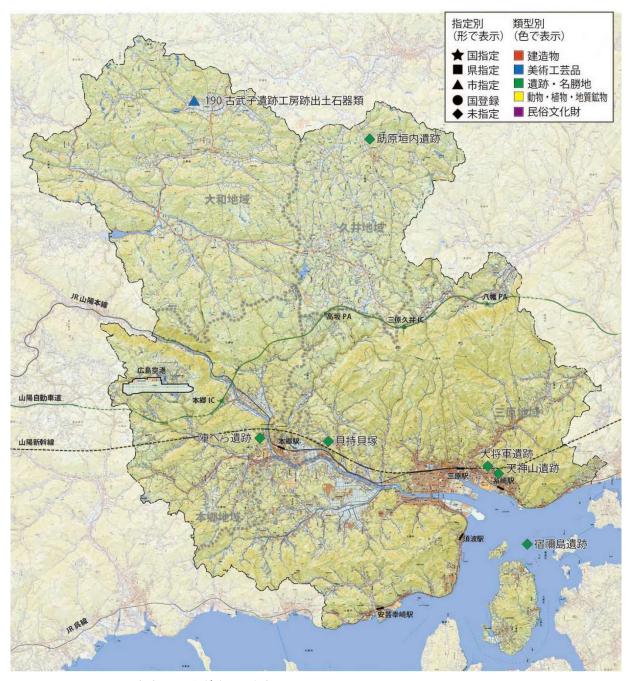
社叢や寺院の境内など、信仰と結びついた自然環境も地域で大切にされています。

[小テーマ] 7-1 瀬戸内の景観と自然

7-2 内陸部の自然環境

注釈) 観光戦略プラン (第2次) では、リーディングプロジェクトである「祭りの三原活用」推進 プロジェクトの中で、「祭りのまち 三原」として情報発信することがうたわれています。

1 遺跡が伝える沼田川流域の暮らし 特徴 1-1 先史時代の人々の暮らし 小テーマ 約1万年以上前は、海底からナウマンゾウの化石が引き揚げられたことから、現在よ り海水面が低かったことがわかります。その後温暖な気候となり、海水面が上昇し、現在 の瀬戸内海が形成されました。 縄文時代には川や海に面した場所で人々の暮らしが定着し、弥生時代には、稲作の開 始とともに、集落が平地へと広がっていきます。 概要 貝持貝塚では海水産と淡水産の貝類が混じり、当時川や海に面した場所で人々が生活 していたことがうかがえます。 沼田川流域では早くから水稲耕作が行われ、土器のほかに石包丁などの石器も出土し ています。 [市指定] 古武子遺跡工房跡出土石器類 [未指定] ナウマンゾウの化石、宿禰島旧石器、莇原垣内遺跡、貝持貝塚 旧石器・縄文・弥生時代の遺跡 関連する 環状石疹 古武子遺跡工房跡出土石器類 主な みはら 資源 ナウマンゾウの化石 宿禰島



主なみはら資源の分布 1-1 先史時代の人々の暮らし

特徴1遺跡が伝える沼田川流域の暮らし小テーマ1-2古墳に見る他地域との交流

三原市は、県内でも有数の古墳の密集地域となっており、市域全体に分布しています。 沼田川中流域を中心に古墳が築かれ、その代表的なものとして、県内最大級の横穴式 石室を有する梅木平古墳や、玄室が前室・後室に分かれて刳抜式の家形石棺が2つ置か れている御年代古墳があります。これらの古墳は、石室の規模や構造から、当時の中央政 権がおかれた畿内と繋がりを持った、勢力の大きな豪族がいたと考えられます。

二本松古墳組合式石棺などでは、兵庫県高砂市産の竜山石を運んで使用するなど、海

上交通による他の地域との交流をうかがい知ることができます。 大和町の黒谷古墳は、九州などで見られ、県内唯一である石棚を設けた石室があります。

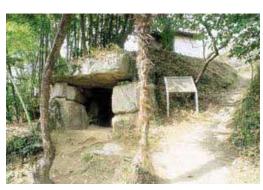
[国指定] 御年代古墳[県指定] 梅木平古墳、貞丸古墳・第2号古墳、兜山古墳、黒谷古墳 [市指定] 二本松古墳組合式石棺、前谷古墳群第1号墳、長古原古墳群第1号古墳 [未指定] 市内の古墳 475 基



御年代古墳 兜山古墳



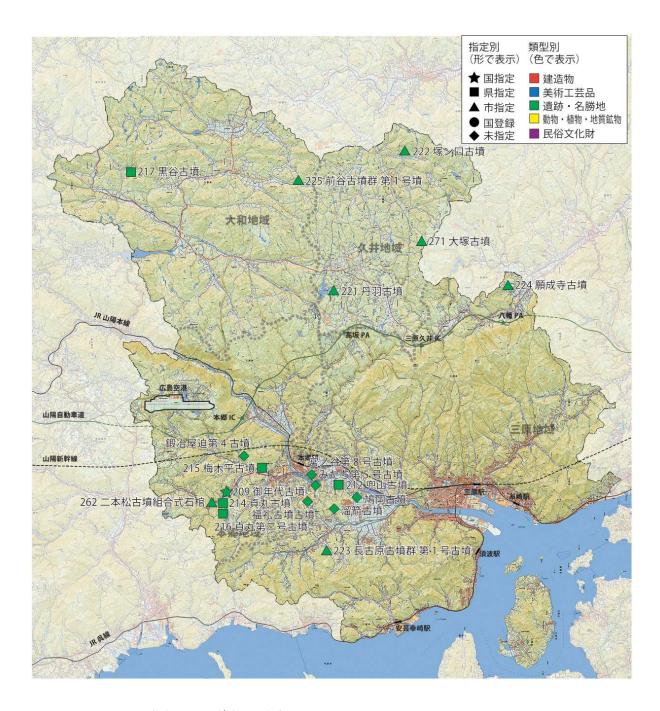
概要



梅木平古墳



二本松古墳組合式石棺



主なみはら資源の分布 1-2 古墳に見る他地域との交流

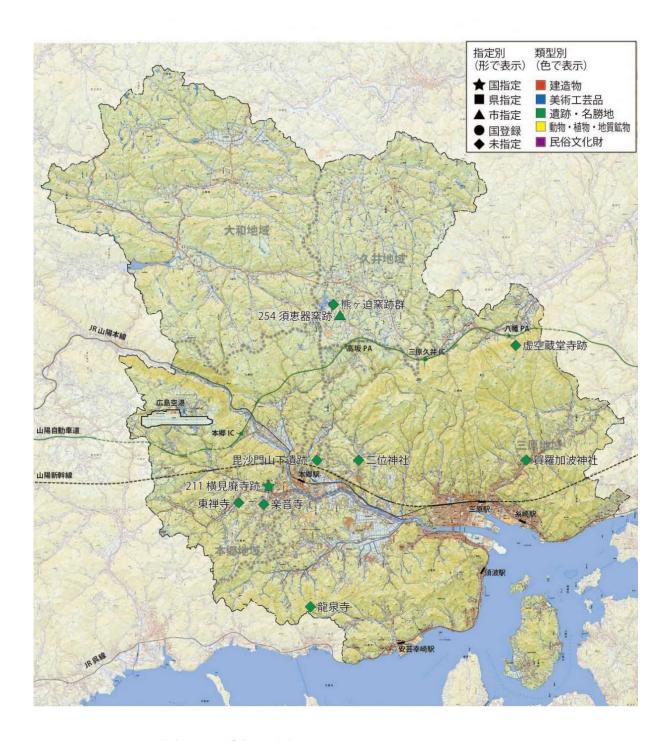
特徴	1 遺跡が伝える沼田川流域の暮らし
小テーマ	1-3 古代の寺院と古代山陽道
	律令制度下、主要な道であった古代山陽道が整備され、真良駅(高坂町)と梨葉駅
	(本郷町北方)があったと推定されています。その周辺には古代寺院が建てられまし
	た。毘沙門山下遺跡からは、県内最古とみられる飛鳥時代の軒丸瓦が出土しています。
	横見廃寺跡は発掘調査により7世紀中ごろに建立されたと推定されます。
概要	古代の山陽道を北にひかえた御調八幡宮は、宝亀8(777)年に社殿が建立されたと
	いわれ、平安末期には石清水八幡宮の別宮となりました。また、中之町には市内で唯一
	の式内社である賀羅加波神社があります。
	寺院として、小坂町には大寺の善根寺が栄え、小泉町白滝山頂には平安時代に龍泉寺
	が建立されました。
	[国指定] 横見廃寺跡 [市指定] 須恵器窯跡
	[未指定] 横見廃寺跡出土瓦、毘沙門山下遺跡、虚空蔵堂寺跡、古代山陽道、楽音寺、東禅寺、二
	位神社、賀羅加波神社、龍泉寺



横見廃寺跡



須恵器窯跡



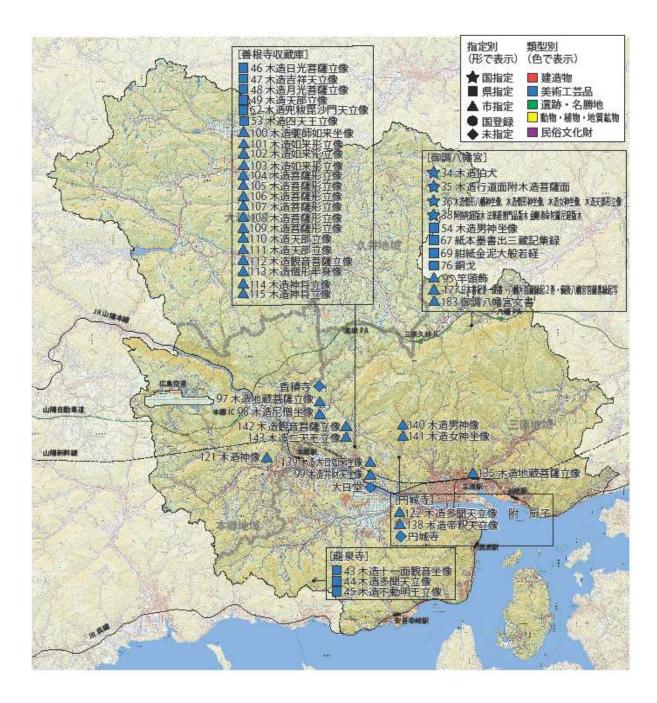
主なみはら資源の分布 1-3 古代の寺院と古代山陽道

特徴	2 古代から伝わる神と仏
小テーマ	2-1 平安時代の神仏
概要	市内には、平安時代からの仏像が多く残されています。 これは、古代山陽道と沼田川流域が交わる土地が、政治経済の中心となっていたこと と関わりがあると考えられます。 宝亀8 (777) 年に建立された御調八幡宮は古代山陽道のそばに建てられ、9世紀以降 の神像が残されています。 沼田川流域付近の善根寺は、現在寺は失われています。善根寺収蔵庫には平安時代以 降の仏像が多く残され、地域で大切に受け継がれてきました。他にも同じ流域付近にあ る円城寺、香積寺、大日堂などにも同時代のものと考えられる仏像が存在しています。 これらのことから、平安時代における市内の宗教文化が豊かであったことがわかりま す。
関連する 主な みはら	[国指定] 木造僧形八幡神坐像、木造僧形神坐像、木造女神坐像、木造天部形立像(御調八幡宮) [県指定] 木造日光菩薩立像、木造月光菩薩立像(善根寺) 「市指定] 木造薬師如来坐像、木造如来形立像、木造菩薩形立像(善根寺)、木造尼僧坐像 本造女神坐像(御調八幡宮) 木造女神坐像(御調八幡宮) 木造僧形八幡神坐像(御調八幡宮)

資源



善根寺仏像群



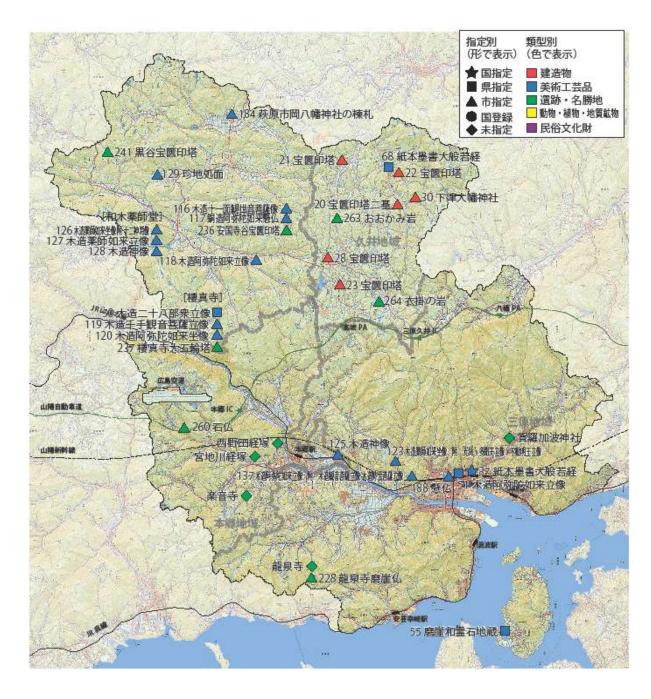
主なみはら資源の分布 2-1 平安時代の神仏

2 古代から伝わる神と仏 特徴 小テーマ 2-2 多様な神仏への信仰 人々の暮らしの中で、市域では多様な信仰が浸透し、彫刻や絵画などの工芸品が市内 の寺院にもたらされました。本郷地域にあった寺院の多くは、小早川隆景による三原城 築城に伴い、三原城周辺に移転し、現在まで地域社会と密接に結びついています。 磨崖和霊石地蔵は佐木島に所在する、海の波打ち際の花崗岩に彫刻された磨崖式半肉 彫の像です。また、末法思想の広がりから、西野田経塚(本郷町本郷)・宮地川経塚(本 概要 郷町北方) がつくられました。西野田経塚や宮地川経塚は、当時の埋経儀礼をうかがう上 で貴重な資料です。 こうした信仰は、大切に守り伝えられ、現在まで引き継がれてきました。 [国指定] 紙本墨書大般若経(正法寺) [県指定] 紙本著色仏涅槃図(楽音寺)、磨崖和霊石地蔵 [未指定] 楽音寺、西野田経塚、宮地川経塚、龍泉寺、賀羅加波神社

紙本墨書大般若経



磨崖和霊石地蔵



主なみはら資源の分布 2-2 多様な神仏への

3 荘園の成立・展開と小早川氏の支配 特徴 小テーマ 3 - 1沼田荘・杭荘の世界と中世の産業 小早川氏の祖である土肥実平は、源頼朝に任じられて沼田荘地頭となり、子孫は在地 勢力として定着します。 小早川氏は、荘園拡大のため、沼田川の河口を干拓し耕作面積を増やしました。 「沼田市」が沼田川の両岸に形成され、小早川氏の交易や経済活動の中心地として、繁栄 しました。 明応2 (1493) 年には、小早川敬平が現在の久井町にある杭 荘 の代官職を請け負うこ 概要 ととなります。この杭荘にある、久井稲生神社で行われる御当は、中世の宮座の伝統を今 に伝えています。 この頃の三原の産業として、農業や林業のほかに塩・刀・鋳物が知られています。特に 鋳物師・刀鍛冶が活躍し、「三原物(三原地方で作られた刀剣類)」が全国に知られまし た。 [国指定] 米山寺宝篋印塔 [国選択] 久井稲生神社の御当 [県指定] 佛通寺文書、東禅寺文書、紙本墨書正応三年四月比丘尼浄蓮寄進状他十一通(楽音寺)、 紙本墨書大般若経(久井稲生神社) [市指定] 弁海文書、山科家文書、沼田東出土中世船の船底材、短刀 銘 三原住正家、短刀 銘 備 州三原住正近作、短刀 銘 備後国三原住貝正則、木造尼僧坐像 [未指定] 万性寺、中世武士団草井氏発祥の地(記念碑)

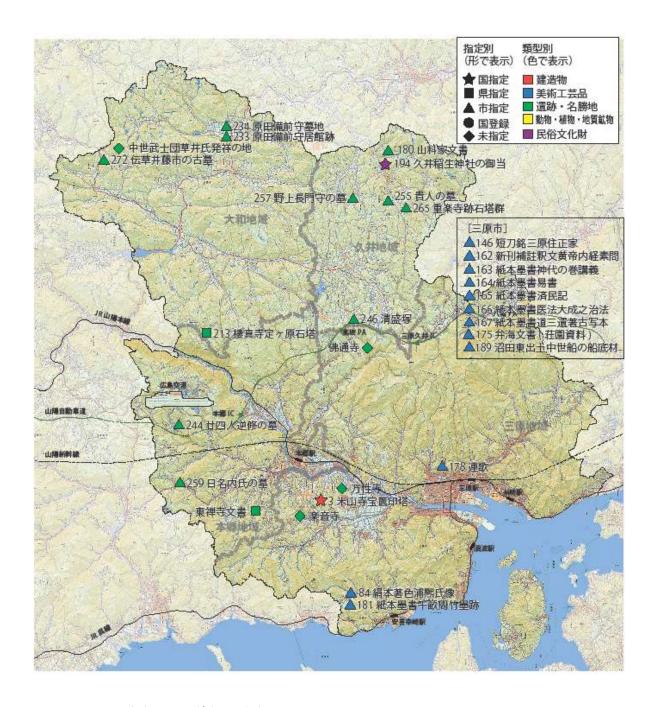




久井稲生神社の御当

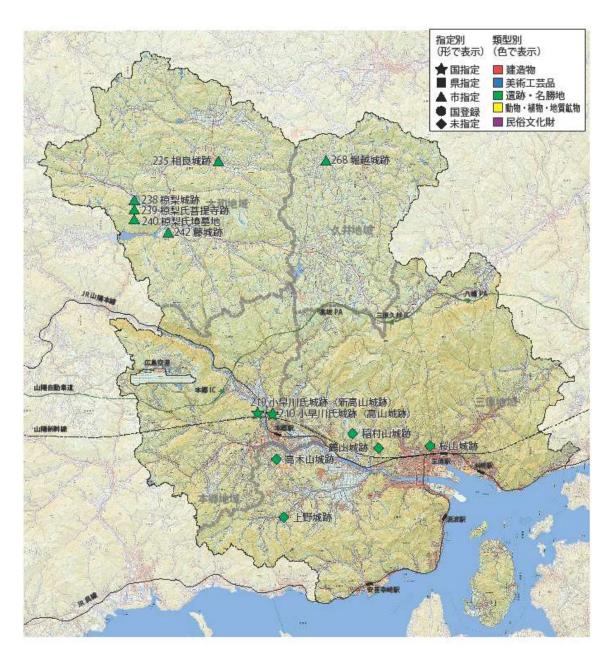


東禅寺文書



主なみはら資源の分布 3-1 沼田荘・杭荘の世界と中世の産業

特徴	3 荘園の成立・展開と小早川氏の支配
小テーマ	3-2 山城の築城
概要	山城の跡は、市内に多く点在しています。 高山城は、建永元(1206)年、小早川氏の4代である茂平により築かれたと伝わります。茂平は、庶子家を分出するなど在地勢力としての基盤をつくりました。 小早川氏の一族やその家臣は、その後、現在の大和町や久井町の各地で、山城を築きました。自然の山のつくりを活かして築かれた山城は、戦いに有利であり、当時が争いの絶えない時代であったことを物語っています。 現在も椋梨氏の椋梨城跡や、梨羽氏の梨羽城跡など多くの山城が残っています。 小早川隆景は、天文21(1552)年に高山城の対岸の新高山城に入り、永禄10(1567)年、三原城を築城して瀬戸内海での活動を広げていきます。
関連する 資源	[国指定] 小早川氏城跡、信山城跡、新高山城跡、三原城跡) [市指定] 椋梨城跡、相良城跡、茂田城跡、高木山城跡、鶴山城跡、桜山城跡、上野城跡など ボ梨城跡 「木型川氏城跡 - 「京梨城跡 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 」」 - 「京本城 - 「「京本城 - 」」 - 「「京本城 - 「「京本城 - 」」 - 「「京本城 - 「「京本城 - 」」 - 「「京本城 - 」」 - 「「京本城 - 「「京本城 - 」」 - 「「「「京本城 - 」」 - 「「



主なみはら資源の分布 3-2 山城の築城

特徴 3 荘園の成立・展開と小早川氏の支配 **小テーマ** 3−3 小早川氏ゆかりの寺院・歴史資料

小早川氏は領内の寺院経営に力を入れ、市域には現在も小早川氏ゆかりの寺院が多く あります。

小早川氏は当初源平合戦で滅亡した沼田氏の氏寺であった楽音寺を引き継いでいましたが、4代茂平の時に巨真山寺(米山寺)を氏寺とし、勢力を拡大していきました。米山寺には小早川隆景の肖像画や小早川氏歴代当主の墓が残ります。

概要

また、土肥実平・遠平が力を注いで創建したのが大和町にある棲真寺でした。棲真寺には、二十八部衆立像・阿弥陀如来坐像といった鎌倉前期の彫刻が伝えられています。

佛通寺は、9代春平が応永4 (1397) 年に創建した禅宗寺院で、現在も多くの来訪者がある名勝となっています。佛通寺文書は、小早川氏や毛利氏らの禁制などを含み、学術的にも貴重です。また、春平が求めて制作された開山僧愚中周及の自賛の頂相・自筆の消息文も保管されています。

[国指定] 佛通寺含暉院地蔵堂 附 須弥壇、絹本著色小早川隆景像、米山寺宝篋印塔

[県指定] 木造佛通禅師坐像、木造大通禅師坐像、木造二十八部衆立像

[市指定] 佛通寺、紙本著色小早川隆景像、楽音寺文書

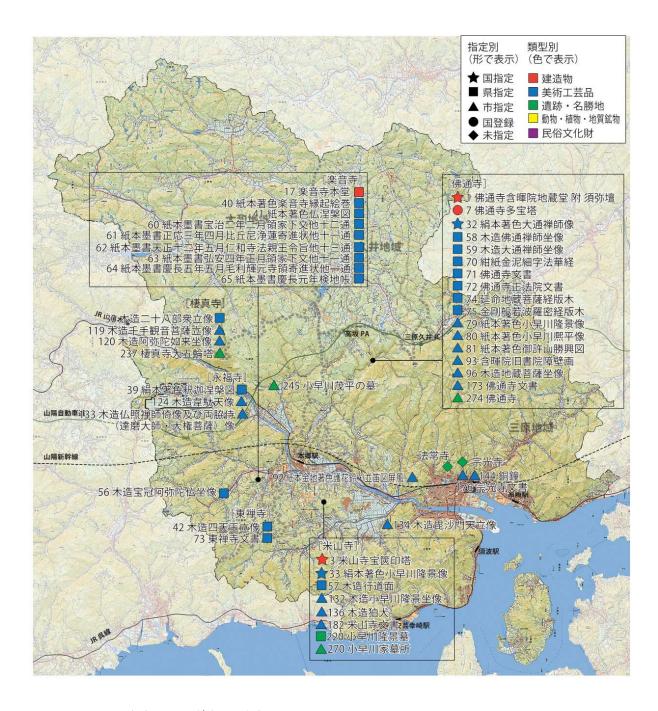
[未指定] 小早川家歴史資料、棲真寺、米山寺、宗光寺(匡真寺)、法常寺



佛通寺含暉院地蔵堂 附 須弥壇



木造佛通禅師坐像(左)と木造大通禅師坐像(右)



主なみはら資源の分布 3-3 小早川氏ゆかりの寺院・歴史資料

特徴

4 城下町「みはら」と街道

小テーマ

4-1 城下町の形成

三原城は三原湾内に浮かぶ大島・小島をつないで築かれ、海陸の要所に立地します。小早川隆景による築城とともに、新高山城下から数々の寺院が移転しました。城下町は、まず東町の整備から始まり、沼田の本市・新市などからも商人が移住したと考えられます。 関ケ原の戦いの後、三原城は福島氏の支配下となり、西町の町割りが行われ、現在まで伝わる城下町が整備されました。

概要

三原城は一国一城令が出された後も存続し、福島氏の改易後、三原浅野氏が城主となり、城下町の統治が行われます。この東西両町は、西国街道沿いの城下町として商人が集まり、にぎわいました。

神明祭(現在の三原神明市)は、天正期(1573~1592)から始まったと言われています。 三原城下町の地は山が海にせまり、平坦地が少なかったため、畑作のため干拓が進められ、海岸部の古浜の地には塩田も作られました。東町の塩浜新開(入浜式塩田)は、元禄13(1700)年に造成され、最盛期には15浜あったようです。佐木島・小佐木島にも江戸時代から明治時代にかけて13もの塩田が造成されました。

[国指定] 宗光寺 山門

[県指定] 極楽寺本堂

[市指定] 妙正寺 6 棟 附 棟札 9 枚 祈祷札 1 枚、三原城主浅野家歴代墓、極楽寺山門、銅鐘、福島 正之の墓、浅野忠長の墓、糸碕神社神門、紙本著色浅野忠眞像、紙本著色三原西町絵図、 紙本著色三原東町絵図、三原城本丸大広間建築部材

[未指定] 善教寺 本堂、法常寺 本堂、三原城下町の寺院、三原神明市



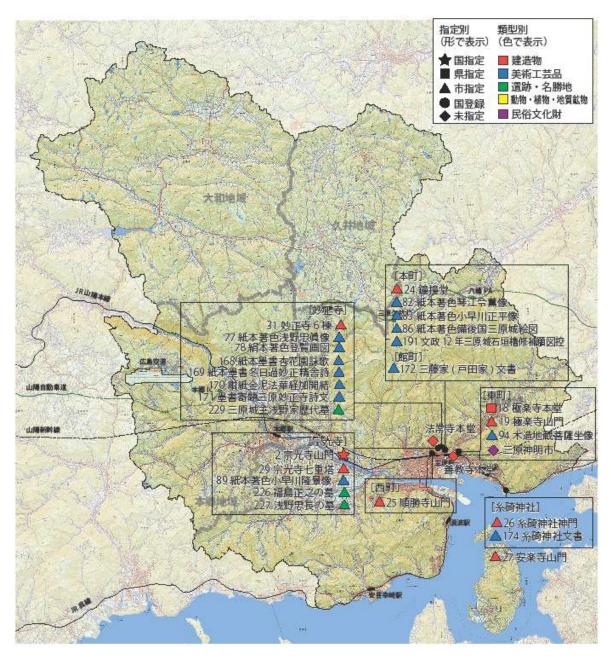




浅野忠長の墓



妙正寺



主なみはら資源の分布 4-1 城下町の形成

特徴4 城下町「みはら」と街道小テーマ4-2 西国街道の往来と城下町の繁栄

城下町は西国街道を取込んで町割りが行われ、街道沿いに本陣も置かれました。 城下町には商人が集まり、周辺の山麓には寺院が置かれました。

三原の町の運営については、西町年寄を代々務めた町人川口氏の川口家文書に詳細が残されています。経済力をつけた町人を中心とした文化も発展し、城下では俳諧が盛んであったことが、遺された資料からわかります。また、学問を志す町人も現れます。その代表が、闇斎学を学んだ楢崎正員や、後に『三原志稿』を作成した青木充延です。三原城二之丸に開校された学問所・明善堂は広く町人にも門戸を開きました。

在郷町として発展した久井では牛市が開催されました。備後北部と三原を結ぶ街道が通り、荷物を運ぶ牛馬の通行や、久井牛市への牛の通路としても利用され、現在も石畳が残ります。

[県指定] 楢崎正員の墓及び関係遺跡、杭の牛市跡

[市指定] 紙本著色備後国三原城絵図、紙本著色備後国三原城下絵図、紙本著色備後三原絵図、紙本著色三原西町絵図、紙本著色三原東町絵図、莇原の石畳、三次往還、生花百瓶図(生花百花式)三原川口家宗家の墓、絹本著色登覧画図、上野家古文書

[国登録] 舩木氏庭園

[未指定] 熊野神社 鳥居、本町地区の小路、河原坂峠の石畳



関連する 主な みはら 資源

概要

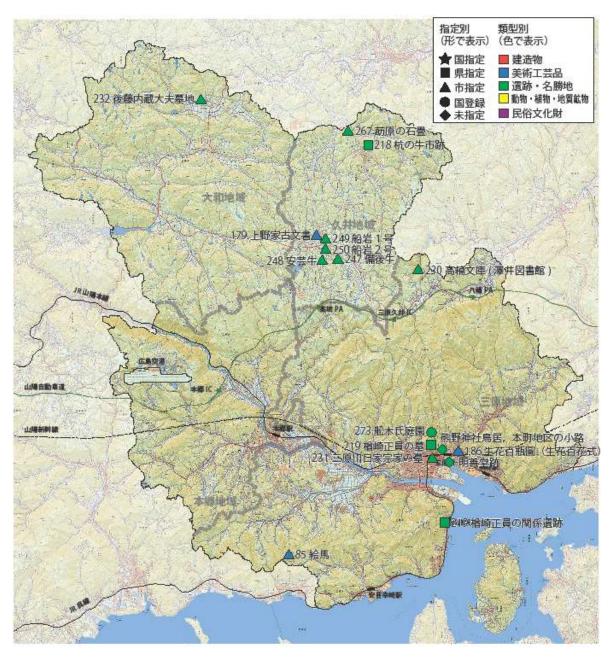
紙本著色備後国三原城絵図



紙本著色備後国三原城下絵図



三原東町絵図



主なみはら資源の分布 4-2 西国街道の往来と城下町の繁栄

特徴

5 近代工業都市「三原」への道程

小テーマ

5-1 鉄道と港の発達

近代になると鉄道の整備が進められ、東から延びてきた山陽鉄道は、まず明治 25(1892) 年に現在の糸崎駅まで開通しました。その後明治 27(1894) 年には鉄道が広島まで延伸したことで、三原城本丸跡地に三原停車場が開業しました。

鉄道の開通に伴い造られたトンネルなどの施設の一部は、現在も残っています。

概要

江戸時代末期に糸碕神社の西側に築かれた松濱(浜)港が、糸崎港の前身です。近隣の都市の中でも港湾条件が良いため、停泊・寄港する船舶が増えて賑わいました。糸崎港は、明治33(1900)年に特別貿易港に指定され、工業港として近代産業の発展を支えました。

昭和には、呉線(旧三呉線)の建設が進められ、昭和 10 (1935) 年に全通しました。 三原車両製作所(現在の三菱重工業三原製作所)では、貨物用機関車の生産も行われ、つ くられた機関車は全国で活躍しました。

[未指定] 鉄道学校跡 記念碑、松濱新港之碑、糸崎機関区貯水地跡、三菱重工 ディーゼル機関車、 小佐木島灯台、白滝山加古谷 石積み砂防堰堤、砂留、糸崎駅





関連する 主な みはら 資源

三菱重工三原製作所に現存するディーゼル機関車 鉄道学校跡 記念碑



小佐木島灯台





主なみはら資源の分布 5-1 鉄道と港の発達

特徴 5 近代工業都市「三原」への道程

小テーマ

5-2 企業城下町三原

沼田川の河口北には明治 11 (1878) 年から円一新開が築造され、南には昭和 25 (1950) 年から国営和田沖干拓事業が着工されました。

これらの埋立地や三原湾周辺には、大正時代から、次々と工場が進出し、近代工業都市に転換しました。

概要

昭和 39 (1964)年には備後工業整備特別地域に指定され、昭和 50 (1975)年には山陽新幹線三原駅の開業、平成 5 (1993)年には広島空港が開港するなど、産業と陸海空交通の拠点として発展しました。

工場の進出とともに、居住地の開発が進み、学校や公共施設の整備も進みました。

工場や建物などの近代建造物や、清水南山をはじめとする人々の技術は、現在まで残されています。

[国登録] 南山資料館、酔心山根本店事務所、眞田家住宅

[市指定] 清水南山生誕の地、清水南山遺品、彫金唐獅子図手板

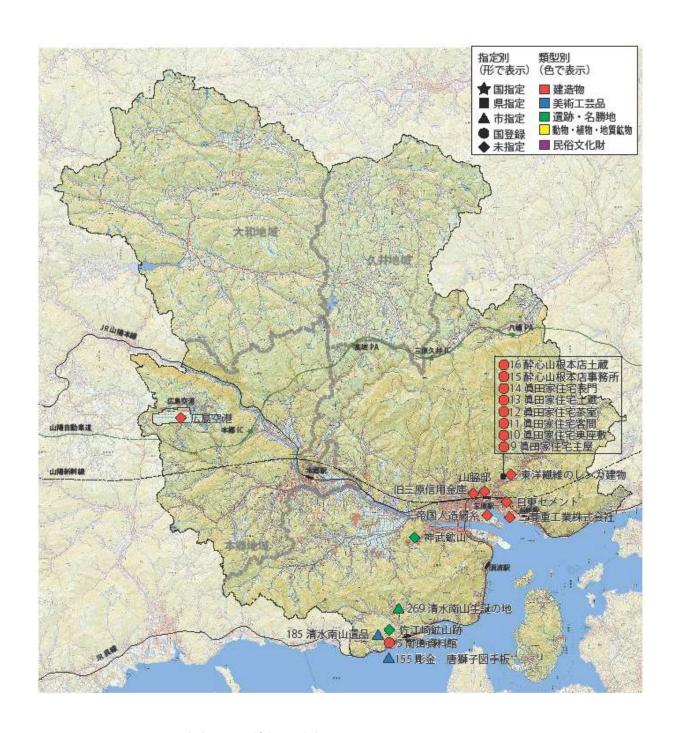
[未指定] 佐江崎鉱山跡、神武鉱山、帝国人造絹糸 三原工場(帝人岸壁)、旧三原信用金庫、山脇 邸(旧西備銀行)、東洋繊維のレンガ建物(イオン三原内)



帝国人造絹糸 三原工場 (帝人岸壁)



東洋繊維のレンガ構造物



主なみはら資源の分布 5-2 企業城下町三原

6 暮らしに息づく伝統文化 特徴 6-1 瀬戸内の伝統文化 小テーマ 沿岸部では漁村集落も形成され、人々の往来によって伝わったものが根付き、独自の 伝統文化が築かれました。 幸崎能地には、家船と呼ばれる、船上で生活を営んでいた漁師たちの船が見られまし た。能地春祭のふとんだんじりは江戸時代中期から伝承され、四国北部沿岸部などとの 文化交流を知る上で貴重です。 三原やっさ踊りで唄われる三原やっさ節は、海路を通して日本各地に広まったハイヤ 概要 節の系統で、現在も唄い継がれています。 現在は制作が途絶えていますが、子どもの健やかな成長を願うため三原人形も盛んに つくられました。三原だるまは現在もつくられています。 冬に行われる「とんど」や「亥の子」などの年中行事は、現在も市内の各地で行われて います。 [県指定] 能地春祭のふとんだんじり [市指定] のぞきからくり、御弓神事 [未指定] 宮島神社、祭礼(宮島さん)、三原やっさ踊り、半どん夜市、タコ漁、三原だるま、家 船、大師信仰、大子堂、辻堂、亥の子、とんど



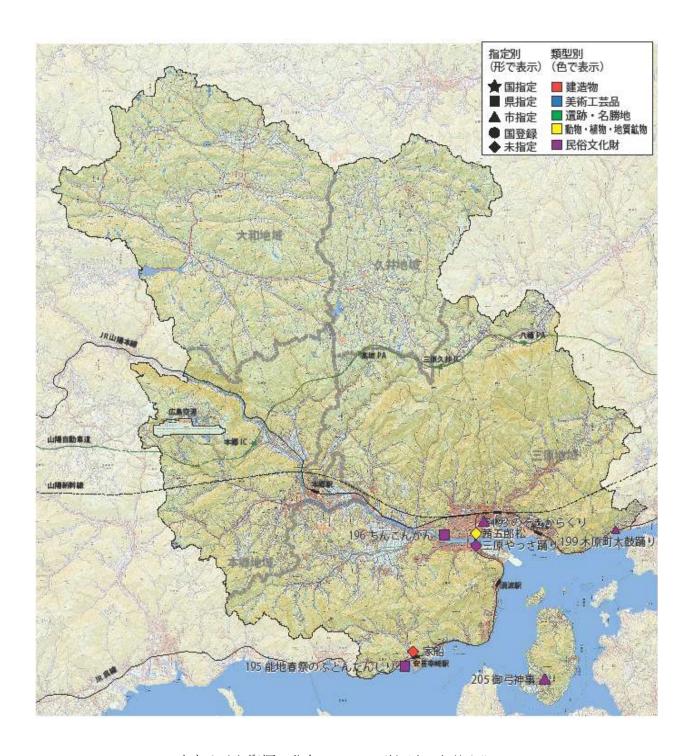
能地春祭のふとんだんじり



御弓神事



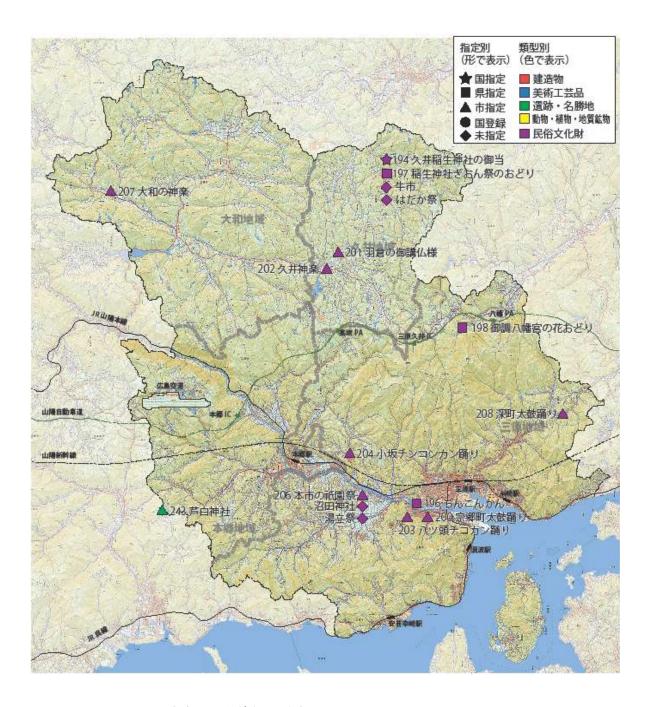
のぞきからくり



主なみはら資源の分布 6-1 瀬戸内の伝統文化

6 暮らしに息づく伝統文化 特徴 6-2 内陸部の伝統文化 小テーマ 沼田川をはじめとした市内の河川流域の平野では、米作を中心とした農業が発展しま した。 久井稲生神社の御当は、中世の伝統がほぼ当時に近い形で継承されています。 夏には、市内各地で雨乞いおどりを起源とする、ちんこんかんや太鼓踊りが行われて います。担い手が少なくなり、やめたところもありますが、近年復活させるところも出て 概要 きました。祇園祭りや夏祭り、秋祭りも行われています。 備後神楽の系統をひく大和の神楽、久井神楽は、江戸時代から継承されてきました。 大和町下草井では元禄 11 (1700) 年頃から、広島藩献上茶「鷹の爪」が生産されまし た。 [国選択] 久井稲生神社の御当 [県指定] ちんこんかん、久井町の節句どろ人形、稲生神社のぎおん祭のおどり、御調八幡宮の花 おどり、羽倉の御講仏様 [市指定] 祇園祭、太鼓踊り、久井神楽、大和の神楽 [未指定] 田植唄、盆踊り唄、大師信仰、大師堂、辻堂、沼田(渟田)神社、湯立祭、沼田本郷夏 祭り(本郷地蔵祭り)、亥の子、とんど、はだか祭 関連する 主な みはら 資源 久井町の節句どろ人形 ちんこんかん

大和の神楽



主なみはら資源の分布 6-2 内陸部の伝統文化

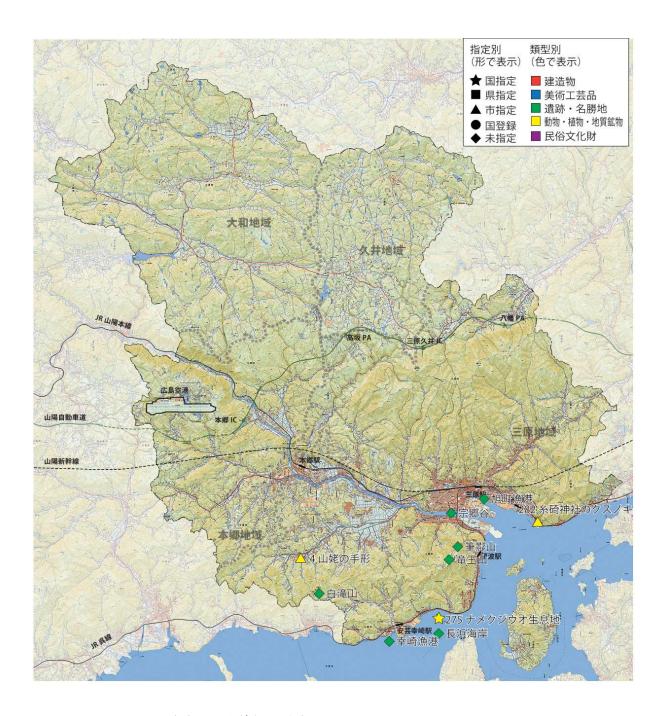
特徴	7 瀬戸内の海・山・川の恵み							
小テーマ	7-1 瀬戸内の景観と自然							
概要	海・山が広がり、南北で高低差がある地形からなる三原市には、瀬戸内海に育まれた豊かな自然があります。 瀬戸内海国立公園の主要な眺望点として、筆影山、白滝山、竜王山、鉢ケ峰の4地区が指定されており、それぞれの山からは、瀬戸内海の多島美を眺めることができます。冬季になると、海霧が海一面を真っ白に覆い、その合間に島の姿が浮かぶ幻想的な風景を見ることもできます。 豊かな瀬戸内海には多くの生物が生息しています。幸崎沖では浮鯛漁が行われていたことが文献にも残されており、タコは、現在も三原を代表する海産物です。希少生物としては、ハクセンシオマネキや、スナメリが確認されており、またナメクジウオの生息地は国の天然記念物に指定されています。							
関連する 主な みはら 資 源	[国指定] ナメクジウオ生息地 [市指定] 糸碕神社のクスノキ・山姥の手形 [未指定] 瀬戸内海、筆影山、旭町漁港、宗郷谷、長浜海岸、幸崎漁港、浮鯛、海霧 ナメクジウオ							



筆影山からの風景



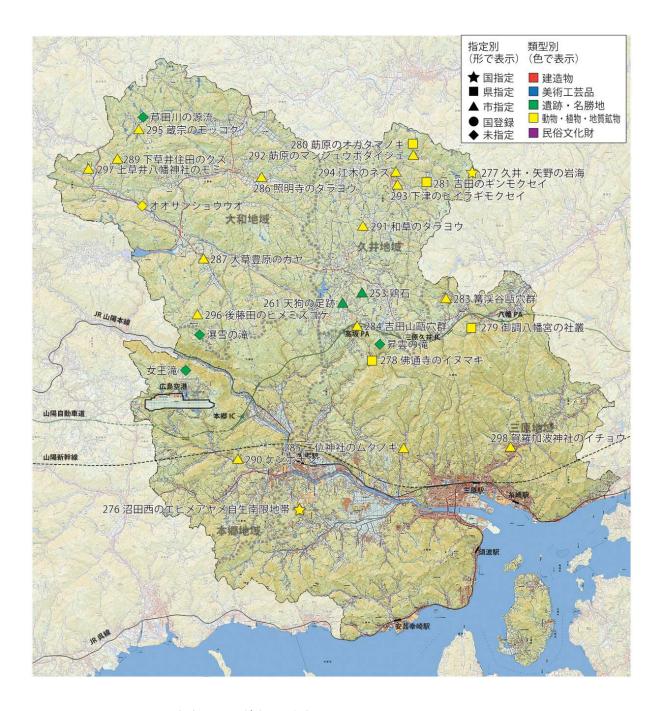
糸碕神社のクスノキ



主なみはら資源の分布 7-1 瀬戸内の景観と自然

7 瀬戸内の海・山・川の恵み 特徴 小テーマ 7-2 内陸部の自然環境 市北部の久井地域や大和地域を中心とする内陸部では、瀬戸内海に面した市南部とは 異なる、特徴的な自然環境が形成されています。 国天然記念物の久井・矢野の岩海(久井岩海)は、花崗岩の風化・侵食作用を示す貴重 なものであるとともに、以前は人々が里山として薪や落ち葉を採取したり、牛を放牧す る場所でした。現在も地域の象徴として守られています。 県立自然公園として、佛通寺御調八幡宮県立自然公園・竹林寺用倉山県立自然公園が 概要 あり、多くの自然を体感できる、人々の憩いの場となっています。 また、ヒョウモンモドキ、ハッチョウトンボなどの希少な生物が確認され、保護活動が 行われています。 大和町の椋梨川流域では、オオサンショウウオの生息も確認されています。 沼田川流域には女王滝や瀑雪の滝などがあり、自然が生み出した景観を体感できます。 [国指定] 久井・矢野の岩海、沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯 [県指定] 吉田のギンモクセイ、莇原のオガタマノキ [市指定] 吉田山甌穴群、篝渓谷甌穴群 [未指定] 昇雲の滝、女王滝、瀑雪の滝、芦田川の源流、沼田川、オオサンショウウオ 関連する 主な みはら 資源 久井・矢野の岩海 瀑雪の滝

エヒメアヤメ



主なみはら資源の分布 7-2 内陸部の自然環境

第4章 みはら資源の保存・活用に関する現状と課題

1 既存の調査・研究

現狀

- ○旧市町ごとに市史・町史が作成されています。ただ、調査・記録されている内容はそれ ぞれ異なっています。
- ○把握調査について、無形文化財や文化的景観などの調査が行われていません。
- ○大学や専門家、市民(所有者)などの協力を得て、みはら資源に関する調査・研究を行ってきました。個人による調査(常夜灯・石灯籠、狛犬など)もあります。

課題

- ○みはら資源の把握調査が不足している地域(本郷地域・久井地域・大和地域)や、無形 文化財や文化的景観など十分に把握できていないみはら資源もあります。
- ○歴史や経緯などの価値が明らかとなっていない遺跡や古文書、埋蔵文化財の調査が必要です。
- ○みはら資源の調査データをさらに蓄積する必要があります。
- ○美術工芸品など有形文化財の損失に備える必要があります。

(1) 市史·町史

三原市では、合併前の旧市町でそれぞれ市史・町史を作成しています。

『三原市史』(昭和 45 [1970] 年から平成 19 [2007] 年刊行)は、全7巻からなります(第1~3巻:通史、第4~6巻:資料編、第7巻:民俗編)。民俗編は宮本常一氏の監修によりまとめられたもので、産業、衣食住、信仰、年中行事、口頭伝承などが詳細に記録されています。また、民俗編の付属資料として、『三原市の石造物』、『三原市の民家』が発刊されています。

『本郷町史』(平成8 [1996] 年刊行)、『久井町誌』(平成9 [1997] 年刊行)、『大和町誌』(昭和58 [1983] 年刊行)は、それぞれの地域の通史がまとめられています。

いずれも合併前の市町でまとめられたものであり、今後、新たな「三原市」としての市 史の編纂に向けて、長期的な視点をもって資料の調査・収集を行う必要があります。

(2) 種別ごとの調査

①有形文化財(建造物)

昭和51〔1976〕年から2年をかけ、旧三原市域を対象に民家調査を実施した『三原市の 民家』(昭和54〔1979〕年)では、特徴的な民家71件を抽出しています。広島県建築士会 三原支部が中心となって組織化された三原市歴史的建造物調査研究会では、市内の歴史的 建造物に関する調査や勉強会を実施し、その成果は会誌『蟇股 第1集~第10集』にまと められています。平成 23 [2011] 年には、上記の『三原市の民家』の残存状況追跡調査が 行われており、71 件のうち 32 件の残存が確認されています。

『広島県の近世社寺建築』(昭和57 [1982] 年)では、第一次調査で市内の59か所の社寺建築で悉皆調査を行っています。第二次調査では、下草井八幡本殿(大和町)、極楽寺本堂・山門(東町)、観音寺本堂(木原町)、佛通寺経蔵・含暉院地蔵堂(高坂町)、妙正寺本堂・庫裏・鐘撞堂・番神堂・山門(本町)、楽音寺本堂(本郷町)で詳細調査を行っています。

『三原城跡周辺文化財緊急調査事業報告書』(平成23〔2011〕年)では、三原城下町を対象とした社寺調査として、建造物・棟札、石造物、什物の悉皆調査を行っています。

近代和風建築物予備調査(平成25 [2013] 年)では、21 件の建造物(寺院、農家、住居、商家)を抽出し、建物調査を行っています。また、『広島県の近代化遺産』(平成10 [1998] 年)では、調査の行われた建物の中で、すでに現在までに壊されているものもあります。このうちトスコ株式会社三原工場(城町)、南山資料館(幸崎町)では詳細調査が行われ、調査後に南山資料館は国登録有形文化財に登録されました。

『三原の近代化遺産 150 選』(平成 30 [2018] 年)では、上記の近代化遺産 44 件の現状を確認するとともに、みはら市民学芸員により市域全体で幅広い建造物などが抽出され、現状の記録がまとめられています。

『三原市の街道に残る-常夜燈(石燈籠)-』(令和2 [2020]年)は、個人による市内の常夜燈・石灯籠についての悉皆調査の成果がまとめられています。

三原城下町での社寺建造物や民家、石造物の悉皆調査が行われている一方で、城下町以外の社寺については、今後、全市の調査を行う必要があります。

②有形文化財(美術工芸品)

『三原市文化財調査 仏像編』『三原市文化財調査 仏像編別冊』(昭和 32〔1957〕年)では、三原地域の仏像について悉皆調査を行っています。加えて、前述の『三原城跡周辺文化財緊急調査事業報告書』では、三原城下町の社寺が所有する彫刻、絵画、位碑などについて悉皆調査を行っています。

『三原市の狛犬たち』(平成 23 [2011] 年) は、個人による市内の狛犬についての調査の成果がまとめられています。

三原市では、佛通寺所有の文化財を総合的に調査し、文化財指定や企画展など、今後の保存・活用につなげることを目的に、平成25(2013)年に三原市佛通寺文化財等調査委員会を設置し、佛通寺の所有する絵画・書跡・典籍類の状態調査を行っています。平成28(2016)年度から調査を実施し、令和3(2021)年からは佛通寺主体で継続されています。今後整理を行い、文化財リストに追加していきます。

令和3(2021)年度からは、市が所有する15,000点以上の古文書などについて、詳細な調査(目録の作成、所在整理、写真撮影)を継続しています。ボランティアの協力も得ながら、引き続き調査を行い、文化財リストに追加していきます。

これまで三原城下町の社寺が所有する有形文化財(仏像、絵画、古文書など)の調査が行われている一方で、城下町以外の社寺については、佛通寺など限られた社寺では調査が行われていますが、調査が行われていない社寺も多く、今後、調査が必要です。

災害や盗難による損失にそなえ、資料を活かしていくための第一歩として、目録化、デ ジタル化を継続する必要があります。

③無形文化財

無形文化財は、現在まで調査が行われてきませんでしたが、技術や伝統食などが百年後の無形文化財になる可能性もあります。たとえば三原だるま製作技術の記録・保存を行うなど、情報収集をしていく必要があります。

④民俗文化財

市史・町史に、それぞれの地域の民俗についてまとめています。特に旧三原市では民俗編を発刊し、詳細に記録しています。

有形の民俗文化財については、昭和37 (1962) 年から昭和39 (1964) 年にかけて国による「民俗資料(伝承資料)に関する緊急調査」が行われました。調査を担当した鮓本刀良意氏は、幸崎町能地の漁村や家船の調査を行い、調査カードを残しています。

昭和41(1966)年の「広島県無形民俗文化財(工芸技術、民俗芸能)の調査」では、ちんこんかん、ぎおん祭のおどり、御調八幡宮の花のおどりが調査・報告されています。

平成 18 (2006) 年、記録措置等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として久井稲生神社の御当が国立歴史民俗博物館の調査・監修により撮影・記録されました。令和 2 (2020)年から令和 4 (2022)年にかけて、広島県による「民俗芸能緊急調査」が実施され、一次調査で三原市の民俗芸能の報告が 56 件あります。

無形の民俗文化財は、祭礼や行事を支える人の高齢化や地域のあり方の変化によって継続した実施が危ぶまれ、簡略化されたり、中止となったりするなど後世に伝えることが困難になっている状況もあります。

今後、行事の映像記録作成や地域の高齢者から当時の様子の聞取調査を行うなど、記録 に残す取組が必要です。

⑤記念物·埋蔵文化財

三原市における埋蔵文化財の発掘調査の成果は、それぞれ三原市文化財報告書としてまとめています。

近年では、本郷町本郷の東本通土地区画整理事業に伴う三太刀遺跡・みたち古墳の発掘 調査(平成17[2005]~平成24[2012]年)や城町周辺の史跡小早川氏城跡(三原城 跡)整備に伴う発掘調査(平成23[2011]~平成25[2013]年)を実施しています。

三原市には長らく専門職員が配置されておらず、広島県や財団法人広島県埋蔵文化財センター(現公益財団法人広島県教育事業団埋蔵文化財調査室)による調査が行われていま

した。学術調査として、昭和 46 (1971)・47 (1972) 年に横見廃寺跡 (上北方) の発掘調査が行われ、平成 2 (1990) から平成 4 (1992) 年度には広島県立歴史博物館により沼田市 (沼田東町) の発掘調査やボーリング調査が行われました。

開発に伴う調査として、山陽自動車道の建設に伴い、金売古墳、陣開古墳(ともに本郷町)や小童・小丸遺跡(八幡町)などの発掘調査が行われました。県営かんがい排水事業では熊ヶ迫窯跡(久井町)の調査が行われました。その他平成7(1995)年には三原郵便局の移転に伴い、三原城跡(館町)の発掘調査も行われました。

社会情勢の変化や世代交代、都市化の波による開発行為により、山林の切り開きや都市 区域の開発が続いています。開発事業者と調整を図り、遺跡を保存することが最も望まし い形ですが、その調整が困難な場合は、適切な調査を行い詳細に記録する必要がありま す。既に調査を終えた横見廃寺跡などの史跡についても、詳細調査を検討する必要があり ます。

⑥文化的景観

文化的景観に関する調査はこれまで実施しておりません。産業構造や生活様式の変化により、歴史的な景観が失われつつあり、全市的に実態の調査や記録を検討する必要があります。

⑦伝統的建造物群

平成 28 (2016)・29 (2017) 年に、県立広島大学により、三原城下町の歴史的建造物についての悉皆調査が行われ、その成果が『西国街道沿いの歴史的な市街地における歴史的建築物把握調査』としてまとめられています。

建物や土地の持ち主の世代交代や生活様式の変化により、三原らしい町並みや景観が失われつつあり、全市的に実態の調査や記録を検討する必要があります。

⑧その他

伝承、特産品、産業については、『三原市史』、『本郷町史』、『久井町誌』、『大和町誌』に おいて触れていますが、近年のものではありません。今後実態調査や記録を検討する必要 があります。

⑨調査状況のまとめ

前項までに整理した調査状況について、種別及び地域で表に整理します。三原地域では 調査が進んでいる地域や種別がある一方、本郷地域・久井地域・大和地域での調査が少な く、今後、悉皆的な把握調査をすすめていく必要があります。また、既に把握調査が行わ れている種別に関しては、活用を進めていくために、個別の文化財について詳細調査を行 っていくことが必要です。

表 把握調査状況のまとめ

分類		三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域
①有形文化財(建造物)		0	Δ	Δ	Δ
②有形文化財	有形文化財 絵画		×	×	×
(美術工芸品)	彫刻	0	Δ	Δ	Δ
	工芸品	0	×	×	×
	書跡・典籍・古文書	Δ	Δ	Δ	\triangle
	歴史資料	Δ	Δ	Δ	\triangle
	考古資料	Δ	Δ	Δ	Δ
③無形文化財		×	×	×	×
④民俗文化財	有形の民俗文化財	Δ	Δ	Δ	\triangle
	無形の民俗文化財	0	Δ	Δ	Δ
	遺跡・埋蔵文化財	0	0	0	0
⑤記念物	名勝地	×	×	×	×
少元ごご7 の	動物・植物 ・地質鉱物	Δ	Δ	Δ	Δ
⑥文化的景観	⑥文化的景観		×	×	×
⑦伝統的建造物群		Δ	×	×	×
⑧その他	伝承	×	×	×	×
	特産品	×	×	×	×
	産業	Δ	×	×	×

○:調査実績が多い △:調査実績が少ない ×:未調査

2 みはら資源の保存と活用に関する市の取組

現状

- ○三原市には、指定などの文化財が298件あります。
- ○史跡三原城跡は、周辺の都市開発に伴い発掘調査や史跡整備が行われてきました。
- ○天然記念物久井岩海は、活用のための看板の設置やトイレ設置などの整備を行っています。
- ○市民がみはら資源に親しみを持てるよう、出前講座の開催やボランティアによる古文書 整理の実施など、さまざまな事業を行っています。

課題

- ○調査を終えているみはら資源の価値を明らかにし、指定などをすることで保護する必要 があります。
- ○個別の文化財の保存活用計画を策定・見直しをする必要があります。
- ○みはら資源を観光資源として捉えきれておらず、魅力を十分に活かせていません。
- ○観光資源として発信する情報が不足しています。
- ○交流人口増加のため、他市町や団体との交流を継続する必要があります。
- ○行政だけですべての史跡を維持管理することは困難です。
- ○修理費用が大きく、所有者の費用負担が大きいです。
- ○公的支援には限界があります。

(1) 文化財の指定や修理

三原市には、合計 298 件(令和 5 [2023] 年 8 月現在)の指定などの文化財があります。 令和 3 (2021)年度は、木造観音菩薩立像、木造二天王立像、文政 12 年三原城石垣櫓修補 願図控の 3 件を市指定文化財としました。近年の指定・登録件数は次のとおりです。

年 度	H22	H24	H27	Н30	H31	R2	R3
市指定 件数	1	5	7	2	3	2	3
国登録 件数	3	0	0	0	0	8	0

今後も指定などをすることで、保護する必要があります。

指定文化財に関しては、国・県・市が補助金を交付し、所有者による修理を支援しています。近年は、寺院が所蔵する彫刻や絵画、山門などの修理などを行っています。

これらは、指定文化財であるとともに信仰対象であることや、修理の際は所有者に費用負担が発生することから、所有者の理解が必要となりますが、所有者の費用負担が大きく、

公的支援も限界があります。また、行政においても、すべての史跡を維持管理することは 困難となっています。主な修理実績は次のとおりです。

年 度	指定	名称	種別	修理概要	所有者
S45	国	宗光寺山門	建造物	解体修理	宗光寺
H13	県	木像佛通禅師像	彫刻	 解体修理	佛通寺
		(修理時は市指定文化財)			
H14	国	佛通寺含暉院地蔵堂	建造物	災害復旧	佛通寺
H19	県	紙本着色仏涅槃図	絵 画	修理	楽音寺
H18∼H20	市	木造薬師如来坐像・多聞天立像・	彫刻	解体修理	薬師堂文化財
H19	市	不動明王立像 網本著色登覧画図	絵画	修理	保存会 妙正寺
H23	県	磨崖和霊石地蔵	彫 刻	部分修理	向田区
H23	市	紙本着色小早川隆景像	絵 画	修理	宗光寺
H26	市	木造地蔵菩薩立像	彫 刻	解体修理	香積寺
H28	県	紺紙金泥細字法華経	典 籍	修理	佛通寺
H28	市	紙本着色御許山勝興図	絵 画	修理	佛通寺
H28	市	順勝寺山門	建造物	部分修理	順勝寺
H30	市	極楽寺山門	建造物	部分修理	極楽寺
H30∼R2	国	米山寺宝篋印塔	建造物	災害復旧	米山寺
H30∼R2	市	小早川家墓所	史跡	災害復旧	米山寺
R2	市	安楽寺山門	建造物	災害復旧	安楽寺
R2	県	木造大通禅師坐像	彫 刻	解体修理	佛通寺

(2) 国指定史跡三原城跡の調査・整備

山陽新幹線の三原駅建設に伴い、史跡三原城跡の保存と整備を図ることが緊急の課題となり、昭和50(1975)年に三原城跡保存管理計画を策定しました。

平成 25 (2013) 年には、保存管理計画を含む「史跡小早川氏城跡三原城跡整備基本計画」 を策定し、この計画に基づき、三原城跡通り丁濠端の発掘調査を実施し、三原城跡歴史公 園として整備を行いましたが、全ての整備は完了していません。

「史跡小早川氏城跡三原城跡整備基本計画」について、現状にあわせた計画の再検討や 見直しが必要です。また行政だけですべてを維持管理することは困難です。

(3) 国指定天然記念物久井岩海の調査・整備

久井岩海に関しては、昭和 54 (1979) 年に「天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海) 保存管理計画」を策定し、指定地の公有地化を行いました。

平成 27 (2015) 年度から 3 年間かけて「保存管理計画」を見直し、新たな「天然記念物 久井・矢野の岩海(久井岩海)保存活用計画」を策定しました。

翌年には、「天然記念物久井・矢野の岩海(久井岩海)整備基本計画」を策定し、同計画

に基づき、看板の設置、丸太階段の新設やトイレの新設を行いました。

令和3(2021)年度に整備工事は完了し、今後は活用の方法を検討する必要があります。

(4) 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり

平成29 (2017) 年9月に「本町西国街道地区」が広島県の「魅力あるまちなみづくり支援事業」のモデル地区に指定されたことを機に、平成30 (2018) 年から平成31 (2019) 年度にかけて、本町地区の住民や地域活動団体が三原市に提案を行い、それらを反映して、三原市は令和2 (2020) 年3月に「本町西国街道地区まちなみづくり基本方針」を策定しました。

令和3 (2021) 年8月には、西国街道・本町地区まちづくり協議会により「西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン」が策定され、まちなみづくりを目標とした地域の活動及び建築物などの外観に関する指針の誘導目標が示されています。

これらを踏まえ、令和4 (2022) 年3月に三原市は「本町西国街道地区街なみ環境整備事業計画」を作成し、現在、本町通り、小路の道路整備、電線類地中化や建築物の修景工事に対する補助などの取組を進めています。

また、魅力あるまちなみづくりの実現に向けて、当協議会など各種団体が連携し、半どん夜市、おひなまつり、フォトコンテスト、大島神社のライトアップのイベント、空き家対策による地域資源の活用推進などに取り組んでいます。

(5) 環境での取組

三原市では、平成20(2008)年に第1次、平成30(2018)年に第2次環境基本計画を策定 (直近では令和4年3月に改訂)しており、動物・植物などを対象とした取組を今後も継続して実施する必要があります。また、地域ではみはらし環境会議の取組が行われています。

絶滅危惧種であるヒョウモンモドキの保護に地域住民・広島県・世羅町などと取り組んでおり、毎年生息地の整備や見学会を行っています。

その他、環境マップとして、これまで12種類のパンフレットを作成しており、新高山城跡といった国の指定文化財についても、見学・散策できるマップになっています。

(6) 観光での取組

平成 29(2017)年の瀬戸内三原 築城 450 年事業では、「きてみて三原!石の上にも 450年」をキャッチフレーズに、三原城や小早川隆景にまつわる多くの市民向け・観光客向け・市外向けの事業を行い、期間中は多くの観光客でにぎわいました。

近年では、三原駅前、三原港に観光デジタルサイネージを設置し、来訪者に対して情報 発信を行っています。JR 三原駅周辺に案内看板や社寺巡りマップ、船入櫓を説明する看板 も設置し、回遊性の向上を図っています。その他、佛通寺や宗光寺などでの座禅体験、三原だるまの制作体験などを行っています。制作体験では、三原だるまを広く知ってもらうとともに、指導者育成により、技術の継承も行っています。

令和 2 (2020)年には、民間出資による DM C組織「㈱空・道・港」が設立され、各観光 協会や関係団体との協働で観光客の呼込や受入を行っています。

しかしみはら資源を観光資源として捉えきれていないため、魅力を十分に活かしきれず、 また、発信する情報が不足しています。今後も交流人口増加のため、他市町や団体との交 流を継続する必要があります。

(7) 出前講座の開催

三原市では、市内に在住・通勤・通学している団体・グループなどを対象に、学芸員などが講師となり、みはら資源についての出前講座を行っています。平成31(2019)年度は10件・参加人数のべ289人、令和2(2020)年度は7件・参加人数のべ155人、令和3(2021)年度は9件・参加人数のべ244人の実績があります。

新型コロナにより件数が減少しているため、オンラインでの講座実施や内容の充実など 状況に応じたプログラムを作成する必要があります。

(8) 市民学芸員の育成

平成 21 (2009) 年度から平成 29 (2017) 年度に、三原市は市民学芸員講座を毎年実施し、修了者を市民学芸員として認定しました。情報発信・城下町体験・城館体験・古写真収集・運営・三原遺産の7つのグループで活動を行い、主体的に市内のみはら資源について調査や記録を作成しました。

市民学芸員による調査などの活動の記録は、「みはら玉手箱」として三原市ホームページでも公開されており、修了者は、現在もみはら資源に関連する各団体において、積極的に活動を行っています。

(9) 古文書整理ボランティアの取組

三原市では、寄贈された古文書などを 15,000 点以上保管しています。令和3 (2021) 年度に市が実施した「古文書整理のための基礎講座」を受講した約 30 人のボランティアが、古文書などの整理・目録作成のため、職員とともに月1回の活動を継続しています。 現在も毎月整理が順調に進んでおり、今後はボランティアでできることを広げていく必要があります。

3 学校教育などの取組

現状

- ○小学校、中学校では、地域の祭礼や伝統、自然環境や動植物などをテーマとして、学習・ 探求を行っています。
- ○小学校3・4年生社会科副読本「きょうど三原」が、教材として活用されています。

課題

- ○小中学校を対象とした学習コンテンツやプログラムが不十分です。
- ○将来みはら資源を支える人材となる小中学生を育てる必要があります。
- ○指導者である小中学校の先生への教育や育成が必要です。

(1) 小学校における学習

市内の小中学校(小学校 20 校・中学校 10 校)では、地域及び三原市の歴史文化について学習を行っています。

特に小学校では、多くの学校で、社会科や総合的な学習の中で、地域の祭礼や伝統、自 然環境や動植物などをテーマとして学習・探究を行っています。

例えば、三原小学校では、地域のお祭り「神明市をもっと知ろう」の学習を行い、沼田 西小学校では、国天然記念物の「沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯」について毎年継続 した学習を行っています。

また、幸崎中学校では、広島県指定無形の民俗文化財「能地春祭のふとんだんじり」の 獅子太鼓の伝承に取り組んでいます。

今後は、教科部会などと連携し、各学校の学習内容に応じたコンテンツ開発・作成に取り組むとともに、指導者である小中学校の先生の育成や、担い手となる小中学生を育てる必要があります。



エヒメアヤメ観察 (沼田西小学校)



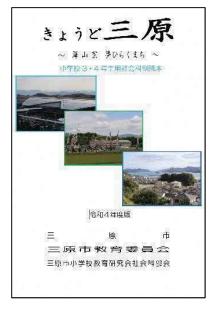
地域の歴史学習(沼北小学校)

(2) 社会科副読本「きょうど三原」

三原市では小学校3・4年生用社会科副読本として「きょうど三原」を、三原市小学校 教育研究会社会科部会と共同で作成しています。三原市の歴史や文化を子どもたちに伝え

る分かりやすい教材として活用しています。

副読本「きょうど三原」はすべての学校で活用されているため、今後はこの内容を更に充実させるとともに、すべての学校で可能な学習プログラムの作成を進める必要があります。



(3) 歴史民俗資料館の団体見学

三原市歴史民俗資料館では、ナウマンゾウの化石、旧石器時代から江戸時代までの通史 展示、のぞきからくり、三原の酒などを展示しています。

久井歴史民俗資料館では、久井の牛市の関連資料、広島県指定有形の民俗文化財「久井の節句どろ人形」や農村の民具などを展示しています。

各資料館では、小学校から団体見学の受け入れをし、地域の歴史と文化に関する学習の 促進に努めています。

今後は、オンラインを利用したプログラム作成や施設利用推進のために、学校と連携するなどの取組が必要です。



のぞきからくりの見学 (三原市歴史民俗資料館)



農村の民具の見学(久井歴史民俗資料館)

4 みはら資源に関連する施設の取組

現状

- ○三原市歴史民俗資料館と三原市久井歴史民俗資料館の2つの資料館が各テーマに沿った 展示をしています。
- ○資料館では、歴史文化に関する展示のほか、体験講座なども行っています。
- ○そのほかにも、地域の歴史文化を伝えるための施設があり、それぞれ特色ある発信など を行っています。

課題

- ○みはら資源の価値を知り、深め、学ぶ機会が少ない状況にあります。
- ○みはら資源について学習する拠点である三原市歴史民俗資料館は拠点施設としての機能 の充実を図る必要があります。
- ○三原市が行ってきた調査成果を実感できる施設が不足しています。

(1) 歴史民俗資料館の取組

市内には、2つの資料館があります。

三原市歴史民俗資料館と三原市久井歴史民俗資料館は、「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りを市内外に発信するための施設」であり、現在、三原市の歴史や文化を物語るさまざまな資料を収蔵するとともに、その一部を市民に展示公開しています。それぞれ特色ある歴史に関する展示のほか、体験講座なども行っています。しかし、昭和50年に建設した三原市歴史民俗資料館は、施設の経年劣化が進んでいますが、改修が行われておらず、バリアフリーにも対応できていません。このように三原市歴史民俗資料館は拠点施設としての機能の充実も課題となっています。その他、三原リージョンプラザ、三原市民ギャラリーでも、みはら資源に関する企画展を実施しています。企画展は、みはら資源の価値を再発見する場となっていますが、参加し、学び直す機会は少ない状況です。三原市の取組による調査成果を実感できる施設も不足しています。

今後は、一部の関心のある人のためだけの施設でなく、「行きたい」施設となるような展示やプログラムが必要です。

■施設の概要

施設名称	開館	所在地	施設概要
三原市歴史民俗 資料館	S51	円一町	三原市の古代から現代までの通史展示を行っている。市内遺跡 群からの出土品、三原城を中心とした古絵図や古文書、 民俗資料などを展示している。
三原市久井歴史民俗資料館	Н29	久井町 下津	久井町に関係した里山の民具の展示を行っている。久井(杭)の 牛市、節句どろ人形と人の一生、久井の灯りと民具、農村のくら しに関する資料などを展示している。

■資料館年度別入館者数

年 度	Н30	H31	R2	R3	R4
三原市歴史民俗資料館	5, 280 人	5,778 人	3,394人	2, 263 人	3,054 人
三原市久井歴史民俗資料館	1,090人	1,048人	971 人	449 人	994 人

■企画展の実施状況

年度	企画展名	期間
三原市歴史	史民俗資料館 企画展	
H29	三原の古写真 -昔の公的機関の姿-	5月25日~6月9日
	時の記念日の時計展	6月10日~7月18日
	自由研究のための民具展	8月1日~8月31日
	三原城の石垣 -拓本展-	9月25日~10月31日
	幸崎能地の家船民俗展	2月1日~3月31日
	みはら雛飾り	2月9日~3月31日
H30	久井歴史民俗資料館一周年記念出張展	4月25日~5月15日
	昔の教科書展 -明治から昭和まで-	7月21日~8月31日
	食生活に関する民具展	1月26日~3月13日
	宮ノ谷古墳群の出土遺物展	2月2日~3月10日
	平成を振り返る写真展	3月23日~4月28日
H31	江戸時代の教科書展	7月20日~11月22日
R2	貨幣展 -近世以降の三原の商業-	11月10日~1月31日
R3	考古学にふれてみようー岩鼻下遺跡展ー	10月19日~12月19日
R4	知ってる?だるまの秘密	1月17日~3月5日
三原市久	中歴史民俗資料館 企画展	
H29	むかしの衣展	10月12日~12月14日
	みはら雛飾り	2月9日~3月11日
H30	夏の民具展	8月1日~8月31日
	久井の祭礼展	10月9日~12月5日
	新春雛祭り展	1月25日~3月20日
H31	はかる道具展	8月1日~10月31日
	お正月の民具展	1月5日~1月31日
	新春雛祭り展	1月25日~3月20日
	夏の民具展	8月1日~8月31日

	久井の祭礼展	10月9日~12月5日
	昔の衣展 -紡いで着る-	10月12日~12月14日
	みはら雛飾り	2月9日~3月11日
R2	久井岩海のキセキ	2月2日~3月28日
R3	ふるさとのあかり展	12月14日~2月6日
R4	田んぼの道具大集合!	12月15日~2月26日

IJ	リージョンプラザ展示ホール企画展 (みはら資源に関係する展示)						
	H29	小早川隆景展	5月19日~7月2日				
	R3	広島県ゆかりのアスリートたち	7月10日~8月1日				
	R4	小早川隆景展〜おかえりなさい。ふるさと三原〜	7月30日~8月15日				
Ξ	原市民	ドャラリー企画展 (文化財に関係する展示)					
	H30	清水南山展	5月23日~6月10日				
	H31	三原浅野氏入城 400 年展	10月11日~10月25日				
		写真家岡村徳男回顧展-モノクロの瀬戸内-	10月11日~10月25日				
	R2	みはら民俗学事始・鮓本刀良意展	2月20日~3月7日				
	R3	レトロな道具 コレナンダ!	7月17日~8月1日				
	R4	小早川隆景展~おかえりなさい。ふるさと三原~アンコール展	11月3日~11月6日				

(2) 関連する施設の取組

市内には、資料館のほかに地域の歴史文化を伝えるための施設があります。

廃校になった施設を利用し、地域の特徴やテーマに沿った資料を収集、保管、展示をすることで地域の魅力を発信しています。

それぞれの施設の資料収集や展示、情報発信などを市や専門家、地域の団体などで支援 することで、内容を深め、魅力的な施設の運営を維持していくことが必要です。

■施設の概要

施設名称	運営	所在地	施設概要	
南山資料館	郷土と南山先	幸崎	清水南山(幸崎出身)の偉業をたたえ、資料の	
	生を語る会	能地	展示をしている。	
近年の実施状況	見学の要望があ	るとき開館し	ている。	
近中の关旭状化	幸崎能地春祭り	開催時には、	休憩所としても開放している。	
さざなみ学校	生涯学習課	幸崎 久和喜	岩石や剥製など、自然に関わる資料収集と展示を行っている。	
近年の実施状況	見学の要望がある	るとき開館し	ている。	
さぎしまふるさと館	さぎしまふる さと館管理運 営委員会	鷺浦町 向田野浦	鷺浦町で使用されていた提灯や消防の道具な どの民俗資料や写真を展示している。	
近年の実施状況	毎週土日、年末年	年始、大型連	休に開館している。	
大草民俗資料館 (旧大草小学校体育 倉庫)	大草自治振興 会	大和町 大草	地域の農具や民具を中心とした郷土資料を収 集、展示している。	
近年の実施状況	民具などを展示	し、地域のく	らしの歴史を伝える場としている。	
くわなし皆来館	特定非営利活 動法人ふるさ とくわなし	大和町 椋梨	大和町に関係した歴史・民俗資料や古写真を 収集、展示し、サロンで公開している。	
近年の実施状況	歴史・民俗資料の展示のほかに、大和町出身の画家・詩人の四國五郎ギャラリーを併設している。地域住民を対象とした地域活性に関わる行事を開催している。			



施設の位置図

5 市民の文化財への意識・関心に関する調査

現状

- ○文化財が地域へもたらす効果として、多い順に「歴史を受け継ぐ」「観光などの交流」「地域の誇り・活力」「教育などの学び」「住民のつながり」であり、回答が分散しています。
- ○多数の市民が、文化財継承の重要性を認識しています。
- ○歴史文化に対して関心は持っているものの、日常生活の中で歴史文化を意識する機会は 少ないのが現状です。

課題

- ○新たな人材の掘り起こしと育成が必要です。
- ○市民へみはら資源の魅力や情報を届け切れていません。

(1) 文化財に関する意識調査

本地域計画作成にあたり、文化財に対する市民の意識を把握するために「文化財に関する意識調査」を行いました。(なお、詳細な結果は資料編に掲載しています。)

①実施概要

住民組織における文化財を取巻く実態や住民意識の把握を目的に実施しました。

ア 期 間:令和3 (2021) 年10月15日~10月22日

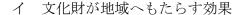
イ 方 法:回覧で一斉配布、郵送による回答

ウ 対 象:市内全域の住民組織(515団体)

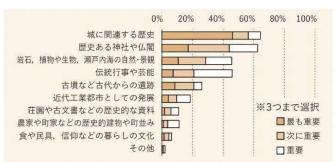
工 回答数:243 団体(回答率 47.2%)

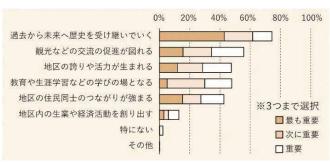
②実施結果の概要

ア 三原市らしい歴史、文化のテーマ 城、社寺、芸能、自然の順に回答が 多くなっています。三原地域は城、本 郷地域は古墳という地域性が見られま した。



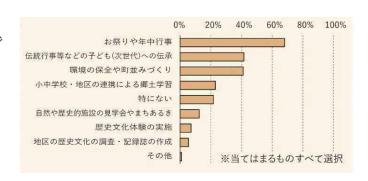
回答が多いのは、「歴史を受け継ぐ」 「観光などの交流」「地域の誇りや活力」「教育などの学び」「住民のつながり」の順でした。





ウ 地区における現在の取組

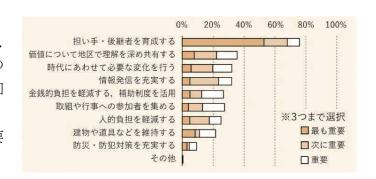
最も多いのは、「祭り・年中行事」で 約7割の回答がありました。



エ 地区で抱えている課題

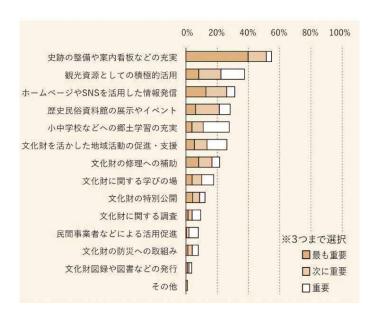
「担い手・後継者不足」が最も多く、 7割以上の回答がありました。その 中で、約5割が最も重要な課題と回 答しています。

新たな担い手の掘起と育成が必要です。



オ 今後力を入れるべき取組

「史跡の整備や案内看板などの充実」が最も多く、5割を超える回答がありました。次いで、「観光資源としての積極的活用」「ホームページやSNSを活用した情報発信」「歴史民俗資料館の展示やイベント」「小中学校などへの郷土学習の充実」「文化財を活かした地域活動の促進・支援」が多く選択されました。みはら資源の魅力や情報が届け切れていないことが課題です。



(2) 文化財に関する関心度調査

本地域計画作成にあたり、文化財に対する青少年層の関心度を把握するために「文化財に関する意識調査」を行いました。(なお、詳細な結果は資料編に掲載しています。)

①実施概要

青少年層における文化財への関わりや関心度を把握することを目的に実施しました。

ア 期 間: 令和3 (2021) 年12月14日~令和4 (2022) 年1月12日

イ 方 法:オンライン回答(QRコード)

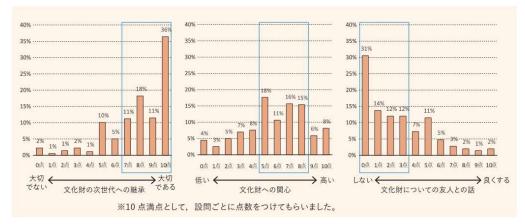
ウ 対 象:15歳~39歳

工 回答数:357件(10歳代31%、20歳代37%、30歳代32%)

②実施結果の概要

ア 文化財への関心や普段の関わりについて今後力を入れるべき取組

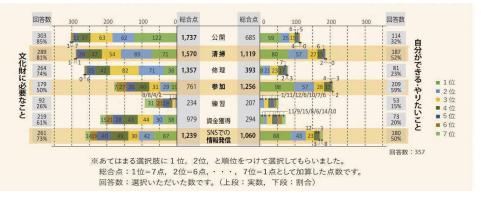
多くの回答者は、文化財の継承を大切だと思っており、関心も高いです。しかし日常 の会話の中で話題になることは少ないようです。



イ 文化財にとって必要なこと、あなたができること・やりたいこと

「文化財にとって必要なこと」として、公開が最も多くの回答がありました。

清掃、参加、情報発信は、両方の質問で多数の回答がありました。「必要なこと」(需要)であり自分が「できること」(供給)でもありました。身近な文化財への取組として、需要と供給が一致した結果となりました。



6 文化財に関連する団体などの取組

現状

- ○市内では、様々な団体が文化財に関連した取組を行っています。
- ○各団体は、学習・研究、環境保全、地域コミュニティづくり、観光など、みはら資源に 関連して多様な目的を設定し、活動を行っています。

課題

- ○みはら資源を地域の象徴として捉え、取り組む団体を増やす必要があります。
- ○行政や活動団体間の情報共有・情報交換の機会を増やす必要があります。
- ○団体などの活動の場や発表の場が不足しています。

①実施概要

本地域計画作成にあたり、文化財の保存・活用に関連する取組を行っている団体に対して、現状と課題などについてヒアリングを実施しました。

ア 期 間:令和3 (2021) 年11月15日~令和4 (2022) 年1月17日

イ 方 法:対面及びオンライン

ウ 対 象:市内業界団体(文化財に関連する活動を行っている団体) 14団体

	ヒアリング団体					
1	一般社団法人三原観光協会	8	三原市小学校長会			
2	NPO 法人宇根山	9	本郷町観光協会			
3	広島経済同友会三原支部	10	三原市チンコンカン顕彰会			
4	西国街道・本町地区まちづくり協議会	11	大和町神楽保存会			
5	三原市郷土史文化研究団体連合会	12	沼田西町エヒメアヤメ保存会			
6	三原市仏教会	13	三原商工会議所 まちづくり三原			
7	一般社団法人三原青年会議所	14	みはらウイメンズネットワーク			

②課題

各団体が個々で動いており、行政や団体間の情報共有・情報交換の機会を増やす必要があるとともに、活動の場や発表の場が不足している。将来を見据えて、今後みはら資源を地域の象徴として捉え、取り組む団体を増やす必要がある。

名称	団体概要	対象とする 主な文化財	取組の概要	取組の課題
1 一般社団法人 三原観光協会	・会員(数約240)に よる会費及び市の補助 金により運営 ・駅に近接して観光案 内所を運営	三原地域 (三原城跡ほ か)	・イベントの実施(三原浮城まつり、小早川隆景供養祭など) ・観光資源としてのPR ・ボランティアガイドの活動を支援、現在4団体、三原城周辺2団体、佛通寺周辺、佐木島 ・御城印の販売(三原城、新高山城) ・三原だるまづくり体験(三原だるま工房)	・ボランティアガイドの減少 や高齢化
2 NPO 法人 字根山	・宇根山周辺の環境保 全や観光施設の運営な ど ・平成 29 年設立	宇根山周辺 (久井岩海ほ か)	・至幸院(しこういん)の再興 ・宇根山へのアクセス道路などの 環境整備(草刈) ・岩海での、落ち葉広い・ピザ焼 き・星の観測など子どもが参加す るイベント実施(久井岩海祭り)	・活動資金の不足(草刈の消耗品など) ・広島建設弘済金の補助金を活用しているが、環境分野の団体への支援は限られる
3 広島経済同友会 三原支部	・三原市全域の企業経営者個人が参加(会員約70名) ・政策提言及び行動(アクション)	三原城跡ほか	・みはら「鯉の城下町」構想の提案 ・地元資源(阪井養鯉場の錦鯉) を活用し、子どもたちの原風景と なる歴史と文化をつくる ・三原城お堀の水質浄化(清 掃)、錦鯉の放流 ・かいぼりや清掃(藻や水草を取 る)のイベントの実施	・文化財であることより、活動の制限や景観への配慮が必要 ・次の世代への引継
4 西国街道・本町地区 まちづくり協議会	・本町地区の連合町内 会を中心に活動 ・メンバーは各町会か ら選出された 10 人程 度	西国街道の町並み	・通りに面した建物のルール作成、ニュース発行などによる地域住民へ周知 ・歴史に関する勉強会の実施 ・町内会として、半どん夜市、いろはの運営、防災・避難、空家対策などを実施	・景観づくりについて地区住 民の十分な理解を得ること (経済的負担) ・空き家対策、資金、手間、 プライバシーなど地域で取り 組むのが難しい面がある
5 三原市郷土史文化研 究団体連合会	・市内の郷土史会(4 団体)により構成される (現在は3団体)	三原市域の文化 財 (現在の活動は 三原地域、本郷 地域)	・合併以前から各地域にあった郷土史文化研究団体により構成 ・年一回、持ち回りで世話役となり、見学会・勉強会を実施 ・世話役をすると新たな発見がある。交流を通して、他の歴史文化を知ることができる	・各団体とも、新規入会者がなく継続が難しい ・各郷土史会の活動に加えて、連合会として活動することが困難
6 三原市仏教会	・市内 52 のお寺が、 仏教の流布を目的に活 動	寺院 (建造物、美術 工芸品ほか)	・お寺を知ってもらうことが目的 ・花まつりや歳末助け合いの合同 実施、夏期講座の実施など ・各お寺でイベントなどを実施 ・順勝寺では、本堂で JAZZ コン サートを実施	・仏像などの公開は、人員が必要なので難しい面がある

名称	団体概要	対象とする主な文化財	取組の概要	取組の課題
7 一般社団法人 三原青年会議所	・三原市全域の 40 歳 までの青年経済人 ・会員は卒業後も他の 団体(ロータリークラ ブなど)で活動	三原やっさ踊りほか	・小学生を対象として、隆景公ゆかりの場所ツアーを不定期に実施・三原やっさ祭りを盛り上げている	・団体としての認知度が低い。発信力の強化が必要・イベント実施の際の小学校への案内が難しい・会員が減少傾向にある
8 三原市小学校長会	・市内の 20 の公立小 学校の校長で構成	各小学校区の文 化財など	・地域のお祭り、水産資源、自然環境(エヒメアヤメ、学校林)などをテーマに学習を行っている・総合的な学習は、「探求」をテーマに、地域の歴史、文化、産業を学ぶ・生活科(社会と理科が合体)では、1・2年生は地域の行事に親しむ、3年生は「郷土三原」を、4年生は広島県を学び、6年生は日本の伝統を学ぶ	・先生が地元ではないことが 多く、地域の歴史文化への知 識が不十分な場合がある ・学習のゴールの設定が難し い(先生の考えと子どもの思 い・発想) ・テストを自作、評価しなけ ればいけない
9 本郷町観光協会	・旧本郷町時代に設 立、合併後も継続 ・会員は 60 人程度	本郷地域 (新高山城跡、 古墳ほか)	・R4 は、小早川隆景が新高山城に入って470年なのでスタンプラリーなどを実施・古墳めぐりも人気で、東京などからも来訪者がある・本郷地域の観光ガイドの窓口となっており、市民学芸員にも協力してもらっている	・他地域の観光協会との連携、合併 ・城を訪れる観光客が地元に興味がない ・まちなかを楽しんでもらいたいが、週末は店舗も休み ・JRとまちあるきやお土産づくりを企画したことがある
10 三原市チンコンカン 顕彰会	・平成 19 年に組織化	ちんこんかん	・H10年から合同奉納を始め、H19年に組織化し、窓口となり調整を行っている・毎年、それぞれの地区の代表が集まり事前の会議を行い、意見交換を行う・顕彰会があることで、他の情報を知ることができ、継承、保存に役立つ・地区だけで続けていると、だんだん尻すぼみになってしまう	・土砂災害で道具が流されて しまい中断し、再開できてい ない地区もある ・子どもの数が減っている ・道具の修理など、現在は団 体それぞれで行っているが、 支援も必要 ・コロナで中断しており、引 継などできていないので、再 開が心配
11 大和神楽保存会	・3 つの保存会で構成・各保存会の理事 2 名と事務局 1 名で運営	大和の神楽	・大和町では、大草、大具、萩原の3つの保存会が活動している(会員は30代~70代まで、それぞれ職を持ちながら参加)・H10年頃、会員数が少なくなるなど存続の危機で、単体で存続が難しく、切磋琢磨していくため設立・イベントや祭事に呼ばれる際には、連合会が窓口となって各保存会と調整する	・保存会は大和町内のほとんどの大字単位であったが、現在は、後継者がなく3団体となった ・消防団のつながりなどを利用して勧誘しているが、新しい人がなかなか入ってこない

名称	団体概要	対象とする	取組の概要	取組の課題
		主な文化財		
12 沼田西町エヒメアヤ メ保存会	・昭和 40 年に結成。 13 町内会の会長が役 員を務める ・会長は連合町内会会 長、副会長は小学校校 長が務める	エヒメアヤメ	・エヒメアヤメの保護活動として 草刈を春と夏の年2回実施 ・春の草刈は、小学校・PTA・教育 委員会・企業など町内の200名が 参加 ・一般公開及び小学校などの見学 への対応(パンフレット配布、ガイドなど) ・R2年には、エヒメアヤメの種子 を採取し、小学校で育てている	・エヒメアヤメの数が減少、 株数が年々減り、色も薄くなってさている ・文化財として指定されているため、自生地としての生育 環境を守る必要があり、保護 活動に制限がある ・関係者の高齢化、若い世代の参加が少ない ・小学生から継続して関わる 機会があると良い
13 三原商工会議所まちづくり三原	・市内には三原商工会 議所と三原臨空商工会 がある ・まちづくり三原は商 工会議所が大株主とし て出資、現在のスタッ フは4名	三原商工会議 所:祭り、特産 品ながくり三 原:本町、城町、 港町)	・西国街道沿いの空き家のリノベーション、活用を支援(飲食店、民泊施設) ・リノベーション実践塾を開催し、機運を高め、人材を育成・地域協議会、県、市と連携した空家の活用について、広島県ランドバンク事業のモデル地区として事業実施(R3)(以上、まちづくり三原)・三原やっさ祭りの事務局・食や伝統技術による産業の支援など・信用金庫の行員が三原だるまの技術継承に参加している	・古い建物のリノベーション、活用は資金的にも難しく、民間、個人だけでは限界がある ・町並み整備や歩行環境整備、イベントなど総合的に取り組む必要がある
14 みはらウィメンズ ネットワーク	・市内の7つの女性団体により構成、男女共同参画を目的に活動・会員は約2,500人	三原市内の文化 財全般	・男女共同参画に向けた活動を実施 ・講演の実施などによる会員の交流や子育て支援など ・様々な場面で女性の意見の反映できるような働きかけを行っている ・現在、特定の文化財を対象とした取組は行っていないが、社会貢献の一環で文化財の取組へ広げていくことはあり得る	・設立当初は9団体により構成されていたが、高齢化により、団体の継承が難しい・ボランティアにより支えられている構造を見直すことが必要・若い世代による団体を勧誘し、新しい組織づくりをしていくことが必要

7 みはら資源の保存と活用の課題

(1) 保存の課題

①調查 · 研究

ア みはら資源について、把握調査が不足している地域(本郷地域・久井地域・大和地域)があります。無形文化財や文化的景観など十分に把握できていないみはら資源もあります。

イ 歴史や経緯などの価値が明らかとなっていない遺跡や古文書、埋蔵文化財の調査が 必要です。

②保存、継承

- ア 調査を終えているみはら資源の価値を明らかにし、指定などをすることで保護する 必要があります。
- イ 行政だけですべての史跡を維持管理することは困難です。
- ウ 個別の文化財の保存活用計画を策定・見直しをする必要があります。
- エ みはら資源の調査データをさらに蓄積する必要があります。
- オ 美術工芸品など有形文化財の損失に備える必要があります。
- カ 調査成果を実感できる施設が不足しています。

③防災・防犯 (第8章)

- ア 所有者や地域の文化財の防災・防犯意識の向上が必要です。
- イ 災害時の対応手順が行政、所有者、地域で十分に共有できていません。
- ウ 火災などの災害に備え、防火査察の継続実施が必要です。

(2) 活用の課題

①学校教育・社会教育

- ア 市民へみはら資源の魅力や情報を届け切れていません。
- イ みはら資源の価値を知り、深め、学ぶ機会が少ない状況にあります。
- ウ みはら資源について学習する拠点である三原市歴史民俗資料館はあるが、拠点施設 としての機能の充実を図る必要があります。
- エ 小中学校を対象とした学習コンテンツやプログラムが不十分です。

②観光振興·交流人口増加

- ア みはら資源を観光資源として捉えきれておらず、十分に魅力を活かせていません。
- イ 観光資源として発信する情報が不足しています。
- ウ 交流人口増加のため、他市町や団体との交流を継続する必要があります。

③地域振興に資する活動

アーみはら資源を地域の象徴として捉え、取り組む団体を増やす必要があります。

(3) 保存と活用の支援に関する課題

①人材育成

- ア 将来みはら資源の担い手となる小中学生を育てる必要があります。
- イ 指導者である小中学校の先生への教育や育成が必要です。
- ウ 新たな人材の掘り起こしと育成が必要です。

②財源確保

- ア 修理費用が大きく、所有者の費用負担が大きいです。
- イ公的支援には限界があります。

③連携と体制づくり

- ア 行政や活動団体間の情報共有・情報交換を増やす必要があります。
- イ 団体などの活動の場や発表の場が不足しています。

第5章 将来像と基本方針

1 将来像

『 未来へ向けてみはら資源の価値を高めながら継承していくまち 』

日本を代表する民俗学者の一人である宮本常一は、三原市史編纂にたずさわった際「山あり、川あり、島あり、城下町ありの三原は、日本の縮図だ」と語っていました。

その言葉通り、三原市は、瀬戸内海沿岸の穏やかな気候と豊かな里山の恵みを受け、陸と海の交通の要衝として発展しました。古代は沼田川流域で、中世には街道に沿って、近世では城下町周辺で、近代から現代には港と鉄道の発達によって、人々が往来・交流することにより、多様な歴史文化が築かれてきました。

第3章で整理した、三原市の歴史文化の特徴から、自然環境、河川、街道、信仰、政治、産業、工業など、それぞれのみはら資源が「結びつき」を持ちながら所在し、市全域に広がっていることがわかります。

これまで三原市では、こうした歴史文化の特徴を象徴するみはら資源の調査や整備を推進し、 みはら資源を守り伝える取組を行ってきました。しかしながら、市民を対象として行った意識 調査や団体へのヒアリングでは、様々な課題が明らかになってきました。

地域の宝であるみはら資源を日常の中で見過ごしていたり、忘れたりすることがないよう、 その価値を広く多くの人が知り、認識を新たにすることが大切です。それらを次世代に引き継 いでいくと同時に、活用することが必要です。そのためには、みはら資源をより一層、磨き、 育てていかなければなりません。

これらのことから、本地域計画の目標として市がめざす将来像を『未来へ向けてみはら資源の価値を高めながら継承していくまち』と設定しました。

2 将来像を実現するための基本方針

みはら資源は、暮らしや活動と結びつき生まれ、育まれたものであり、次世代へ継承していくべき価値を有しています。そのためには、担い手や支える団体である人の存在を抜きにしては 語れません。本地域計画では、文化財に関わる活動を支える人についても、言及していきます。

長い歴史において人が代わり、時代が変わり、社会が変わる中、みはら資源が消失しないよう、これまでも行政や地域、所有者の力で、現代へと繋ぐための取組を継続してきました。今後も調査研究を進め、みはら資源が持つ潜在的な価値を明らかにした上で保存継承して、次の時代へつなげるための「まもる」取組が必要です。

一方で、みはら資源は、生活に根差した地域の象徴であり、人々の心を結びつける活動に役立てられています。みはら資源を暮らしの中で意識し、携わり関わる活動が始まることは、今を生きる人たちがみはら資源を「いかす」活動により、まちづくりをしていると言えます。子どもたちの郷土愛を育むため、学校や地域での教材として、悠久の歴史を感じる観光資源として、地域の誇りとして人を結びつけるため、「いかす」活動をさらに広げていく必要があります。

しかし、みはら資源を大事に「まもる」だけ、様々な方面に「いかす」だけということはできません。2つの言葉は、相関性の強い「結びつき」を有しており、どちらが不足してもバランスを失い、みはら資源の滅失につながる危険性を有しています。そのため、「まもる」取組と「いかす」取組のどちらも消耗・減速してしまわないように、「ささえる」仕組が必要となります。

みはら資源の保存と活用を継続するためには、行政だけの取組では限界があります。このため、行政や所有者、市民のほか、団体や専門家が情報共有を行い、協力して「まもる」「いかす」 取組をし、「ささえる」仕組が必要です。

このことから、みはら資源の保存と活用について、「まもる」「いかす」「ささえる」の3つの基本方針のもと、進めていきます。

これらの基本方針には、みはら資源の保存と活用について、すべての主体が何らかの関わりを持ってもらいたいという希望を込め、あえて主体を設定していません。

基本方針 1 「 まもる 」

みはら資源を「まもる」取組により、未来へ引き継いでいくまちをめざします

市内にある多種多様なみはら資源の価値を明確にしたうえで、地域などで共有して「まもる」 取組を行います。

みはら資源は、先人が大切に守り育ててきた三原をかたちづくる要素です。ふるさと三原を感じる郷愁、まだ見ぬ未来の三原のまちへの憧れ、他のまちとは違う三原らしさの創成に、みはら資源はなくてはならない宝物です。この大切な宝物の価値を明らかにし、保存して後世に繋いでいきます。

昨今の予期せぬ災害や、生活様式の変化により、失われる恐れがあるみはら資源の災害への対策や記録保存を行います。社会や時代が変わり、暮らす人が代わる中、みはら資源を「まもる」 ことで、現代から未来へと引き継いでいきます。

1-1 調査・研究により「まもる」

把握調査が不足している地域や無形文化財・文化的景観を含めた未指定のみはら資源や、明らかになっていない遺跡・古文書・埋蔵文化財の調査を進めることで価値を明らかにし、「まもる」取組を進めます。みはら資源としての価値を明らかにし、地域全体で「まもる」意識の高揚を図ります。

1-2 保存・継承により「まもる」

みはら資源の消失・滅失を防ぐため、適切な対応を行い保存・継承し、「まもる」取組を行います。

みはら資源の保存と継承は、行政だけでは限りがあるため、先行する好事例を参考に、多様な主体による活動や手法で、他の地域へも展開していきます。

また、個別の史跡などの計画策定や修正を検討するとともに、調査成果を実感できる施設整備を行います。有形文化財の損失に備えてデジタル化などを行うなど、みはら資源のデータを整理・管理し、保存と継承のための「まもる」取組を進めていきます。

1-3 防災・防犯により「まもる」

過去の教訓から「防災」・「防犯」への備えや意識を高めます。

現在行っている防火査察や防火訓練を継続するとともに、災害時の対応手順を整理した「防 災マニュアル」を作成して、文化財に対する防災・防犯に備えていきます。

基本方針 2 「 いかす 」

みはら資源を地域の誇り・象徴としてまちづくりに「いかす」まちをめざします

受け継がれてきたみはら資源の価値を明らかにすることで、新たな価値を創出し、コミュニティの中で、地域の誇りや象徴として「いかす」取組を実施します。

ただ、まもるだけで形骸化してしまわないためにも、みはら資源のすばらしさを多くの人に知ってもらい、新たな価値を生み出していくことが必要です。みはら資源の多様な活かす取組を見いだすことで、次の世代にとってみはら資源が魅力を持つこととなります。地域の誇りや象徴として多くの人に存在を意識してもらうためにも、多面的な「いかす」取組が必要です。

調査により把握した結果を情報発信することで、市内外の人への理解を深め、観光やまちづくりに「いかす」取組を行います。今を生きる人たちが、暮らしの中でみはら資源を意識し、関わることで、「いかす」まちづくりを進めます。

2-1 学校教育・社会教育として「いかす」

学校教育・社会教育において、みはら資源を「いかす」ことで、学ぶ機会を増やしていきます。小中学校や生徒を対象とした学習コンテンツやプログラムを開発し、地域に対する誇りと郷土愛を育成します。

歴史民俗資料館を、歴史文化の調査研究・収集・保管・展示・情報発信の機能を備えたみはら資源を「いかす」学習拠点施設として整備していきます。

これらの取組を通して、三原市民へみはら資源の魅力や情報を届けます。

2-2 観光振興・交流人口増加として「いかす」

みはら資源を観光資源として捉え、みはら資源が持つ魅力を「いかす」取組を行います。 市民・団体と協働で、みはら資源を三原市独自の観光資源として捉え、情報発信を積極的 に行っていきます。

交流人口を増加させるため、他市町や団体との交流を継続していきます。

2-3 地域振興に資する活動として「いかす」

現在、みはら資源をそれぞれの地域の活性化のきっかけとして捉えた活動が行われています。引き続き、これらの取組を支援し地域活動などの活性化のために、みはら資源を「いかす」取組を進めます。

基本方針 3 「 ささえる 」

みはら資源を「まもる」「いかす」取組について、「ささえる」仕組みのあるまちを めざします

未来にわたって「まもる」「いかす」サイクルを維持・拡大していくことをめざします。

みはら資源を「まもる」ことで「いかす」ことができる、「いかす」からこそ、更に「まもる」 取組を進める、そして、そのサイクルを「ささえる」ための取組や体制を確立することで、みは ら資源の価値を高めながら、新たな世代へと継承していく好循環を維持します。

みはら資源の価値を理解してもらうための講演会や、将来を担う子どもたちに参加してもらえる行事の開催、学びの学習コンテンツ作成を行い「ささえる」人材を育てます。また時代、社会、文化などの環境が変化しても、その変化に対応できる「ささえる」仕組をつくります。

3-1 みはら資源を支える担い手を育成することで「ささえる」

将来、みはら資源を「ささえる」担い手となる小中学生を育てていきます。そのために は、指導者である小中学校の先生の教育や育成を行っていきます。

また、今現在も三原市の宝を継承していくための活動や取組に心を寄せながらも、もう一歩が踏み出せないという市民もいます。そうした新たな人材を掘り起こし、「ささえる」人材の育成を行っていきます。

3-2 財源確保の取組により「ささえる」

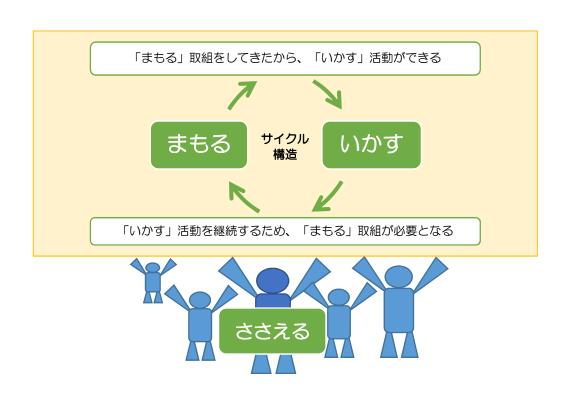
みはら資源を将来に向け守り伝えていくため、指定文化財では、引き続き保存管理のため、 所有者に補助を行うことで、財政的に「ささえる」を実現していきます。

しかし国・県・市が行う公的支援の対象や金額には限りがあるため、民間企業や地域振興 に関わる団体による私的支援などについて広く周知し、活動を「ささえる」取組を進めてい きます。

3-3 連携と体制づくりで「ささえる」

市内では様々な団体や文化財所有者・管理者が個々に取組をしていますが、これらの取組の情報共有や情報交換の場を設けていきます。

また、活動している団体の発表の場を提供していき、継続できる「ささえる」仕組をつくります。



第6章 みはら資源の保存と活用

1 保存と活用に関する措置の考え方

第5章で定めた将来像を実現させるための基本方針「まもる」、「いかす」、「ささえる」に沿って、みはら資源の保存と活用に関する取組を「措置」として示します。

この措置(事業)に対して、行政・所有者・市民・団体・県・国がどのように関わっていく のかを明らかにすることで、「保存」と「活用」を一体的に行い、みはら資源の保存と、地域 の魅力と誇りを培う活用を進めていきます。

みはら資源は、長い歴史の中で暮らしや活動と結びつき、生まれ、育まれたものです。同じ場所や同じ対象物であっても、時系列に従った時間的変化による結びつきや、通史として歴史全体を通観した結びつきを考える必要があります。現在の取組や活動が数百年後のみはら資源となりうることを結びつきと考え、新しいみはら資源や地域のお宝を生み出すため必要となる措置(措置)を考えていきます。

なお、それぞれの措置(事業)は、市費、県費、国費(文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金など)、その他民間資金などを活用しながら進めていきます。

2 保存と活用の措置

1-1 調査・研究により「まもる」

				主な	取組主	E体			実	施期	間
	事業名	事業内容	行政 文 化課	(市) 関 係 課	所有者	市民・団体	専門家	費用負担	前期	中期	後期
		未調査となっている社寺などが所有する有形文化財 (建造物・美術工芸品) や無形文化財などの未指定文化財を調査し、その成果を公表する	0		0	0	0	国費市費	継続		
2		価値が明らかになっていないみはら資源に関して継続して 把握調査を行う	0		0	0		国費 市費 所有者	継続		-
3		開発行為の届出に応じて、必要に応じた試掘調査などを実 施する	0		0			国費 県費 市費	継続_		>
4		横見廃寺跡など一度調査を行った史跡を含め、発掘調査、 学術調査等を進め、史跡の価値を明らかにする	0		0		0	国費 市費 所有者			新規▶
	四川「ヒム副会と	大学や博物館などの研究者と連携し、未調査の荘園や古文 書・古典籍などについての調査を進め、成果を公表する	0			0	0	国費 市費	継続		-

[主な取組主体]◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間]実線:実施期間 破線:継続 [実施時期]前期: R 6 ~ 8 年度 中期: R 9 ~ 11 年度 後期: R 12 ~ 16 年度



未指定文化財の調査



試掘調査の実施

1-2 保存・継承により「まもる」

				主な	取組主	E 体			庚	施期	H]
	事業名	事業内容	行政 文 化 課	(市) 関 係 課	所有者	市民 ・団体	専門家	費用負担	前期	中期	後期
6	文化財の指定など	文化財の指定拡充及び未指定文化財の指定を推進する	0		0		0	国費 県費	継続		
7	史跡の整備	調査、研究の成果をもとに、復元や史跡の解説などの整備に向け取り組む	0		0		0	国費 県費 市有者	継続		
	指定文化財(史 跡・記念物な ど)の維持管理	指定文化財がその本質的価値を保つため、周辺環境整備を 含めて市民や所有者と協働で維持管理を行う	0	0	0	0	0	国費 県費 市有者	継続		- - >
	みはら資源デー タベースの作成	各種調査によって明らかとなったみはら資源に関して、 データ整理を行い、データベース(総目録)として一元管 理を行う	0						新規		
	文化財カルテの 作成	本計画作成にあたって作成したリストの内容を更新・充実 していき、カルテ (個票) づくりを進める	0		0				新規		
	保存継承のため のデジタル化	みはら資源のデジタル化を進める	0			0	0	国費 県費 市費	継続		
12	「三原市の文化 財」のリニュー アル	平成28年度作成の「三原市の文化財」について、内容を精査し、新たな指定の文化財を広く周知する	0		0		0	市費			新規▶
13	個別の文化財保 存活用計画の策 定・見直し	指定文化財をより具体的・専門的な知見に基づき保存整備 し、活用するための計画策定または計画の見直しを行う	0		0		0	国費 県費 市費		新規	

1-3 防災・防犯により「まもる」

				主な	取組主	E体			実	施期	ii)
			行政	(市)	RC.	市民		費用			
No.	事業名	事業内容	文化課	関係課	所有者	氏・団体	専門家	負担	前期	中期	後期
14	防災・防犯の啓 発	防災・防犯について、所有者や地域ぐるみで文化財を守る 意識を啓発する	©	0	0				継続_		>
15	防災・防犯に関 するマニュア ル・体制づくり	「広島県文化財防災マニュアル」に基づき、地域で被災時を想定した文化財防災対策を講じるとともに、市独自のマニュアルの作成を行う	0	0	0		0			新規	
16	防火訓練の実施	火災発生時にみはら資源の被害を最小限にとどめるため に、市、消防署、所有者、地域住民などが連携・協力し て、防火訓練を実施する	0	0	0	0			継続 _	. !	>
17	防火査察の実施	消防署と連携して防火査察を実施し、防災設備等について 不足があれば設備の更新・充実を図り、助言・指導を行う	0	0	0				継続 _	. – – .	>

2-1 学校教育・社会教育として「いかす」

				主な	な取組 三	E体			庚	[施期]	剒
	事業名	事業内容	行政 文	関	所有	市民・	専門	費用負担	前	中	後
			化課	係課	者	団 体	家		期	期	期
18	生涯学習機会の 充実	市民が歴史文化に触れることができるよう、幅広く生涯学習の機会を充実させるとともに、調査などを行った情報を市民に提供する。	0	0		0		国費市費	拡充		
19	学習のためのコ ンテンツ作成	市内の小・中学校の教科部会と連携し、学習などに活用するためのデジタルコンテンツの開発・作成を行う	0	0		0				新規	
	学校への出前講 座の充実	まちの姿の移り変わりなどの教科書に沿った内容だけでなく、三原の歴史文化に関わる多岐にわたった出前講座をつくり提供する	0	0					_継続_		· - >
21	副読本「きょう ど三原」の充実	市内小学校で使用している「きょうど三原」について、教 員の社会科部会と連携を図り、郷土の誇りを醸成するため の副読本としての充実を図る。	0	0					継続		+
22	環境学習の充実	地域団体などと連携して、市内の自然を対象とした環境学 習の充実を図る	0	0		0		市費団体費	継続		
23	周遊・体験イベ ントの開催	関連性のあるみはら資源を活用し、市民などを対象とした 周遊・体験イベントを実施する	0	0	0	0		市費 所有者 団体費	継続		
24	登録文化財の特 別公開	登録文化財・登録記念物の一般公開を市民や団体と共に継続し、所有者の同意を得て、その他の登録文化財について も特別公開の検討を行う	0		0	0			継続		- →
25	拠点施設の整備	三原市歴史民俗資料館を歴史文化の総合的な拠点施設として、小早川家資料常設展示や城下町のガイダンス機能を有する施設とする。歴史資料の収集保存活用施設としての役割についても継続する	0				0	国費費市費	新規		
26	拠点施設などで のみはら資源の 定期的な公開	拠点施設などにおいて、みはら資源 (美術品,歴史資料など)の定期的な公開を行う	0					国費市費	継続		-

[主な取組主体]◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間]実線:実施期間 破線:継続 [実施時期]前期: R 6 ~ 8 年度 中期: R 9 ~ 11 年度 後期: R 12 ~ 16 年度



みはら資源の定期的な公開



環境学習の充実

2-2 観光振興・交流人口増加として「いかす」

				主力	な取組 三	と体 しゅうしゅう			実	施期	間
			行政	(市)		市					
	事業名	事業内容	文化課	関係課	有者	民・団体	専門家	費用負担	前期	中類	後期
27	周遊観光の開発	市民のほか史跡などを訪ねる者に対し、三原市の歴史文化 の魅力を地域性やテーマをもって紹介できる周遊ルートの 開発を行う	0	0		0		国費市費			新規▶
	周遊・体験イベ ントの開催	関連性のあるみはら資源を活用し、市民などを対象とした 周遊・体験イベントを実施する	0	0	0	0		市費 所有者 団体費	継続		-
28	SNS等を活用した 情報発信	SNS等の積極的な利用やオープンデータの活用により、情報発信・情報拡散を行う	0		0	0			新規		-
29	多言語化の対応	三原市の歴史文化の理解を促すため、ICTなどの先端技術を活用して、外国人観光客にも対応できるよう案内や説明などの多言語化を行う	0	0			0	国費 市費		新規	-
30	多様な主体によ る魅力的な情報 発信	シティプロモーションと連携し、市民などによるみはら資源についての魅力発見・情報発信を行う	0	0		0				新規	
31	小早川家資料な どの活用	本市と関連の深い貴重な小早川家資料の活用を行う	0	0					拡充		—
32	ガイダンス機能の充実	ボランティアガイドによる、まち歩きガイドを継続するとともに、マップ、案内板の充実を図り、デジタル技術の活用についても進める	0	0		0		国費 市費 団体費	継続		—
33	ユニークベ ニューの実施	社寺や登録文化財などの特別な空間を利用して、会議やレ セプションなどを開催し、特別感や地域特性を演出する	0	0	0	0		国費 市費 所有者		新規	
34	関連自治体との 連携	毛利氏三兄弟のゆかりの地である安芸高田市、北広島町、 三原市が有する歴史・文化、観光資源などの活用を図りな がら、相互に連携協力することにより、広域観光に寄与す る	0	0				関係市町	_ <u>継続</u> _		- - •
35	広域地域間交流	毛利氏関連博物館等施設連携による事業の推進など地域間 交流を推進し、三原市の魅力発信を促進する	0	0				関係市町	継続		+



周遊観光の開発



小早川家資料などの活用

2-3 地域振興に資する活動として「いかす」

				主な	取組主	E体			実	施期	間
			行政	(市)	==	市民	1	費用			
	事業名	事業内容	文化課	関 係 課	所 有 者	氏・団体	専門家	負担	前期	中期	後期
36	魅力づくりに向 けた施設整備	本町通り、宗光寺小路等の美装化や電線類地中化など、歴史的な町並みを支える施設整備を行う	0	0		0		国費市費	継続		
37	まちなみづくり の支援	本町地区において、歴史的景観と調和した町並みの形成に向け、建築物などの修景整備への助成を行う	0	0	0	0		国費 市費 所有者	_継続_		+
38	地域づくりの支 援	エヒメアヤメや久井岩海など、地域の核となるみはら資源を活かし、地域住民の一体感を生み出す地域づくりを支援する	0	0	0	0		市費	継続		· - →
39		健康促進のための市内ウォーキングルートにみはら資源を 織り込むことで地域のにぎわいを創出する	0	0				市費	継続		



地域づくりの支援

3-1 みはら資源を支える担い手を育成することで「ささえる」

				主な	取組ま	E体			実	施期	ii)
			行政	(市)	1	市民		費用			
	事業名	事業内容	文化課	関 係 課	有者	氏・団体	専門家	負担	前期	中類	後期
40	生涯学習機会の 充実による人材 発掘	市民が歴史文化に触れることができるよう、幅広く生涯学 習の機会を提供し、歴史文化に興味・関心のある人材を発 掘する	0	0		0			継続		
41	研修会開催によ る教材作成者・ 指導者の育成	小・中学校の教材作成者や指導者を対象とした研修会や講座を開催し、郷土愛を醸成する指導・学習ができる人材の 育成を進める	0	0					継続		_
42	文化財講座の開 催による人材育 成	文化財講座や専門家を招いた講座を開催し、市の歴史文化 に関するボランティアなどの人材育成や参加のきっかけづ くりを行う	0		0		0	市費	継続		→
43	小・中学生を対 象とするイベン トの開催	みはら資源を身近な存在として親しむ小中学生を育成する ためのイベントを開催する	0	0	0	0		市費団体費		新規	
44	団体などとの連 携による体験講 座の開催	歴史研究団体にとどまらず、企業や大学などと連携して体験講座等を行い、歴史文化に興味を持つ人を育てる	0			0	0	市費団体費		新規	→
45	史料調査に関わ る人材の育成	古文書等整理ボランティア事業を継続し、史料調査に携わ る人材を育成する	0			0	0	市費	継続		+



文化財講座の開催による人材育成



史料調査に関わる人材の育成

3-2 財源確保の取組により「ささえる」

				主な	取組主	体			実	施期	
			行政	(市)	ļ	市	4	*			
	事業名	事業内容	文化課	関 係 課	所有者	民・団体	事 巴 骸	費用負担	前期	中期	後期
46		国、県及び市の指定文化財並びに登録文化財の所有者又は 管理者で、文化財の保存・管理事業を行う経費に対し補助 することで、所有者の負担を軽減する	0		0		0	国 費 費 費	継続_	. .	>
47		みはら資源の修繕などについて、クラウドファンディング などの資金支援の活用の周知を行う	0		0	0		市費 団体費	新規		-
	みはらふるさと 夢基金の活用	三原市の夢ある発展のための事業として、みはら資源の保存・整備等に基金を活用する	0	0	0	0		市費	新規		─

[主な取組主体]◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間]実線:実施期間 破線:継続 [実施時期]前期: R 6 ~ 8 年度 中期: R 9 ~ 11 年度 後期: R 12 ~ 16 年度

3-3 連携と体制づくりで「ささえる」

				主な	取組主	体			奏	施期	H)
			行政	(市)	-	市民		費用			
	事業名	事業内容	文化課	関係課	所有者	氏・団体	專門家	負担	前期	中期	後期
49	みはら資源に関 する定期的な情 報把握	みはら資源の所有者や管理者と定期的な連絡会や情報交換 の場を設け、状況を一元的に把握する	0		0		0			新規	
50	関係団体などと の連携・情報交 換	観光協会や各団体との定期的な情報交換や意見交換の場を 設け、連携などを継続する	0	0	0	0			新規		-
51	生涯学習自主グ ループ発表の場 の提供	各地域のコミセン等で活動する歴史文化を対象とした自主 グループの成果発表の場を提供し、情報共有を図る	0	0	0	0				_新規_	-
52		拠点施設において市民が日常的に三原市の歴史文化を学 び、活動できる場を提供する	0			0				新規	-

[主な取組主体]◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間]実線:実施期間 破線:継続 [実施時期]前期: R 6 ~ 8 年度 中期: R 9 ~ 11 年度 後期: R 12 ~ 16 年度

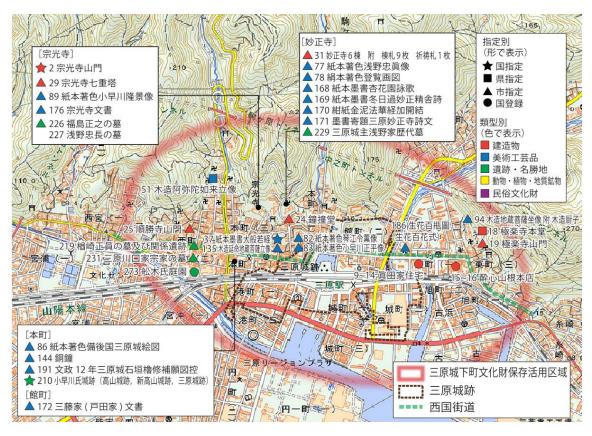
第7章 文化財保存活用区域

1 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域について、文化庁指針では、次のとおり示されています。

「文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め 当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域である。多様な文化財が 集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待 される。」

本地域計画では、市域全体におけるみはら資源への取組を先導する「出発点」として位置付けるため、三原城跡周辺のエリアを「三原城下町文化財保存活用区域」(以下、「本区域」という。)として設定します。



【三原城下町文化財保存活用区域設定エリア】

【設定理由】

- ①41件の指定文化財に未指定500件以上を加えたみはら資源が集積している
- ②多様なみはら資源が時代ごとに重層的に所在している
- ③中心市街地活性化基本計画や観光戦略プランなど関連計画との相乗効果が狙える
- ④他の地域への波及効果が期待できるみはら資源が存在している
- ⑤市街地の開発などに伴い、多くのみはら資源の姿が変わりやすい状況にある。

本区域には、国指定史跡三原城跡をはじめ 41 件もの指定文化財が存在し、神明市や三原やっさ踊りなどの未指定文化財も 500 件以上を数えます。

また、第3章で述べた三原市の歴史文化の特徴のうち、小早川氏の支配や城下町の形成、企業城下町三原など、多様なみはら資源が、時代ごとに重層的に存在している場所でもあります。 ただし、市街地であるため、開発が進み、みはら資源の姿が変わりやすい区域でもあります。

本区域は、三原駅、三原港、空港リムジンバスを含む路線バスなど交通の拠点があり、市の玄関口として、市民はもとより市外からの来訪者にとってもアクセス性が高い区域です。三原駅周辺をはじめとする、歴史や文化の施設などを活用した観光資源の充実などを挙げている「観光戦略プラン」や、三原城跡の周辺整備を進め、歴史的・文化的資源を活用したにぎわいをつくることなどを盛り込んでいる「中心市街地活性化基本計画」などの関連計画との相乗効果を狙える区域でもあります。

本区域では、地下の遺構を含めたみはら資源の保存を行い、市内外の人にかつての三原城の遺構や三原城下町、残された近代化遺産をはじめとしたみはら資源を感じることができる区域とすることをめざし、そのための具体的な保存・活用の方法について考えます。また、小早川隆景、城、社寺、まちづくりの拠点、鉄道、街道、河川などのキーワードで市の他の地域とつながりを持つみはら資源が集積しているため、みはら資源の保存と活用に関する取組を効果的に進めていくことが期待できます。先行的に本区域での取組を進め、こうしたつながりのあるみはら資源を結び、市域全体へ段階的に広げていくことをめざします。

本地域計画改定時には、本区域における取組の成果を検証します。そして市内の他の地域への展開を検討し、順次、新たな文化財保存活用区域を設定し、計画的にみはら資源の保存・活用を推進していきます。

【本区域における取組検証後の展開】

同じキーワードでまとまる区域を、新たな文化財保存活用区域に設定する

例) 第3章で整理した「歴史文化の特徴」のまとまり

「三原城」、「城下町」から繋がる「新高山城」、「高山城」などへと展開

2 三原城下町文化財保存活用区域の概要

(1) 本区域の概要

本区域は、小早川隆景の三原城の築城により近世に城下町が形成されました。城下町の様相は、三原城に隣接して東西方向に西国街道が貫き、街道沿いには町並みが形成され、小路が街道と直角に交わり、小路の先には寺院が立地していました。現在も町の構造や町割りは残っています。

本区域内には、三原城跡の天主台や船入櫓などに石垣の遺構が残存し、街道沿いには現在も歴史を感じる町並みが残ります。城下町には本郷地域から多くの寺院が移ってきており、それぞれの寺院は数多くのみはら資源を所有しています。三原城跡から南側は近世・近代に埋め立てが進み、沼田川の河口部に三原港が整備されるなど市街地が形成され、企業誘致により工場が建ち、近代工業都市三原として発展しました。

三原城跡の天主台濠周囲では発掘調査を進め、平成28(2016)年度に三原城跡歴史公園として整備を行ったことで、城跡や西国街道など歴史の面影が感じられる場として、多くの観光客が訪れる区域となっています。

(2) みはら資源の分布

本区域には、三原城跡を中心に城下町に関連するみはら資源が分布しています。国指定史跡 小早川氏城跡(三原城跡)は、石垣と濠が残り、本区域内の寺院の建造物や、所有する絵画や 仏像の美術工芸品が多く所在しています。また、福島正之、浅野家の墓、舩木氏庭園など、多 くのみはら資源が分布しています。

登録文化財である眞田家住宅や酔心山根本店をはじめ、近代の三原市の発展を示すみはら資源も所在しており、現在は、三原神明市、やっさ祭り、浮城まつりなど三原城築城に関連する 大規模なお祭りが開催されています。

表:区域内の主な指定・登録の文化財(番号は資料編に掲載)

番号	名称	文化財区分	指定区分	所在地	所有者
2	宗光寺山門	建造物	国指定	本町	宗光寺
18	極楽寺本堂	建造物	県指定	東町	極楽寺
19	極楽寺山門	建造物	市指定	東町	極楽寺
24	鐘撞堂	建造物	市指定	本町	三原市
25	順勝寺山門	建造物	市指定	西町	順勝寺
29	宗光寺七重塔	建造物	市指定	本町	宗光寺
31	妙正寺6棟 附 棟札9枚 祈祷札1枚	建造物	市指定	本町	妙正寺
37	紙本墨書大般若経	美術工芸品	国指定	本町	正法寺
51	木造阿弥陀如来立像	美術工芸品	県指定	西町	大善寺

77	紙本著色浅野忠眞像	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
78	絹本著色登覧画図	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
82	紙本著色琴江令薫像	美術工芸品	市指定	本町	成就寺
83	紙本著色小早川正平像 附 棟札	美術工芸品	市指定	本町	成就寺
86	紙本著色備後国三原城絵図	美術工芸品	市指定	本町	個人
89	紙本着色小早川隆景像	美術工芸品	市指定	本町	宗光寺
94	木造地蔵菩薩坐像 附 木造厨子	美術工芸品	市指定	東町	地蔵堂
144	銅鐘	美術工芸品	市指定	本町	三原市
135	木造地蔵菩薩立像	美術工芸品	市指定	本町	正法寺
168	紙本墨書杏花園詠歌	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
169	紙本墨書冬日過妙正精舎詩	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
170	紺紙金泥法華経加開結	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
171	墨書寄題三原妙正寺詩文	美術工芸品	市指定	本町	妙正寺
172	三藤家(戸田家)文書	美術工芸品	市指定	館町	個人
176	宗光寺文書	美術工芸品	市指定	本町	宗光寺
186	生花百瓶圖 (生花百花式)	美術工芸品	市指定	東町	善教寺
191	文政 12 年三原城石垣櫓修補願図控	美術工芸品	市指定	本町	個人
210		净叶	司托安	館町・本	三原市
210	小早川氏城跡(三原城跡)	遺跡	国指定	町・城町	法人
219	楢崎正員の墓及び関係遺跡	遺跡	県指定	西町	個人
226	福島正之の墓	遺跡	市指定	本町	宗光寺
227	浅野忠長の墓	遺跡	市指定	本町	宗光寺
229	三原城主浅野家歴代墓	遺跡	市指定	本町	妙正寺
231	三原川口家宗家の墓	遺跡	市指定	西町	個人
9	真田家住宅主屋	建造物	国登録	東町	個人
10	真田家住宅奥座敷	建造物	国登録	東町	個人
11	真田家住宅客間	建造物	国登録	東町	個人
12	真田家住宅茶室	建造物	国登録	東町	個人
13	真田家住宅土蔵	建造物	国登録	東町	個人
14	真田家住宅表門	建造物	国登録	東町	個人
15	酔心山根本店事務所	建造物	国登録	東町	個人
16	酔心山根本店土蔵	建造物	国登録	東町	個人
079	舩木氏庭園	名勝地	国登録	西町	個人
273	加小八庭園	71/13/20	日立跡	ш.,	

(3)活動や施設

三原城跡においては、地元の経営者で形成される経済団体により、濠に鯉が放流され、濠周辺を市民参加型で清掃するイベントを実施するなどの活動を行っています。

三原駅に隣接して、観光協会の事務所及び観光案内所があり、市内のみはら資源が観光資源として情報発信され、ボランティアガイドの拠点となっています。また、三原だるまづくり体験も実施しています。本区域内のみはら資源には、市民団体により石標が設置され、歴史を案内しています。

西国街道では、地元を中心として町並みガイドライン作成などのまちづくりの方針を示す取組が行われ、その過程で、県立広島大学により町並み調査などが実施されています。同時に、空き家となった歴史的建造物の活用も進み、新たに店舗として利用されています。

「祭りのまち・三原」を代表する三原神明市、やっさ祭り、浮城まつりなどは、多様な団体 や市民が参加し、実行委員会として運営を支えています。

3 課題

本区域では、(3)活動や施設で述べたように、数多くの活動が行われていますが、めざす将来像『未来へ向けてみはら資源の価値を高めながら継承していくまち』の実現のために大きく4つの課題があります。

①記録

三原駅周辺での開発や、所有者の世代交代や都合により、みはら資源が知らないうちに失われてしまう恐れがあります。埋蔵文化財ばかりでなく、三原市の近代化の面影を残す近代化遺産も、経済活動と利便性を求める生活のなかで次々と姿を消しています。

②周知

本区域内には多くのみはら資源がありますが、その価値が十分に周知できず、埋もれてしまっているものもあります。現在の三原市歴史民俗資料館は本区域外に位置しており、施設も狭小であり、小早川家資料の展示や城下町のガイダンス機能を有する施設が必要です。

③活用(インフラの活用)

観光や文化財行政によって、これまで道路案内などの看板設置や史跡整備などを行っていますが、この基盤を用いた活用をさらに進める必要があります。

④連携

三原駅を中心とした市街地である本地域では、祭りやイベントが多く開催され、各団体や 実行委員会が熱心に取り組む活動と、行政が行う事業との間ではまだ十分な連携がとれてい るとは言えません。さらに連携を深めることによって、一層の事業効果が得られると考えら れます。

4 方針と措置

課題を整理し、解決するための方針を1「発掘・記録」、2「周知・広報」、3「活用」、4「連携」と整理しました。本地区での指す姿を実現するため、次の取組を行います。

(1) 記録

本区域内にあり、開発などにより失われる恐れがあるみはら資源について、記録作成や保存を行っていきます。

				主な	取組主	と体 しゅうしゅう			3	₹施期間	J
			行政	(市)	==	市		費用			
	事業名	事業内容	文化課	関係課	有者	民・団体	學巴黎	負担	期	中類	後期
53		失われる恐れのある三原城跡・三原城下町の遺跡について、 調査により記録を残す	0	0	0		0	国費 青	継続 _	 	>
54		近代建築や近代化遺産について、文化財リストの更新や記録 調査をすすめ、台帳の充実化を図る	0		0	0	0	国費 県費 市費	新規		

(2) 周知

本区域内に所在するみはら資源の価値について、詳細な調査を通して価値を顕在化させ、歴 史民俗資料館や現地での公開を行い、広く周知していきます。

				主な	取組主	E体			3	実施期間	1
			行政	(市)	===	市民	專	# ⊞			
	事業名	事業内容		関 係 課	所 有 者	氏・団体	中記報	費用負担	期	期	後期
55		登録文化財である舩木氏庭園の一般公開を市民や団体と共に 継続し、所有者の同意を得て、その他の登録文化財について も特別公開の検討を行う	0		0	0			_継続_		>
	小早川家資料の調 査・公表	市が所蔵する小早川家資料について、調査研究展示を行って 広く価値を周知する	0				0		_継続_		-
	歴史民俗資料館の整 備	三原市歴史民俗資料館を歴史文化の総合的な拠点施設として、小早川家資料常設展示や城下町のガイダンス機能を有する施設とする。歴史資料の収集保存活用施設としての役割についても継続する	0	0		0	0	国費 県費 市費	新規	-	
58	文化財指定・登録 (価値の共有化)	悉皆調査を終えた「みはら資源」について指定・登録に向け た詳細調査を行うことで、価値の共有化をはかる	0		0	0	0	国費 市費 所有者		新規	-
	古文書資料のデジタ ル化	「川口家文書」などの城下町の商家が残した古文書のデジタル化を進め、HPなどで公開する	0			0	0	国費 県費 市費	継続 _		- >

[主な取組主体] ②: 中心となって取り組む ②: 協力して取り組む [実施期間] 実線: 実施期間 破線: 継続 [実施時期] 前期: R $6 \sim 8$ 年度 中期: R $9 \sim 11$ 年度 後期: R $12 \sim 16$ 年度

(3)活用

本区域内で市や各種団体がこれまで取り組んできた事業や活動を継続するとともに、これまで整備を行った施設や設備を活かした取組を行っていきます。

				主な	取組 主	と体 しゅうしゅう			5	実施期[ij
			行政	(市)	==	市民		∌ ⊞			
事業名	事業内容	文化課	関係 課	所有者	氏・団体	事罰條	費用負担	前期	期	機期	
60	ガイダンス機能の充実	三原城や三原城下町をめぐるまち歩きガイドを継続するほか、周遊ルートの開発を行い、マップや案内板の充実を図り、デジタル化を推進する	0	0		0		国費 市費	継続		
61	西国街道を活かした まちなみづくり	地域を特徴づける西国街道を活かしたまちなみづくりの推進 を継続する	0	0	0	0		国費 市費 所有者	継続_		- >
62	文化財講座の開催	三原城や三原城下町にちなんだ文化財講座や専門家を招いた 講座を開催し、歴史文化に関する興味を導き、地域への愛着 を醸成する取組を進める		0		0	0	市費	_継続		-
	参加型イベントの開催	水草トリヤール、城下町みっけ、謎解き宝さがしなどを実施 し、三原城や三原城下町を身近な存在として親しむ若い世代 を育成する		0		0		市費 所有者 団体費	継続		
64	三原城跡整備基本計 画の見直し	三原城跡保存整備委員会を開催し、国史跡三原城跡について 三原城跡整備基本計画を見直し、進捗や時代にあわせて計画 の見直しを検討する				0	0	国費 県費		新規	-

[主な取組主体] ◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間] 実線:実施期間 破線:継続[実施時期] 前期:R6~8年度 中期:R9~11年度 後期:R12~16年度

(4) 連携

本区域内で事業や活動を行っている市や各種団体などとの間で情報共有を図り、連携して事業を推進していきます。

事業名		主な取組主体						実施期間			
	事業内容		行政(市)		市		** ***				
			関 係 課	有者	民 · 団 体	野家	費用負担	前期	期	後期	
65	連携・情報交換	市の関係課や三原観光協会、各団体との連携・情報交換を行う	0	0	0	0			新規		-

第8章 文化財の防災・防犯

三原市は、近年、たびたび集中豪雨による大規模な災害を受けています。

平成30(2018)年7月6日から降り続けた雨により、市内の多くの河川が氾濫危険水位を超え、 住宅地や田畑で浸水被害が発生しました。また、地盤が緩み土砂災害も市内各地で発生し、建物 や構造物への被害や交通遮断が起こりました。

こうした状況の中、土砂流入による建造物の埋没・崩壊や樹木の倒壊、河川氾濫による古文書 の水没など市内の文化財も多くの被害を受けました。

豪雨による被害のほか、地震や火災により文化財が失われる可能性もあります。

平成13(2001)年3月芸予地震では、市内の住宅などが多くの被害を受け、文化財の建造物や 石造物についても破損・倒壊の被害を受けました。

今後、災害による緊急事態が発生した場合は、第6章や第7章で示した措置実施期間中であっても優先順位を上げて対応する必要があります。また、文化財の保存と活用に当たっては、防災・防犯について積極的に取り組んでいきます。

1 防災・防犯に関する現状

(1) 想定される災害及び被害状況

1) 土砂災害

三原市には、3,000 か所を越える土砂災害警戒区域があります。近年の豪雨災害において も、災害リスクの高い区域において、甚大な被害が発生しています。このため、文化財にお いても土砂災害による被害を受けているものもあります。

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地に、市街地が形成されている状況が明らかになっています。

■文化則	トに関す	る沂年の	十砂災	害の状況
			ユードノン	

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
Н30	玉	建造物	米山寺宝篋印塔	米山寺	土砂流入
Н30	玉	史跡	小早川氏城跡 (新高山城)	市ほか	法面崩壊
Н30	県	天然記念物	下草井八幡神社のツガ	下草井八幡神社	倒 木
Н30	市	史跡	小早川家墓所	米山寺	土砂流入
Н30	市	建造物	安楽寺山門	安楽寺	土砂流入
Н30	市	史跡	日名内氏の墓	個人	土砂流入

②浸水

市の特徴として、市街地が沿岸部に面しており、また、河川が多数あるため、高潮時には河 川の逆流や内水が排除できない箇所が多くあります。 市沿岸部では、三原内港や幸崎、松浜などの地区でたびたび高潮による越波の被害があります。河川では、沼田川などにおいて、堤防からの溢水や決壊の河川氾濫による被害があります。

③地震災害

広島県では、県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、平成23 (2011) 年に発生した東日本大震災を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定を行っています。この想定では、三原港及び沼田川流域において、地震に伴う液状化及び津波浸水の危険性が高いことが示されています。近い将来発生すると予想される「南海トラフ地震」などの地震についても災害を想定した対応が求められています。

地震による文化財への被害は建物被害だけでなく、石垣が崩れたり、石造物や社寺に安置される仏像が転倒したりするなどを想定した対策が必要です。

■近年の地震災害の状況

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
H13	玉	建造物	佛通寺含暉院地蔵堂	佛通寺	建物被害
H13	県	史跡	楢崎正員之墓及び関係遺跡	市	崩落
H13	県・市	彫刻	木造四天王立像ほか	団体	転倒
H13	市	建造物	宗光寺七重塔	宗光寺	石材破損
H13	市	史跡	小早川家墓所	米山寺	石材転落
H13	市	史跡・名勝	佛通寺	佛通寺	石垣崩落

4)火災

火災については、過去にも社寺内の指定文化財が火災で焼失し、指定解除となったことがあります。こうした被害は、個人財産の焼失にとどまらず、共有の財産である文化財の焼失にもつながります。

■近年の文化財に関する火災の状況

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
H元	市	彫刻	本生譚碑	浄念寺	焼失

■ (参考) 三原市消防本部管内の火災発生状況

区分	H29	Н30	Н31	R2	R3
火災件数	67 件	80 件	73 件	66 件	55 件
建物火災	18 件	26 件	25 件	19 件	21 件
林野火災	14 件	15 件	10 件	6 件	11 件
車両火災	7件	4件	7 件	8 件	6件
船舶火災	0 件	1件	0 件	0 件	0 件
航空機火災	0 件	0 件	0 件	0 件	0件
その他の火災	28 件	34 件	31 件	33 件	17 件

⑤盗難、放火、器物損壊

盗難、放火、器物損壊に関して、市内で発生した報告はありませんが、いつ何時、地域で大切にされている文化財が被害に遭うかわかりません。市内の文化財についても一層の警戒が必要です。

(2) 防災・防犯に関する取組

三原市では、毎年1月26日の文化財防火デーに併せて、三原市消防本部と連携して文化財 消防訓練や文化財防火査察を実施しています。

①文化財消防訓練

火災から文化財を守るため、また火災が発生したとしてもその被害を最小限に防止するため に、文化財の所有者・管理者や地域住民と連携して、実際の火災を想定した通報や放水の訓練 を実施しています。

②文化財防火査察

文化財の防火管理状況を確認するために、毎年継続して、市内 10 か所程度の社寺を訪問・ 点検しています。

2 防災・防犯に関する課題と方針

三原市では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、「三原市地域防災計画(令和 3 (2021) 年 10 月修正)」を作成し、総合的な防災対策に取り組んでいます。

本地域計画では、「三原市地域防災計画」及び第5章で設定した文化財の保存と活用の基本方針を踏まえて、また、文化庁が作成した「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に沿って、文化財の防災・防犯の取組を強化していきます。また、大規模災害時には広島県と連携を行い、国立文化財機構文化財防災センターへの支援要請も検討します。

ここでは、防災に対する意識の向上、災害への備え、災害発生時の体制づくりの3つに分けて、それぞれ課題と方針を整理します。

(1) 防災に対する意識の向上

[課題]

○所有者や地域住民への文化財の防災・防犯意識の向上が必要

文化財所在地における、地域住民や所有者の、文化財への防犯、防災への意識が十分ではありません。

[方針] 文化財をまもる意識を育てます

○防災・防犯に関する意識の向上

文化財所有者ばかりでなく、地域住民に対しても、文化財の防災・防犯に関する啓発など を継続的に行います。

(2) 災害への備え

「課題〕

○災害に備えた防火査察の継続実施が必要

火災などの災害に備え、適切に文化財が管理できているか、継続して確認する必要があります。

[方針] 災害への備えを継続します

○防火査察の実施

定期的に消防署と連携して防火査察を実施し、所有者や地域住民は日頃から災害に備え、 現状の防災施設の性能が想定される火災リスク等に対応できているかを『重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災設備等)指針』を参考に確認し、不足があれば設備の充実が必要です。

(3) 災害発生時の体制づくり

[課題]

○災害時の対応手順が行政、所有者、地域で十分に共有できていません

災害や人的被害の発生時には、所有者が速やかに消防・警察・行政機関に連絡を行い、今後の修復などの処置を講じる必要があります。しかし連絡体制や対応マニュアルが万全であるとは言えません。

[方針] 災害や被害発生時の対応手順の作成・共有を行います

○マニュアルの作成

被災を想定した市独自のマニュアルの作成を行います。

○対応手順の共有

地域で被災時を想定した文化財防災対策を講じ、手順を共有化します。

○防火訓練の実施

地域で被災時を想定した防火訓練を継続し、手順を共有化します。



災害時の被害確認

3 防災・防犯に関する措置

防災・防犯に関して、次のことに取り組みます。

				主な	取組主	上体			Ę	尾施期 間	1
			行政	(市)	==	市民		# ⊞			
	事業名	事業内容 · 文化 課		関 係 課	有者	氏・団体	専門家	費用負担	前期	中 期	機期
14 (再)	防災・防犯の啓発	防災・防犯について、所有者や地域ぐるみで文化財を守る意 識を啓発する	0	0	0				継続		· - →
(西)	防災・防犯に関す るマニュアル・体 制づくり	「広島県文化財防災マニュアル」に基づき、地域で被災時を 想定した文化財防災対策を講じるとともに、市独自のマニュ アルの作成を行う	0	0	0		0			新規	
16 (再)	防火訓練の実施	火災発生時にみはら資源の被害を最小限にとどめるために、 市、消防署、所有者、地域住民などが連携・協力して、防火 訓練を実施する	0	0	0	0			継続 _	- 1	>
17 (再)	防火査察の実施	消防署と連携して防火査察を実施し、防災設備等について不 足があれば設備の更新・充実を図り、助言・指導を行う	0	0	0				継続日・	- 1	· Þ

[主な取組主体] ◎:中心となって取り組む ○:協力して取り組む [実施期間] 実線:実施期間 破線:継続



第9章 みはら資源の保存と活用の推進体制

1 推進主体

みはら資源の保存・活用を推進するためには、文化課と庁内関係部署などの「行政」や「所有者」、「市民・団体」、「専門家」が連携して、みはら資源の保存と活用を推進する必要があり、次のような主体が想定されます。

(1) 行政(三原市ほか)

市の文化財に関する手続きなどの業務は文化課が所管していますが、それ以外のみはら資源に関する業務は、関係する庁内関係部署が所管しています。指定などの調査や文化財保存・活用の事業は、所有者、三原市文化財保護審議会、文化庁、広島県、庁内関係部署、大学、専門機関などの協力を受けながら進めています。

今後もこれらの団体と連携を深め、取組を広げることが必要です。

(2) 所有者

みはら資源の所有者や管理者に関しては、保存・活用について理解が深まるよう啓発を進めます。また、積極的に公開することで、みはら資源が持つ価値に対する市民の理解を深める活動を進めます。

併せて、支援制度の利用やボランティアなどの活用、また、現状や直面している課題について、積極的な情報共有を行います。

(3) 市民・団体

保存・活用の推進には市民との協働が不可欠であり、協働体制づくりに取り組みます。 市内には、みはら資源に関わり各地域で活動する団体や住民組織が数多くあります。こうした団体が横断的な情報共有を行い、互いに支えあい、助言・協力を行うことのできる体制をつくることが必要です。市民や団体に対し、住民組織などによる保存・活用の取組やボランティア活動への参加を促すことも必要です。

(4) 専門家

保存・活用の推進には、大学や専門機関と協働し、専門家の参画を得ることも不可欠です。 これまでも大学などの高度な専門機関と連携を行い、調査、研究・活用に取り組んできましたが、今後も継続していくことが必要です。そのためには、市が橋渡しを行い、地域と専門家をつなげることも必要です。

(1) 行政

三原市

教育部 文化課(職員12名 うち専門職員5名)

(文化財係)

文化財の保存・活用、文化財保存活用協議会、歴史民俗資料館(三原・久井)

教育部 生涯学習課(学習施設係・企画振興係)

公民館・コミュニティセンター・生涯学習

教育部 学校教育課(教育指導係)

教育課程・教育指導、「きょうど三原」作成

経営企画部 地域企画課(地域振興係)

協働のまちづくり、住民組織

経営企画部 広報戦略課(シティプロモーション推進係)

ふるさと納税、シティプロモーション

保健福祉部 保健福祉課 (健康増進係)

健康増進

生活環境部 生活環境課 (環境政策係・市民生活係)

環境政策、みはらし環境会議、ヒョウモンモドキ、地域公共交通

経済部 商工振興課

中心市街地活性化、商工団体との連携

経済部 観光課 (観光企画係・観光振興係)

観光戦略プラン、地域連携DMO支援、観光協会との連携

都市部 都市開発課(計画係)

都市計画、魅力あるまちなみづくり事業

消防本部 予防課

防火查察、火災予防

国・県

文化庁

広島県教育委員会 管理部 文化財課

広島県立歴史民俗資料館

広島県立歴史博物館

広島県立文書館

市審議会等

- 三原市文化財保護審議会
- 三原城跡保存整備委員会
- 三原市歴史民俗資料館等運営協議会

(2) 所有者

有形の文化財の所有者・管理者

無形の民俗文化財の保存会

(3) 市民・団体

商工・観光団体

- 三原商工会議所
- 三原臨空商工会
- 一社)三原観光協会

本郷町観光協会

三原市大和町観光協会

㈱まちづくり三原

㈱空・道・港(DMC)

歴史文化団体

歴史文化を対象・テーマとして活動している市民団体・地域団体

広島歴史資料ネットワーク

その他の団体

まちづくりなどに関連して活動している市民団体・地域団体

(4) 専門家

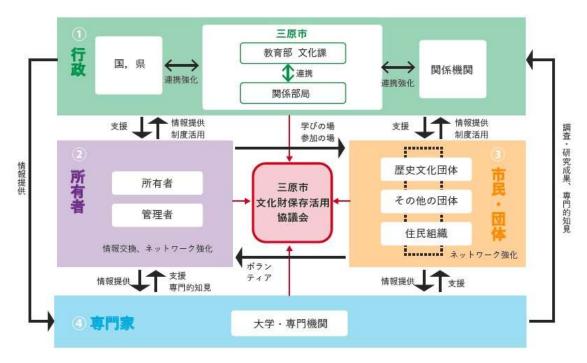
大学·専門機関

国立大学法人広島大学

広島県公立大学法人県立広島大学

国立文化財機構文化財防災センター

国立文化財機構奈良文化財研究所



連携体制の図

2 連携体制

みはら資源の保存・活用のためには「行政」、「所有者」、「市民・団体」、「専門家」が相互に、情報提供や支援、参加を行う必要があります。

本地域計画の作成や実施、変更について協議を行う「三原市文化財保存活用協議会」では、保存・活用を推進するための具体的な事業内容について、今後、分科会や連絡会議などを立ち上げ個別に協議などを行う必要があります。

3 計画の進捗管理

本地域計画の進捗管理や計画変更のために、三原市文化財保存活用協議会を定期的に開催します。PDCAサイクルマネジメントによる進捗管理を行い、円滑かつ着実な取組の実施を推進していきます。本地域計画に基づき、各主体が行った取組 (Do) について同協議会に報告し、進捗状況の確認を行います (Check)。同協議会で方針・措置の妥当性の判断や改善策を検討し (Action)、必要に応じて計画を再検討し (Plan)、取組を展開、充実していきます。

併せて、文化課が中心となり、庁内関係部署とも連携して情報共有を図っていくとともに、 積極的な情報発信を行っていきます。